

狭山台中央公園トイレ新築工事

図面リスト		
図面番号	図面名称	
A-00	タイトル	図面リスト
A-01	特記仕様書（その１）	
A-02	特記仕様書（その２）	
A-03	特記仕様書（その３）	
A-04	特記仕様書（その４）	
A-05	特記仕様書（その５）	
A-06	特記仕様書（その６）	
A-07	案内図	配置図
A-08	トイレ①平面図	トイレ②平面図 仕上表
A-09	トイレ①立面図	
A-10	トイレ②立面図	
A-11	矩計図	屋根木部詳細図
A-12	トイレ①展開図	
A-13	トイレ①展開図	トイレ②展開図
A-14	トイレ①天井伏図	トイレ②天井伏図
A-15	建具キープラン 建具表	
A-16	仮設計画図	

図面リスト		
図面番号	図面名称	
S-01	特記仕様書（構造関係・その１）	
S-02	特記仕様書（構造関係・その２）	
S-03	構造断面図	
S-04	トイレ①耐圧盤構造伏図	トイレ②耐圧盤構造伏図
S-05	トイレ①床スラブ構造伏図	トイレ②床スラブ構造伏図
S-06	トイレ①RC天端構造伏図	トイレ②RC天端構造伏図
S-07	トイレ①木桁構造伏図	トイレ②木桁構造伏図
S-08	トイレ①屋根構造伏図	トイレ②屋根構造伏図
S-09	トイレ①軸組、RC配筋図	
S-10	トイレ①軸組、RC配筋図	トイレ②軸組、RC配筋図
S-11	トイレ②軸組、RC配筋図	
M-01	機械設備工事特記仕様書（１）	
M-02	機械設備工事特記仕様書（２）	
M-03	器具表・凡例	
M-04	給排水設備 平面詳細図	
E-01	電気設備工事特記仕様書（１）	
E-02	電気設備工事特記仕様書（２）	
E-03	電気設備 平面詳細図	

工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	タイトル 図面リスト		2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL, FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6)第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	A-00

工 事 名

狭山台中央公園トイレ新築工事

特記仕様書

I 工事概要

1. 工事場所

埼玉県秩山市狭山台 3丁目2番地

用途地域

第一種中高層住居専用地域

2. 敷地面積

29,150.00

m²

3. 工事種目
(建物概要)

2棟 RC造一部木造 1階建て(地下 階・P・H 階)

建築面積

46.44

m²

延べ面積

46.44

m²

床面積

46.44

m²

階

m²

階

m²

階

m²

階

m²

4. 工 期

契約工期

契 約 日から令和8年1月30日まで

共通仮設費率の算定に用いる工期

契約工期とする

主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

現場施工に着手するまで

現場代理人の現場への常駐を要しない期間

現場施工に着手するまで

現場施工期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

ただし、仮設工事等は施設との協議による

5. 工事範囲

※「3. 工事種目」全てを工事範囲とする。
・「3. 工事種目」のうち、.....の工事範囲は下記表のとおりとする。
ただし、他の工事種目は全て今回工事範囲とする。

2 仮設工事

※工事範囲全て

3 土工

※工事範囲全て

4 地業工事

※工事範囲全て

5 鉄筋工事

※工事範囲全て

6 コンクリート工事

※工事範囲全て

7 鉄骨工事

8 コンクリート・ブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

9 防水工事

※工事範囲全て

10 石工事

※工事範囲全て

11 タイル工事

12 木工

※工事範囲全て

13 屋根及びとい工事

※工事範囲全て

14 金属工事

※工事範囲全て

15 左官工事

※工事範囲全て

16 建具工事

※工事範囲全て

17 カーテンウォール工事

18 塗装工事

※工事範囲全て

19 内装工事

※工事範囲全て

20 ユニット及びその他の工事

※工事範囲全て

21 排水工事

22 舗装工事

23 植栽及び屋上緑化工事

II 建築工事仕様

(1) 質問回答書、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて「埼玉県建築工事特別共通仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版」(以下、「標準仕様書」という。)による。
なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。
(2) 標準仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等(条例を含む)と異なる場合には、具体的な対応策について監督員と協議すること。
(3) 特記仕様書の表記
① 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
② 特記事項は、○印の付いたものは、共に適用する。○印と※印の場合は、○のみを適用する。
③ 特記事項に記載の〔 〕内の表示番号は、「埼玉県建築工事特別共通仕様書」の当該項目、当該図表を示す。
④ 特記事項に記載の()内の表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図表を示す。
⑤ 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また()内は製品名を示す。
⑥ 本工事において、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和5年2月24日変更閣議決定)」及び、「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針(最新版)」による特定調達品目のうち、「判断の基準」を満たす環境物品等(以下「特定調達物品等」という)を選択するよう努めるものとする。
⑦ 注は標準仕様書記載事項で、注意すべきものを示す。

章 項 目

特 記 事 項

1 一般共通事項

① 適用基準等

※埼玉県建築工事実務要覧に記載の要領等
※建築工事監理指針(国土交通省監修)(参考図書)
※建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 令和4年版)
なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

② 条件明示事項

保険の種類
※法定外の労災保険(工事に従事する者(全ての下請員を含む)の業務上の負傷等を対象とするもの)
※建設工事保険等(工事的物及び工事材料等を対象とするもの)
※請負業者賠償責任保険等
③ 工事実績情報システム
コリスへの登録
※行う(請負代金額500万円以上、10日以内に登録) ・行わない (1.1.4) [1.1.8]
④ 適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
・風圧力 風速(Vo=32m/s) 地表面粗度区分(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)
・積雪荷重 秩山市施行細則9条 32cm
5 別契約の関連工事
※監督員指定の別契約工事を今回工事全体としてとらえ、主導的に調整する。(1.1.7)
・監督員指定の別契約工事が行う全体調整に全面的に協力する。
6 施工に注意を要する
区域等
本工事場所は以下の区域等に指定等されているため、施工計画の作成 (1.1.12、13)
及び施工に当たっては関係法令等の遵守に十分注意する。
・周知の埋蔵文化財包蔵地 ・史跡名勝天然記念物
7 工事の記録
埼玉県建築工事写真作成要領に基づき作成し、監督員に提出する。(1.2.4) [1.6.5]
埼玉県電子納品運用ガイドライン ※適用する(CD-R又はDVD-Rで1部提出) ・適用しない
8 電気保安技術者
適用する (1.3.3) [1.3.1]
9 施工条件
※行政機関の休日に関する法律(S63第91号)に定める行政機関の休日以外とする。
ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
・以下の期間を除いた現場閉鎖日数の割合が28.5%(8日/28日)以上であること
年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間
指定期間)
施工時間以外の施工条件
・図示による
10 施工中の安全確保
本工事の受注者を、作業が同一の場所において行われることによって生じる労働災害
を防止するために必要な措置を講ずべき者(統括安全衛生管理義務者)とする。(1.3.7)
11 施工中の環境保全等
建設機械は、原則として排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。(1.3.10)
12 発生材の処理等
引渡しを要するもの (1.3.11) [1.1.13]
※無し(全て構外搬出適正処理) ・有り(※図示)
注 a) 発生材のうち特記による引渡しを要するものは、指示された場所に整理
のうえ調査を添えて監督員に報告する。
b) 産業廃棄物処理許可書及び最終処理入票の写しを提出する。
c) 引き渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、「資源の有効な利用の促
進に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下
「建設リサイクル法」という。)(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」そ
その他関係法令等により適切に処理し監督員に報告する。
13 県産品の使用
受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の (1.4.2)
相手方は埼玉県内に本店を有する者の中から選定するように努めるとともに、
調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努める。
14 環境への配慮
建築物内部に使用する材料等は、設計図面に規定する所要の品質 (1.4.1) [1.4.3]
及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、
パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、壁紙、接着剤、保
温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びビスチレン
を発生しないか、発散が極めて少ない材料で、設計図面に規定する「ホルム
アルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない
材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル
等を含有しない難揮発性の可塑性を除く)が添加されていない材料を使用する。
④ ①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、
ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びビスチレンを発生しないか、発散が
極めて少ない材料を使用したものとする。
15 材料の品質等
※本工事に使用する材料等は、設計図面に定める品質及び性能と同等以上 (1.4.2)
のものを使用する。ただし製造業者等が指定されている場合に同等以上の
のものとする場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
※材料・機材等の製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証
明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面
を提出して監督員の承諾を受ける。
① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること
② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
③ 安定的な供給が可能であること
④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること
⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること
※製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基
本方針の判断の基準に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の
証明のためのガイドライン」(林野庁 H18.2.15)に準拠した証明書を監督員に提出する。
※検査を受けて使用すべき工事材料は、監督員が指定するものとする。
16 技能士 (1.5.2) [1.3.2]

17 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

対象化学物質	判定基準	備考
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm) 以下	※厚生労働省 トルエン
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm) 以下	※指針 キシレン
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下	※指針 エチルベンゼン
エチルベンゼン	3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm) 以下	換算は25℃ スチレン
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下	換算は25℃ パラジクロロベンゼン
パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm) 以下	

測定方法
採取及び分析は、法令に基づき空気中の物質の濃度に係る証明を行う者が行う。
① 検体の採取方法
・吸引方式(アクティブ法)又は拡散方式(パッシブ法)
・吸引方式(アクティブ法) ・拡散方式(パッシブ法)
② アクティブ法
ホルムアルデヒドは、ジエトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着/溶媒抽出
法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法(以下HPLC)により行う。
トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン及びパラジクロロベンゼンは、
固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法、容器採取法のいずれかを用いて
採取し、ガスクロマトグラフ/質量分析法(以下GC/MS)により行う。
③ パッシブ法
ホルムアルデヒドは、パッシブ採取機器により採取し、HPLC又はガスクロ
マトグラフ法(以下GC)あるいはA HMT-吸光光度法のうち採取機器に適合し
た分析法による。
トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン及びパラジクロロベンゼンは、
パッシブ採取機器により採取しGCまたはGC/MSのうち採取機器に適合した
分析法による。
測定対象室 ※監督員の指定する室 ○トイレ①女子トイレ トイレ②男子トイレ
測定箇所数 ※(2)箇所 ・図示
測定時期 ※工事完了後
報告書 ※2部
18 中間検査
中間検査 ※行う(埼玉県建設工事検査要綱第4条) ・行わない (1.6.2) [1.5.1]
中間検査実施回数() 実施段階() 監督員の指示による
中間検査成績判定 ※対象外 ・対象(埼玉県建設工事成績評価表第2)
監督員の指示により埼玉県建設工事監督要綱別表第1 (1.7.1~3) [1.6.1~3]
に示す類を原則電子データで提出する
完成図等の種類及び記入内容
完成(竣工)図(※監督員が指定した設計図面に完成時の状態を表現したもの)
図面情報電子化媒体 ※CD-R又はDVD-R、1部
CADデータの形式 ※SXF(srf) ・DXF ・DWG
(埼玉県建設工事図面情報電子化媒体作成要領による。CADデータのバージョンは監督員と協議する。)
保全に関する資料(適宜取扱いに注意を要するもの使用方法を解説する)
完成写真(埼玉県建築工事写真作成要領に基づき作成する)
埼玉県電子納品運用ガイドライン ※適用する(CD-R又はDVD-Rで提出) ・適用しない
撮影者 ※監督員の承諾する撮影者
撮影箇所 ※外部()内部()
・施工時と完成時の状況を比較できるように撮影する
・埼玉県建設工事写真作成要領別表5
原本及びオリジナルを各1部提出
原本(電子媒体・撮影時のJPEG)及びオリジナル(紙媒体又は電子媒体)を各1部提出
パネル入り(外部全葉)完成写真 ・要 ・不要
施設CADデータ ・更新して提出 ・更新しない
防水工事 ※屋上防水 ・外壁防水 ・金属屋根 ・ (1.6.4)
建物引渡し日から10年間、受注者、施工者、材料メーカーの3者連名とし2部提出する。
上記以外 ・1部提出
20 保証書
21 その他

2 仮設工事

① 足場その他

「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、(2.2.4)
同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」
における(2)の手すり専用足場方式又は(3)の手すり先行専用足場方式により行う。
堅落制止用器具の使用は、「堅落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」
(厚生労働省 H30.6.22)による。
・フルハネ型堅落制止用器具を用いる。
規模 ・既存建物内の一部を使用 ・構内に新設 m² (2.3.1)
・構内に新設 m²
・設置しない(下記備品のみ用意する)
備品(名分相当)
・机 ・椅子 ・書棚 ・黒板 ・掛時計 ・寒暖計 ・長靴 ・雨合羽
・保護帽 ・懐中電灯 ・堅落制止用器具 ・軍手 ・衣類ロッカー
・冷暖房機器 ・消火器 ・楽器 ・掃除用具 ・電話機
・FAX ・電子メール通信機器 ・スキャナー ・プリンター
③ 現場表示板
④ 工事用水
⑤ 工事用電力
構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる(※有償 ・無償)
⑥ 仮囲い
⑦ 仮囲い
⑧ 交通誘導員
9 快適トイレ
仕様 ※図示
3 山留めの撤去
鋼矢板等の抜き跡 ※地盤の変形を防止する適切な措置を講ずる (3.3.3)

3 土工

① 埋戻し及び盛土

埋戻し及び盛土の種類 (3.2.3)
A種 適用場所()
B種 適用場所()
C種 適用場所()土質()受渡場所()
D種 適用場所()
品質 細粒分(75 μm 以下)の含有率(重量百分率)の上限を50%未満とする。
・六価クロム溶出試験 ・行う ・行わない
② 建設発生土の処理
※構外搬出適切処理(搬出場所:市の指定場所)
・構内指示の場所にたい積 ・構内指示の場所に敷き均し
・UCRの受け入れに必要な土質調査を実施する。また、この調査による資料は他工区の工事
へも利用する。
3 山留めの撤去
鋼矢板等の抜き跡 ※地盤の変形を防止する適切な措置を講ずる (3.3.3)

4 地業工事

5 鉄筋工事

6 コンクリート工事

7 鉄骨工事

特記仕様書(構造関係)による

設計事務所名

Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康

登録番号

埼玉県知事登録 (6)第7174号

〒350-1302 埼玉県秩山市東三ツ木140-32

TEL.FAX 04-2968-0834

設計

R5.7(Ver.R5-2)

工事名称

狭山台中央公園トイレ新築工事

図面名称

特記仕様書(その1)

図面No.

A-01

[illegible]

⑥ 接合具等 ⑦ 接着剤 8 防蟻・防蟻・防虫処理 9 内部間仕切軸組及び床組み 10 窓、出入口その他 11 床板張り 12 壁及び天井下地	・パティルボード ㊤ 施工箇所 表裏面 の状態 による区分 曲げ強さ による区分 耐水性 による区分 難燃性 による区分 厚さ (mm) ・JAS 0360Iに基づく構造用パネル 施工箇所 寸法(mm) ・MDF ㊤ 施工箇所 表裏面 の状態 による区分 曲げ強さ による区分 接着剤 による区分 難燃性 による区分 厚さ (mm)	4 とい ・配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管 ・ルーフドレン ・表面処理鋼板 (表面及び裏面の塗膜の種類) ・材料 ※標準仕様書表13.5.2による (溶融亜鉛めっきを行ったもの) ・形状 ※市販品 (とい径100以下)・25×4.5(mm)以上(とい径100超) ・足金物 ・材料 ※標準仕様書表13.5.2による (溶融亜鉛めっきを行ったもの) ・形状 ※市販品 ・取付け間隔 ※標準仕様書表13.5.2による ・多雪地域の場合の軒どいの取付け間隔 ※0.5m以下 ・防露材のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・銅管製といの防露巻き ※標準仕様書表13.5.4による	・ろく屋根用たて形Ⅰ型 ※ねじ込み式 ・80 ・100 ・ろく屋根用模形Ⅰ型 ※ねじ込み式 ・80 ・100 ・バルコニー中継用 ・ねじ込み式 ・50 ・80 ・100 ・差し込み式 ・50 ・75 ・100 ・バルコニー用 ・ねじ込み式 ・50 ・80 ・100 ・差し込み式 ・50 ・75 ・100	・外装薄塗材 SⅠ ・可とう形外装薄塗材 SⅠ ・外装薄塗材 E ・可とう形外装薄塗材 E ・防水形外装薄塗材 E ・外装薄塗材 S ・内装薄塗材 C ・内装薄塗材 L ・内装薄塗材 SⅠ ・内装薄塗材 E ・内装薄塗材 W ・防火材料 ・ ・仕上げの形状及び工法等 ・砂壁状 ・ゆず肌状(吹付け・ローラー塗り) ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状(吹付け・こて塗り) ・着色骨材砂壁状(吹付け・こて塗り) ・砂壁状じゅらく ・京壁状じゅらく ・吸放湿性 ・適用する ・適用しない ・厚付け仕上塗材 呼び名 防火材料 ・外装厚塗材 C ・外装厚塗材 SⅠ ・外装厚塗材 E ・内装厚塗材 C ・内装厚塗材 E ・仕上げの形状及び工法等 ・吹付け・凸凹処理 ・平たん状 ・凹凸状・ひき起こし・かき落とし ・吸放湿性 ・適用する ・適用しない ・と塗材 ・適用する ・適用しない ・外装厚塗材 C ・外装厚塗材 SⅠ ・外装厚塗材 E ・仕上げの形状及び工法等 ・吹付け・凸凹処理 ・凹凸状 ・耐水性 ・耐腐蝕性Ⅲ種 ・上塗材 ・溶媒 ・水系 ・溶剤系 ・弱溶剤系 ・樹脂 ・※アクリル系 ・外観 ・※つやあり ・つやなし ・メタリック	・防音ドア、防音サッシとする場合 ・遮音性の等級 ・T-1種 ・T-2種 ・断熱ドア、断熱サッシ ㊤とする場合 ・断熱性の等級 ・H-4種 ・H-5種 ・H-6種 ・H-7種 ・H-8種 ・外部に面する建具の日射熱取得性の等級 ・枠の見込み寸法 ・建具表による ・ガラス ・ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ・形状及び仕上げ ・表面色 ・標準色 ・特注色 ・工法 ・水切り板、ぜん板 ※図示 ・木下地の場合の内付け建具 ・適用しない ・適用する	・性能値等(建具符号:建具表による) (16.2.2)(16.4.2~4)(表16.4.2) ・簡易気密型ドアセット ・適用する ・適用しない ・外部に面する建具の耐風圧性 ・耐風圧性の等級 () ・防音ドア、防音サッシとする場合 ・遮音性の等級 () ・断熱ドア、断熱サッシ ㊤とする場合 ・断熱性の等級 () ・材料 ・ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430J1又はSUS443J1 ・ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ・形状及び仕上げ ・鋼板類の厚さ ※標準仕様書表16.4.2による ・標準型鋼製建具の形式及び寸法 ※建具表による	・性能値等(建具符号:建具表による) (16.2.2)(16.5.2~4、6) ・簡易気密型ドアセット ・適用する ・適用しない ・外部に面する建具の耐風圧性 ・耐風圧性の等級 () ・防音ドア、防音サッシとする場合 ・遮音性の等級 () ・断熱ドア、断熱サッシ ㊤とする場合 ・断熱性の等級 () ・材料 ・ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430J1又はSUS443J1 ・ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ・形状及び仕上げ ・表面仕上げ ※H・L・鏡面仕上げ ・工法 ・ステンレス鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ	・性能値等(建具符号:建具表による) (16.2.2)(16.6.2~5) ・簡易気密型ドアセット ・適用する ・適用しない ・外部に面する建具の耐風圧性 ・耐風圧性の等級 () ・防音ドア、防音サッシとする場合 ・遮音性の等級 () ・断熱ドア、断熱サッシ ㊤とする場合 ・断熱性の等級 () ・材料 ・ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430J1、SUS443J1
---	---	---	--	--	--	---	--	---

14 自閉式上吊り引手装置

性能 ※標準仕様書表16.10.1による
・手動開き力() ・手動閉じ力() (16.10.3)(表16.10.1)
・閉じ速度の調整() ・制動区間()
・開閉繰返し() ・耐衝撃性()

15 重量シャッター

シャッターの種類 (16.11.2、3)
・管理用シャッター
・外壁用防火シャッター
・屋内用防火シャッター
・防護シャッター
外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度(開閉方式の種類 ※電動式(手動併用) ・手動式安全装置
急降下制御装置、急降下停止装置、障害物感知装置(設置箇所 ・建具表による)
屋内用防火シャッター若しくは防護シャッターの危害防止機構(設置箇所 ・建具表による)
管理用シャッターのシャッターケース ※設ける ・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類 ・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)
・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)
めっきの付着量 ※Z12又はF1
ガイドレール、まぐさ、雨掛り(に用いる座板及び座板のカバー、雨掛りに用いるスリット材)の種類 ※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
ステンレス鋼板

16 軽量シャッター

開閉形式の種類 ※手動式 ・電動式(手動併用) (16.12.2~4)
耐風圧強度() pa
安全装置
電動シャッターの障害物感知装置(設置箇所 ・建具表による)
スラットの材質の種類 ※鋼板
・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)
めっき付着量 ※Z06又はF06
・JIS G 3322(塗装溶融55%アルミニウム・亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)
めっき付着量 ※AZ90
スラットの形状 ・インターロック型 ・オーバーラッピング型

17 オーバーヘッドドア

セクション材料による区分
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ
風圧力による強さの区分
・125(1250Pa) ※バランス式 ・スタンダード形 ※溶融亜鉛めっき鋼板
・100(1000Pa) ・チューニング ・ハイリフト形 ・ステンレス鋼板
・75(750Pa) ・電動式
・50(500Pa) ・パネチ形

電動式オーバーヘッドドアの障害物感知装置(設置箇所 ・建具表による)

⑮ ガラス

適用は以下によるほか、ガラスの種類・厚さの組み合わせは建具表及び図面による。
フロート板ガラスの品種、厚さの呼びによる種類 ※建具表による ・図示
型板ガラスの厚さによる種類 ※建具表による ・図示
網入り板ガラス、線入り板ガラスの網、線の形状、板の表面の状態、厚さの呼びによる種類 ※建具表による ・図示
・合わせガラス
材料板ガラスの種類及び厚さの組み合わせ並びに合わせガラスの合計厚さ、特性による種類 ※建具表による ・図示
形状 ・平面合わせガラス ・曲面合わせガラス
落球衝撃はく離特性及びショットバック衝撃特性
・Ⅰ類 ・Ⅱ-Ⅰ類 ・Ⅱ-Ⅱ類 ・Ⅲ類
・強化ガラス
形状による種類、材料板ガラスの種類による名称、特性による種類 ※建具表による ・図示
破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類 ・Ⅰ類 ・Ⅲ類
・熱線吸収板ガラス
板ガラスによる種類、厚さによる種類、性能による種類 ※建具表による ・図示
性能 ・Ⅰ種 ・Ⅱ種
・複層ガラス
材料板ガラスの種類及び厚さの組み合わせ並びに複層ガラスの厚さ ※建具表による ・図示
断熱性による区分 ・TⅠ ・TⅡ ・TⅢ ・TⅣ ・TⅤ ・TⅥ
日射取得性及び日射遮蔽性による区分 ・G ・S
乾燥気体の種類 ・空気 ・アルゴン
・熱線反射ガラス
材料板ガラスの種類及び厚さによる種類 ※建具表による ・図示
日射熱遮へい性による区分 ・Ⅰ種 ・Ⅱ種 ・Ⅲ種
耐久性による区分(日射熱遮へい性がⅡ種の場合) ・A類 ・B類
・倍強度ガラス
材料板ガラスの種類及び厚さによる種類 ※建具表による ・図示
ガラスの留め材及び溝の大きさ
建具の種類 ガラス留め材 ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製 ・シーリング材 ・図示による
・グレイジングチャンネル ※建具の製造所の仕様による
鋼製及び鋼製軽量 ・シーリング材 ・図示による
ステンレス製 ・シーリング材 ・図示による
樹脂製 ・グレイジングチャンネル ※建具の製造所の仕様による
○明り取りポリカーボネート板(厚5mm透明、乳白色)(DW-9054)

19 ガラスブロック積み

呼び寸法(mm) 厚さ(mm) 色調 目地幅(mm) 伸縮調整目地位置(mm) 防火性能
・160×160 ・95
・200×200 ・95
壁用金属枠及び補強材 ・図示による
力骨 材質 ※ステンレス鋼(SUS304)
寸法 ※径5.5mm
形状 ※はしり形状複筋及び単筋
化粧目地モルタルの色(白 ・グレー)
シーリングの種類 (SR-Ⅰ ・PS-Ⅰ)
金属製化粧カバー 材質 ※ステンレス製 ・アルミニウム製
寸法 ※図示
形状 ※図示
木下地の場合のアンカー等の取付け間隔 ・図示による
目地部の横力骨の納まり
※ガラスブロック製造所の仕様による ・図示
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力の(Ⅰ・Ⅰ.15・Ⅰ.3)倍の風圧力に対応した工法

17 カーテンウォール工事

1 取付方法、性能等
取付け形態による分類
・層間方式 ・柱・梁方式 ・方立方式 ・スパンドレル方式 (17.1.3)
水密性 気密性 遮音性 断熱性 耐火性能 耐温度差性(℃)
・30分 ・80
・1時間 ・70
・60
耐風圧性
建築基準法に基づき定まる風圧力の(Ⅰ・Ⅰ.15・Ⅰ.3)倍の風圧力に対応した工法
主要部材の耐風圧性能(ガラスを除く)
支点間距離(h) 耐風圧性能
4m以下 ・たわみ量が±(1/150)×h
かつ絶対量20mm以下であること
4mを超える ・
性能の確認方法及び判定方法
※性能の確認及び判定方法が確認できる資料を提出し、監督職員の承諾を受ける
金属材料の種類 (17.2.2、3、5、6)
・アルミニウム材 ・鋼材 ・ステンレス鋼材
シーリング材の種類(目地等)
種類及び寸法等 ※図示による
ガラスの取付け材料
・シーリング 種類(・SR-2 ・SR-Ⅰ)
・構造ガスケット 形状、寸法等 ・図示
断熱材(図) 種類及び範囲 ※図示による
形状及び仕上げ
製品の寸法許容差 ※標準仕様書表17.2.1による
見え掛り部の仕上げ
(アルミニウム材の場合)
規格等 ※標準仕様書表16.2.3による
種類 ・標準色 ・特注色 (標準仕様書表14.2.1)
(鋼材及びステンレス鋼材の場合)
ガラス溝の寸法、形状 ※カーテンウォールの製造所の仕様
取付け
躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差
鉛直方向 ※±10mm
水平方向 ※±25mm
カーテンウォール部材の取付け位置の寸法許容差
目地の幅 ※0~3mm
目地の心の通り ※0~2mm
目地面側の段差 ※0~2mm
各階の基準量から各部材までの距離 ※±3mm
耐火処理 適用部位、材料等 ※図示による
ガラスの取付け材料
ガラスの取付け材料がシーリングの場合のガラスの支持方法 ※4辺支持
(17.3.2~6)(表17.3.1、2)
材料
コンクリート 種類 (・普通コンクリート ・軽量コンクリートⅠ種) ()
品質 設計基準強度(Fc) ※30N/mm²
スラブ ※12cm
気乾単位容積質量
・普通コンクリートの場合 2.1t/m³を超え2.5t/m³以下
・軽量コンクリートの場合 1.8t/m³ ~ 2.1t/m³
鉄筋 種類記号 ※SD295
補強鉄線の径(mm) ・3.2 ・4.0 ・5.0 ・6.0
目地寸法
シーリング材の種類(目地等)
種類及び寸法等 ※図示による
ガラスの取付け材料
・構造ガスケット 形状、寸法等 ・図示
耐火処理 適用部位、材料等 ※図示による
断熱材(図) 種類 ()
種類及び範囲 ※図示による
先付けの材料
・表面仕上げ材 ・セラミックタイル
・石材(・花こう岩 ・大理石) ()
・建具枠
・ゴンドラ用ガイドレール
形状及び仕上げ
製品に見え掛り部の寸法許容差
辺長 ※±3mm ・ねじれ、そり ※0~5mm
対角線長の差 ※0~5mm ・曲がり ※0~3mm
版厚 ※±2mm ・面の凹凸 ※0~3mm
開口部内法寸法 ※±2mm 先付け金物の位置 ※0~5mm
PCカーテンウォールの仕上げ
構造ガスケットを用いる場合のアンカー溝の寸法及び寸法許容差 ※図示による
製作
PC板の配筋 ※図示による
取付け
躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差
鉛直方向 ※±10mm
水平方向 ※±25mm
カーテンウォール部材の取付け位置の寸法許容差
目地の幅 ※±5mm
目地の心の通り ※0~3mm
目地面側の段差 ※0~4mm
各階の基準量から各部材までの距離 ※±5mm
ガラスの取付け方法
・ガラスの取付け材が構造用ガラスで複層ガラス等を使用する場合は排水機能の設置及びガラスの封着処理の強化を行う

18 塗装工事

① 材料
屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ (18.1.3)
・防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
・仕上表による (18.2.2~7)
② 素地ごしらえ
下地面等 種類
木部 不透明塗料塗りの場合 ※A種 ・B種
透明塗りの場合 ・A種 ※B種
鉄鋼面(DP以外) ・A種 ※B種
鉄鋼面(DPのみ) ・A種 ※B種
亜鉛めっき鋼面 ・A種 ・B種
モルタル面及びせつこうプラスター面 ・A種 ※B種
コンクリート面(DP以外)及びALCパネル面 ・A種 ※B種
押出成形セメント板面 ・A種 ※B種
コンクリート面(DPのみ) ※A種 ・B種
せつこうボード面及び 目地:継目処理工法 ※A種 ・B種
その他ボード面 目地:継目処理工法以外 ・A種 ※B種

3 錆止め塗料塗り

(18.3.2、3)
下地面 塗料の種類 錆止め塗料の種類 錆止め塗料塗りの工程
鉄鋼面 SOP A種 見え掛り:A種
見え隠れ:B種
DP C種及びD種 表18.3.4
EP-G ・A種 ※B種 見え隠れ:A種
見え隠れ:B種
亜鉛めっき鋼面 SOP ※A種 ・B種 上記以外:B種
DP B種 表18.3.6
EP-G C種 鋼製建具等:C種
上記以外:B種
(18.4.1~18.12.2)
塗装 種類 塗料の種類
・合成樹脂鋼合ペイント塗り(SOP) 木部屋外 ※A種 ・B種
木部屋内 ・A種 ※B種
鉄鋼面 ・A種 ※B種
亜鉛めっき鋼面 —
・クリヤラッカー塗り(DL) ・A種 ※B種 —
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD) ・A種 ※B種 —
・耐候性塗料塗り(DP) 鉄鋼面 — 上塗り塗料の等級(Ⅰ)級
亜鉛めっき鋼面 — 上塗り塗料の等級(Ⅰ)級
コクリート面及び押出成形材の板面 ・A種 ・B種 ・C種 —
・つやや合成樹脂エポキシ樹脂塗料塗り(EP-G) コクリート面、板面、せつこうボード面、その他ボード面等 ・A種 ※B種 —
屋内の木部、鉄鋼面 亜鉛めっき鋼面 ・A種 ※B種 —
・合成樹脂エマルションペイント塗り(EP) ・A種 ※B種 —
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC) ・A種 ※B種 —
・ステイン塗り ・ビゲ/メタリウム塗り ・オイルフィニッシュ塗り(OS) ・A種 ※B種 —
○木材保護塗料塗り(WP)
屋上、屋根面の金属面に塗装する場合の塗料は高日射反射率塗装(図)とする。
クリヤラッカー塗りA種の工程2の適用
・適用しない ・適用する(着色剤:・溶剤系着色剤 ・油性染料着色剤)
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色の適用
・適用する ・適用しない
オイルステン塗りの工程等 ※製造所の仕様による

19 内装工事

1 接着剤
ビニル床シート、ビニル床材、ゴム床材(用接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種類
・図示
標準仕様書表19.2.3(1)~(3)以外の下地の工法 ・図示
2 下地の工法
3 ビニル床シート(図)
種類 色柄 厚さ(mm) 備考
※FS(複層ビニル床シート) ・無地 ※2.0
・マーブル柄
・柄物
接合部の処理 ※熱溶接工法
4 ビニル床タイル(図)
種類 色柄 寸法 厚さ(mm) 備考
※KT(コバ)タイプ(ビニル床タイル) ・無地 ・300×300 ※2.0
・TT(単層

[illegible]

・路床安定処理
安定処理の方法 ・安定処理工法 ・置き換え工法
添加材料による安定処理
種類 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ☑
・フライッシュセメントB種
・生石灰（ ・特号 ・1号） ・消石灰（ ・特号 ・1号）
添加量 ・ kg/m³（目標CBR ・3以上 ）

・不織布（ジオテキスタイル）
単位面積質量 ・60g/㎡以上
厚さ(mm) ・0.5～1.0
引張強さ ・98N/5cm(10kgf/5cm)以上
透水係数 ・1.5×10⁻³cm/sec以上

試験
砂の粒度試験 ・行う ・行わない
路床土の支持力比（CBR）試験 ・行う（箇所） ・行わない
現場CBR試験 ・行う（箇所） ・行わない
安定処理土のCBR試験 ・行う ・行わない
路床締固め度の試験 ・行う（箇所） ・行わない
六価クロム溶出試験 ・行う ・行かない

2 路盤
路盤及び厚さ ・図示 （22.3.2、3）(表22.3.1)
路盤材料（標準仕様書 表22.3.1による種別）

種 別	
砕 石	・クラッシャーラン ・粒度調整砕石
再生材	・再生クラッシャーラン ☑ ・再生粒度調整砕石 ☑
・クラッシャーラン鉄鋼スラグ ☑ ・粒度調整鉄鋼スラグ ☑ ・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ ☑	

3 アスファルト舗装
アスファルト舗装の構成及び厚さ ※図示 （22.4.2～4、6）(表22.4.1、4)
材料及び種類
アスファルト ・再生アスファルト ☑
（標準仕様書 表22.4.1による種類： ・60～80 ・80～100）
・ストレートアスファルト
骨材 ・道路用砕石
・アスファルトコンクリート再生骨材 ☑
加熱アスファルト混合物等の種類
・密粒度アスファルト混合物（13）
・細粒度アスファルト混合物（13）
・密粒度アスファルト混合物（13F）
試験
アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない
舗装の平たん性
※通行の支障となる水たまりを生じない程度

4 コンクリート舗装
構成及び厚さ （22.5.2～4）(表22.5.1～3)
舗装の種類 部位 構成 厚さ(mm)
コンクリート舗装 ・車路、駐車場 ※図示 ・図示
・歩行者用通路 ※図示 ※70

5 カラー舗装
材料
コンクリート
※普通コンクリート 標準仕様書表22.5.1による
・以下による
コンクリートの種類
設計基準強度(N/mm²)
所定のランプ(cm)
粗骨材の最大寸法(mm)
早強ポルトランドセメント ・使用する ・使用しない
注入目地材料 ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ
目地
種類 ※標準仕様書表22.5.3による
間隔 ※標準仕様書表22.5.3による m程度ごと
構造 ※標準仕様書図22.5.1による ・図示
舗装の平たん性
※通行の支障となる水たまりを生じない程度

6 透水性
アスファルト舗装
透水性舗装の構成及び厚さ ※図示 （22.7.2、3、6）
材料
骨材 ・道路用砕石
・アスファルトコンクリート再生骨材 ☑
（標準仕様書 表22.4.1による種類： ・60～80 ・80～100）
試験
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない
透水性コンクリート舗装
コンクリート舗装に対する基準値

項目	基準値
最大粒径 (mm)	13
空隙率 (%)	20以上
透水係数 (cm/s)	1×10 ⁻³ 以上
目地の間隔	版厚の20倍程度

構成、厚さはコンクリート舗装による
・不織布（ジオテキスタイル）
敷設位置 ※フィルター層と路床の間の敷設 ・図示
透水性コンクリート平板舗装
透水性コンクリート平板舗装は、ブロック系舗装による （22.8.2、3）
透水性インターロッキングブロック舗装
透水性インターロッキングブロック舗装は、ブロック系舗装による （22.8.2、3）

7 半たわみ性舗装

区分	種類	厚さ(mm)
表層	半たわみ性舗装用アスファルト混合物Ⅰ型(13)	40
基層	再生粗粒度アスファルト混合物(20)	40

試験
半たわみ性舗装用アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない
材料
浸透用セメントミルクの標準的な性状

項目	性状	試験方法
フロー値(プロット)砂	10～14	舗装調査・試験法便覧(C041)
圧縮強度(7日養生) MPa	9.8～29.4	JIS R 5201
曲げ強度(7日養生) MPa	2.0以上	舗装調査・試験法便覧(C042)

配合
半たわみ性舗装用アスファルト混合物の標準配合

ふるいの呼び名	ふるい通過質量百分率(%)
19.0 mm	100
13.2 mm	95～100
4.75 mm	10～35
2.36 mm	5～22
600 μm	4～15
300 μm	3～12
75 μm	1～6
アスファルト量(%)	3～4.5

半たわみ性舗装用アスファルト混合物のマーシャル安定度試験に対する基準値

項目	基準値
密度 (g/cm³)	1.9以上
安定度 (kN)	2.94以上
フロー値 (1/100cm)	20～40
空隙率 (%)	20～28
突固め回数(回)	50

施工
半たわみ性舗装用アスファルト混合物等の施工は、標準仕様書22.4.5による。
浸透用セメントミルクの施工は、(1)から(5)による。
(1) 浸透用セメントミルクの製造は、一般に移動式ミキサによって行うが、工事規模が大きき場合には専用の移動式や固定式の混合プラントを用いることもある。
(2) 浸透用セメントミルクの施工は、一般に舗装体表面の温度が50℃程度以下になってから行う。その場合、舗装体にごみ、泥、水などが残っていないことを確認する。浸透作業は、一般に振動ローラ等により行う。
(3) セメントミルクが舗装表面に残っていると、路面のサバリ抵抗性を低下させることがあるので、舗装表面の骨材の凹凸が現れる程度にセメントミルクをゴムレーキ等で除去する。特にすべり止め対策を必要とするところは、碓砂の使用及び余剰セメントミルクのよりいっそうの除去等、材料や施工法等で対処するか、場合によっては施工後ショットブラスト等で表面を粗くすることが必要である。
(4) 交通開放までの一般的な養生期間は、下表に示すとおりである。

セメントミルクの種類	養生期間
普通タイプ	約3日
早強タイプ	約1日
超速硬タイプ	約3時間

(5) 浸透用セメントミルクを注入する前に交通開放すると、骨材の剥奪や飛散、またはごみ、泥等による汚れが生じることがあるので、基本的には注入前に交通開放を行わないようにする。

締固め度 標準仕様書22.4.2(2)による
舗装厚さの許容差 ※標準仕様書 表22.4.2(3)による
舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度
弾性舗装（歩行者用通路）の構成及び厚さ ※図示

区分	種類	厚さ(mm)
表層	弾性舗装材	15～20
基層	再生密粒度アスファルト混合物(13)	30

加熱アスファルト混合物は、アスファルト舗装による
・コンクリート平板舗装 ☑ （22.8.2、3）
※図示

種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材	備考
※普通平板(N)	※300㎜	※60	※砂	表面加工
・透水平板(P)	・	・	・モルタル	・研ぎ出し
・保水性平板(M)	・	・	・	・洗い出し
				・たたき出し

敷砂層 ・砂 ・空練りモルタル
クッション材 ※砂 ・空練りモルタル
普通平板は☑（再生材料を用いた舗装用ブロック）、
透水平板は☑（透水性コンクリート）とする。
仕上り面の平たん性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、コンクリート
平板間の段差は3mm以内とする。
・インターロッキングブロック舗装 ☑

種類	部位	形状寸法	厚さ(mm)	曲げ強度(N/mm²)	横断面勾配	目地材	備考
※普通ブロック(N)	車路、	図示	80	※5.0	2%	砂	色彩、表面加工
・透水性ブロック(P)	駐車場	・	・	・	・	・	・標準品
・保水性ブロック(M)	・	・	・	・	・	・	・
※普通ブロック(N)	歩行者	図示	60	※3.0	1.5～2%		
・透水性ブロック(P)	用通路	・	・	・	・	・	・
・保水性ブロック(M)	・	・	・	・	・	・	・

クッション材 ※砂 ・空練りモルタル
歩行者用通路に使用する普通ブロックは ☑（再生材料を用いた舗装用ブロック）、
透水性ブロックは ☑（透水性コンクリート）とする。
仕上り面の平たん性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、ブロック間の
段差は3mm以内とする。

区分	部位	厚さ(mm)	種類
敷砂層	・車路、駐車場	20	砂
	・歩行者用通路	30	
フィルター層		100	川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量6%以下)

・不織布（ジオテキスタイル）
敷設位置 ※図示
単位面積質量 ・60g/㎡以上
厚さ(mm) ・0.5～1.0
引張強さ ・98N/5cm(10kgf/5cm)以上
透水係数 ・1.5×10⁻³cm/sec以上
舗装の割付（車路、駐車場）
・ヘリンボンボンド(45°) ・ヘリンボンボンド(90°)
仕上り面の平たん性 ※走行、歩行に支障となる段差がないものとし、ブロック
間の段差は3mm 以内とする。
・鋪石舗装

種類	形状・寸法(mm)	厚さ(mm)	張り方	基層	基層の厚さ(mm)
・花こう岩	・割石・図示	・	・うろこ張り	・コンクリート版	※70
				・75mm混合物	※70

クッション材 ※砂 ・空練りモルタル
仕上り面の平たん性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、鋪石間の段差は3mm 以内とする。

10 砂利敷き
種類
・A種（施工範囲：・図示 ・通路
・B種（施工範囲：・図示 ・建物周囲他
(22.9.2)(表22-9-1)

11 路面標示用塗料
路面標示用塗料は JIS K 5665 による。

種類	施工	適用	色	幅(mm)	塗布厚さ(mm)
・1種 ☑	常温	液状	・白	・150	・1.0
・2種 ☑	加熱		・	・100	・

※3種1号 熔融 粉体状
☑ 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料

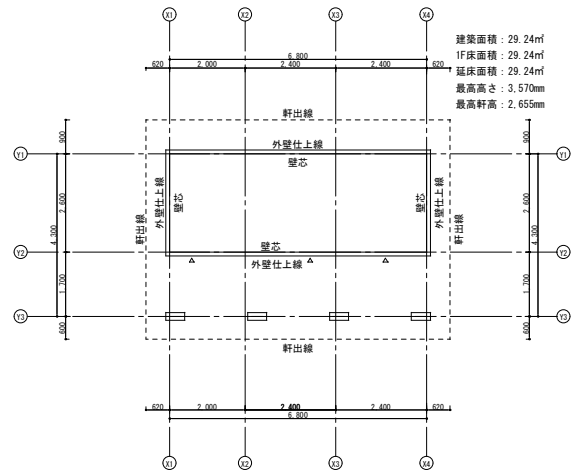
23 植栽及び屋上緑化工事
1 植栽地の確認等
2 植栽基盤の整備
3 植込み用土
4 土壌改良材
5 樹木
6 支柱
7 幹巻き用材料
8 芝
9 吹付けは種
10 地被類
11 新植、移植樹木、芝等の枯補償
12 屋上緑化 ☑
種類
・A種（施工範囲：・図示 ・通路
・B種（施工範囲：・図示 ・建物周囲他
(22.9.2)(表22-9-1)
路面標示用塗料は JIS K 5665 による。

種類	施工	適用	色	幅(mm)	塗布厚さ(mm)
・1種 ☑	常温	液状	・白	・150	・1.0
・2種 ☑	加熱		・	・100	・

※3種1号 熔融 粉体状
☑ 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
植栽地の確認等
土壌の水素イオン濃度(pH)試験 ・行う ・行わない
電気伝導度(ED)の試験 ・行う ・行わない
(23.1.3)
植栽基盤の整備

植栽	工法	有効土層の厚さ(cm)	整備範囲	土壌改良材
・樹木	※A種 ・B種 ・C種 ・D種	樹高12m以上 (※100 ・120 ・150) 樹高7m以上～12m未満 (※80 ・100) 樹高3m以上～7m未満 (※60 ・80) 樹高3m未満 (※50 ・60)	・葉張り部分 ・植栽帯部分 ・図示	・適用する ・適用しない

※芝、地被類 ※B種
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・<



トイレ①(クラブハウス) 配置図 S:1/100

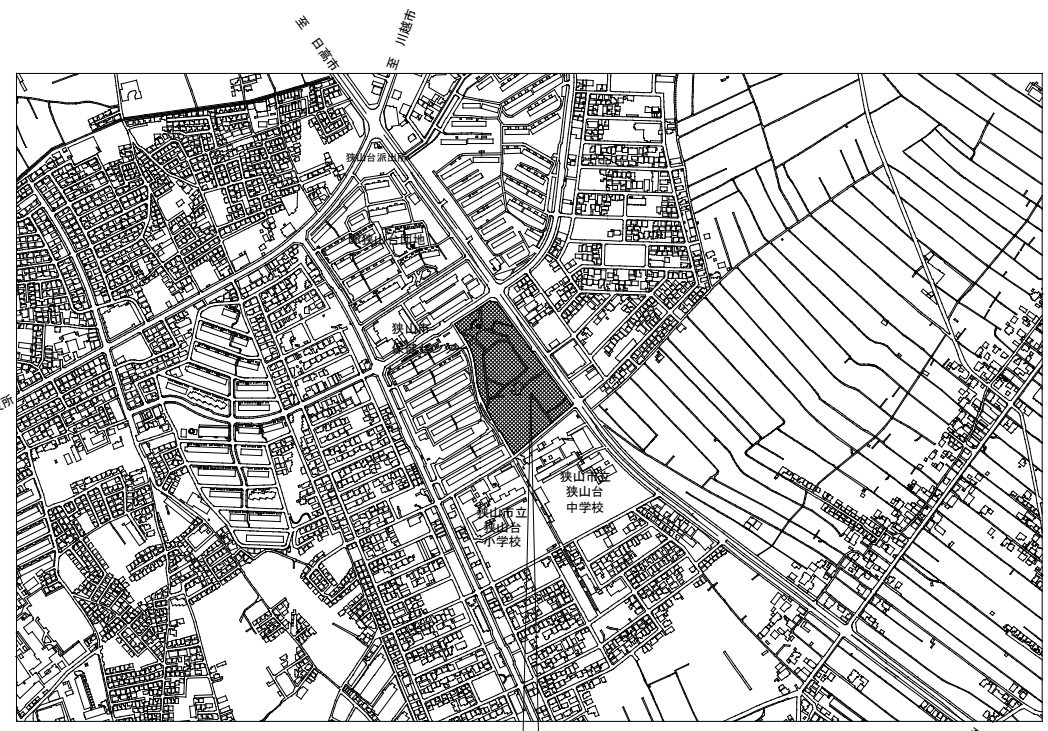
※既存建物：クラブハウス RC造 1階建
建築確認済証 S63年10月31日 第979号
検査済証 H元年 4月14日 第 7号
建築面積：276.37㎡
延床面積：211.70㎡

※新築建物：トイレ①
建築面積：29.24㎡ 最高の高さ：3.57m
延床面積：29.24㎡ 最高の軒高：2.655m

※新築建物：トイレ②
建築面積：17.20㎡ 最高の高さ：3.57m
延床面積：17.20㎡ 最高の軒高：2.655m

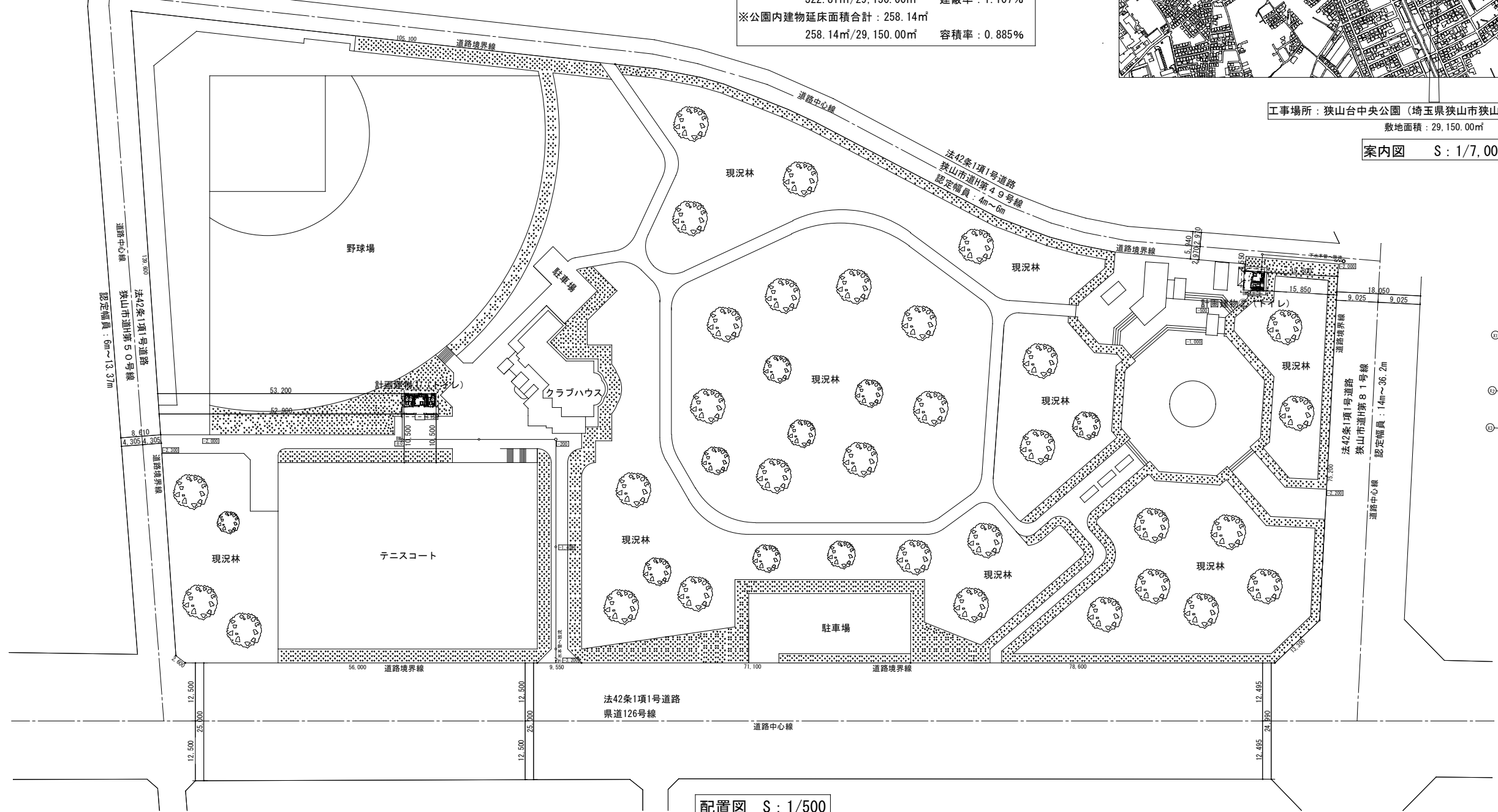
※公園内建物建築面積合計：322.81㎡
322.81㎡/29,150.00㎡ 建蔽率：1.107%

※公園内建物延床面積合計：258.14㎡
258.14㎡/29,150.00㎡ 容積率：0.885%

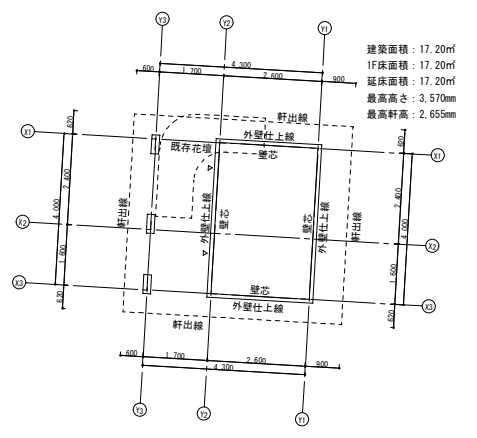


工事場所：狭山台中央公園（埼玉県狭山市狭山台 3丁目28番地）
敷地面積：29,150.00㎡

案内図 S:1/7,000

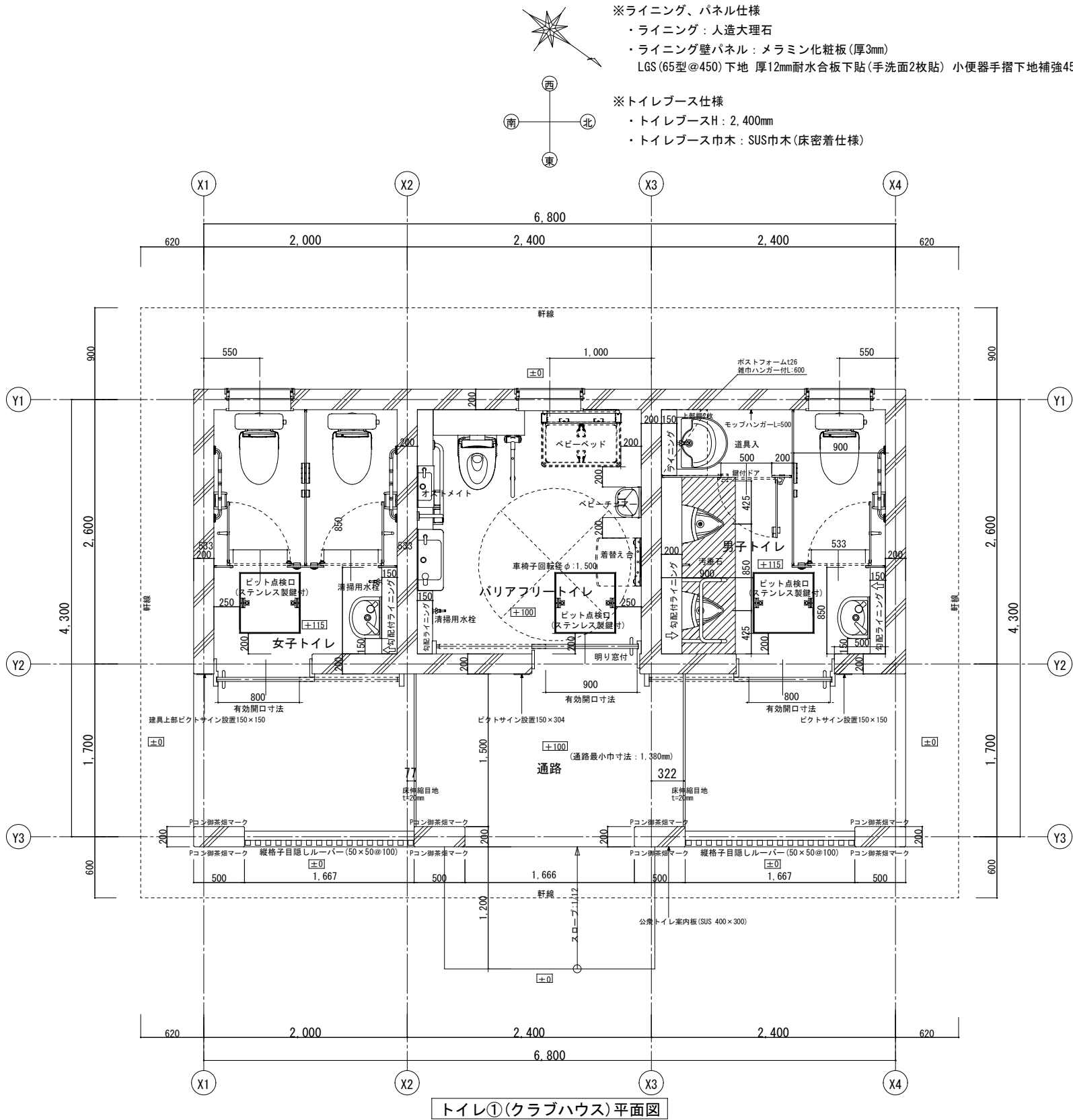


配置図 S:1/500



トイレ②(北側) 配置図 S:1/100

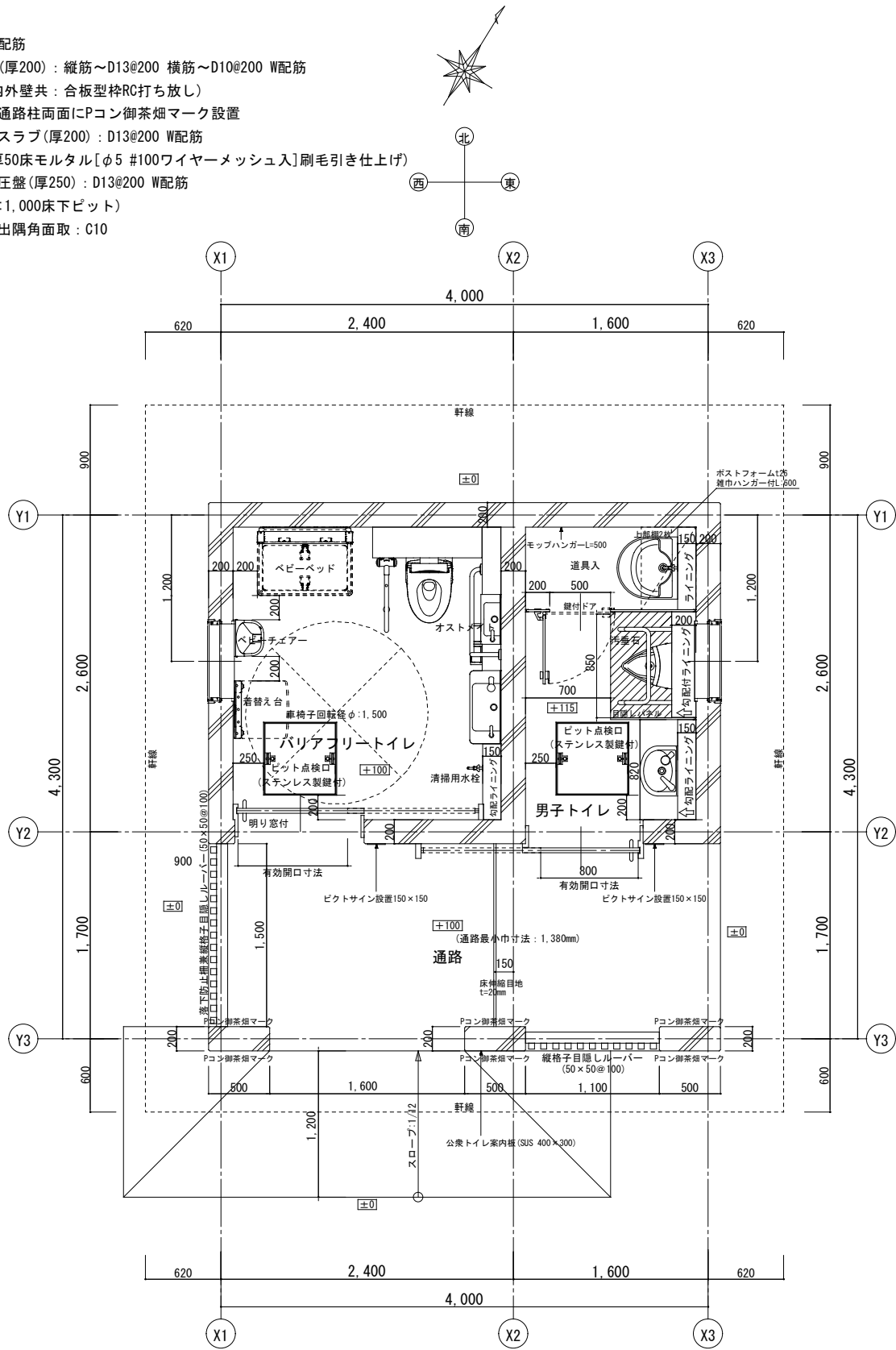
工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	案内図 トイレ①(クラブハウス)、トイレ②(北側) 配置図	S:1/100 (A1) S:1/500 (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL, FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6)第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	A-07



トイレ①(クラブハウス)平面図

外部仕上表	
基礎	鉄筋コンクリートベタ基礎 コンクリートFC=24N/mm2(補正)スランブ18cm, 各寸法等詳細については基礎伏図, 矩計図, 構造伏図, 軸組図、RC配筋図参照
外壁	合板型枠RC打放し コンクリートFC=24N/mm2(補正)スランブ18cm, 各寸法等詳細については基礎伏図, 矩計図, 構造伏図, 軸組図、RC配筋図参照
屋根	1.5寸勾配屋根～垂木：105×105米松＋野地板兼天井板45×120米松＋改質アスファルトルーフィング敷き＋厚0.4mmガルバリウム鋼板壁ハゼ葺き 全ての木材含浸系塗料塗布
破風板	厚100×45米松下地 厚0.4mmガルバリウム鋼板貼り 全ての木材含浸系塗料塗布
軒裏	野地板兼天井板45×120米松 全ての木材含浸系塗料塗布
その他	欄間明かり取り：透明ポリカーボネート面止めFIX、四方コーキング処理室内側より目隠しフィルム貼 欄間明かり取り：乳白ポリカーボネートFIXアルミアングル四方押え

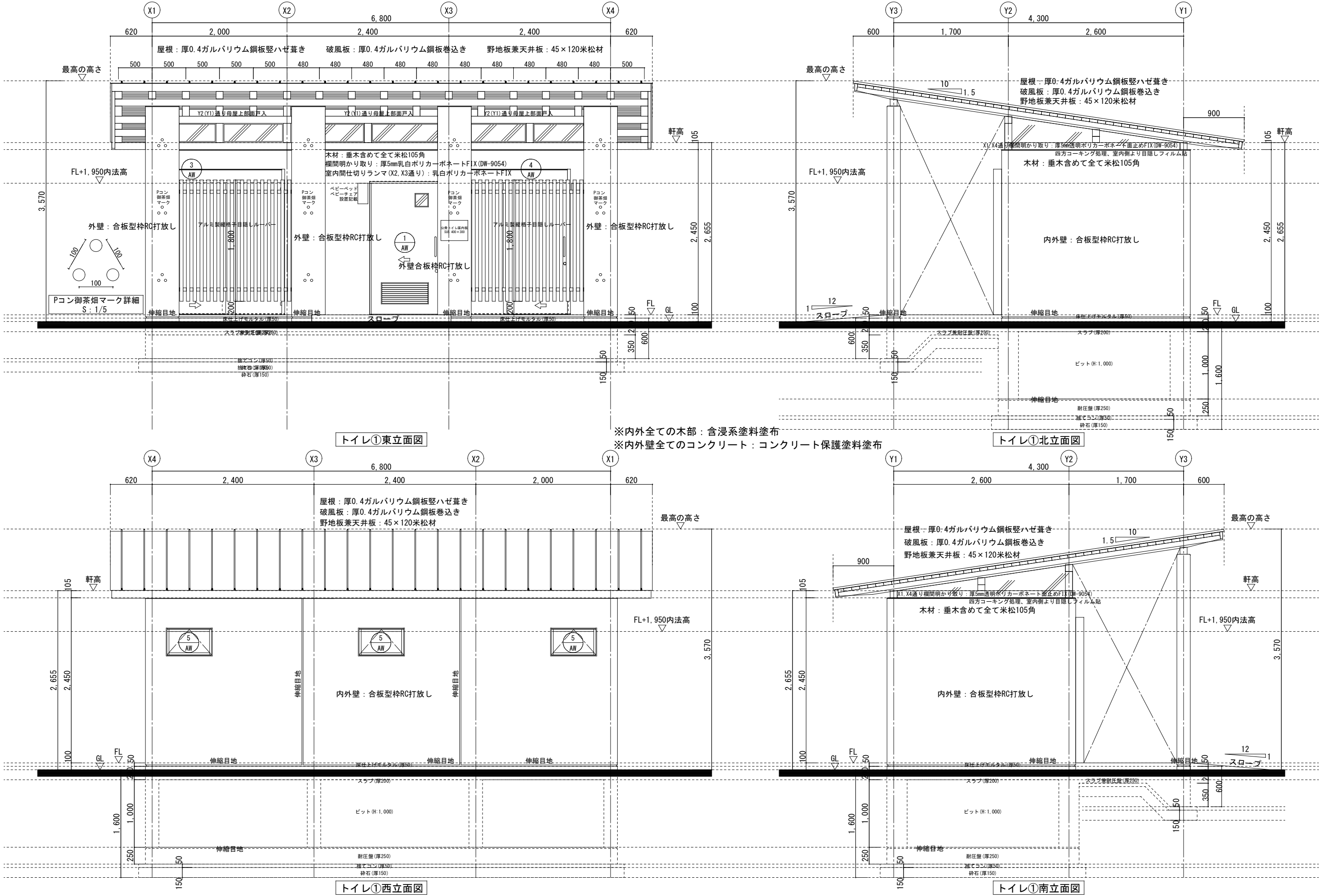
- ※RC部配筋
- ・壁(厚200)：縦筋～D13@200 横筋～D10@200 W配筋
(内外壁共：合板型枠RC打ち放し)
 - ※通路柱両面にPコン御茶畑マーク設置
 - ・床スラブ(厚200)：D13@200 W配筋
(厚50床モルタル[φ5 #100ワイヤーメッシュ入]刷毛引き仕上げ)
 - ・耐圧盤(厚250)：D13@200 W配筋
(H:1,000床下ビット)
 - ・RC出隅角面取：C10



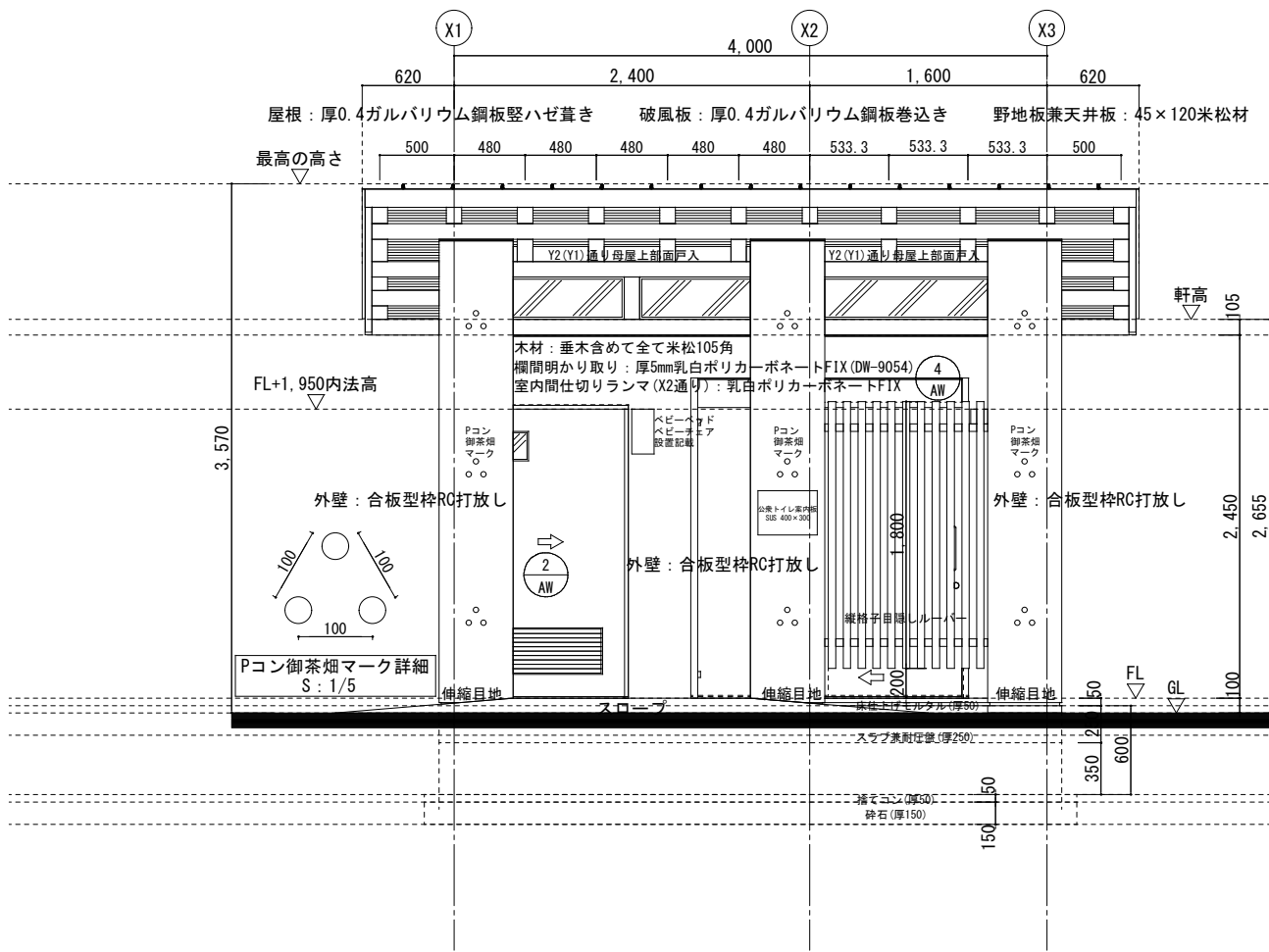
トイレ②(北側)平面図

内部仕上表	
床	厚50床モルタル[φ5 #100ワイヤーメッシュ入]刷毛引き仕上げ
巾木	床モルタル仕上げ時、入隅コーナー部R10面取金鍍押え、RC打放し壁FL+150Iに目地入れ
壁	合板型枠RC打放し コンクリートFC=24N/mm2(補正)スランブ18cm, 各寸法等詳細については基礎伏図, 矩計図, 構造伏図, 軸組図、RC配筋図参照
廻縁	無
天井	垂木：105×105米松＋野地板兼天井板45×120米松、桁、母屋、東：105×105米松、210×105米松 全て表し 全ての木材含浸系塗料塗布
その他	汚垂石：花崗岩t25バーナー仕上 棚板：ポストフォーム600×450×26 モップハンガー：3本掛け 雑巾ハンガー-L:600 トイレ①小便器脇フック金物設置

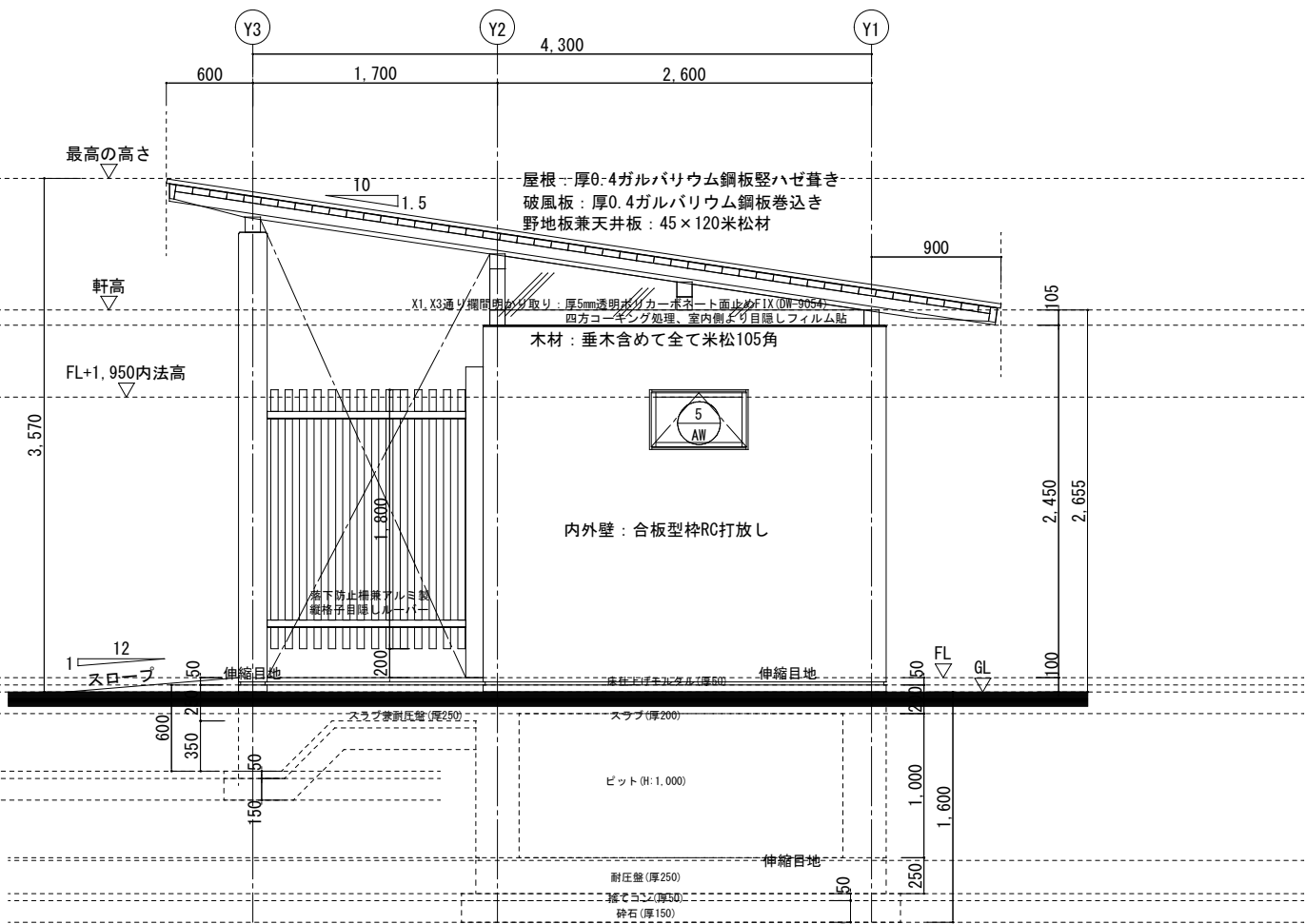
工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	トイレ①(クラブハウス)、トイレ②(北側) 平面図 仕上表	S：1/25 (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL. FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6)第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	A-08



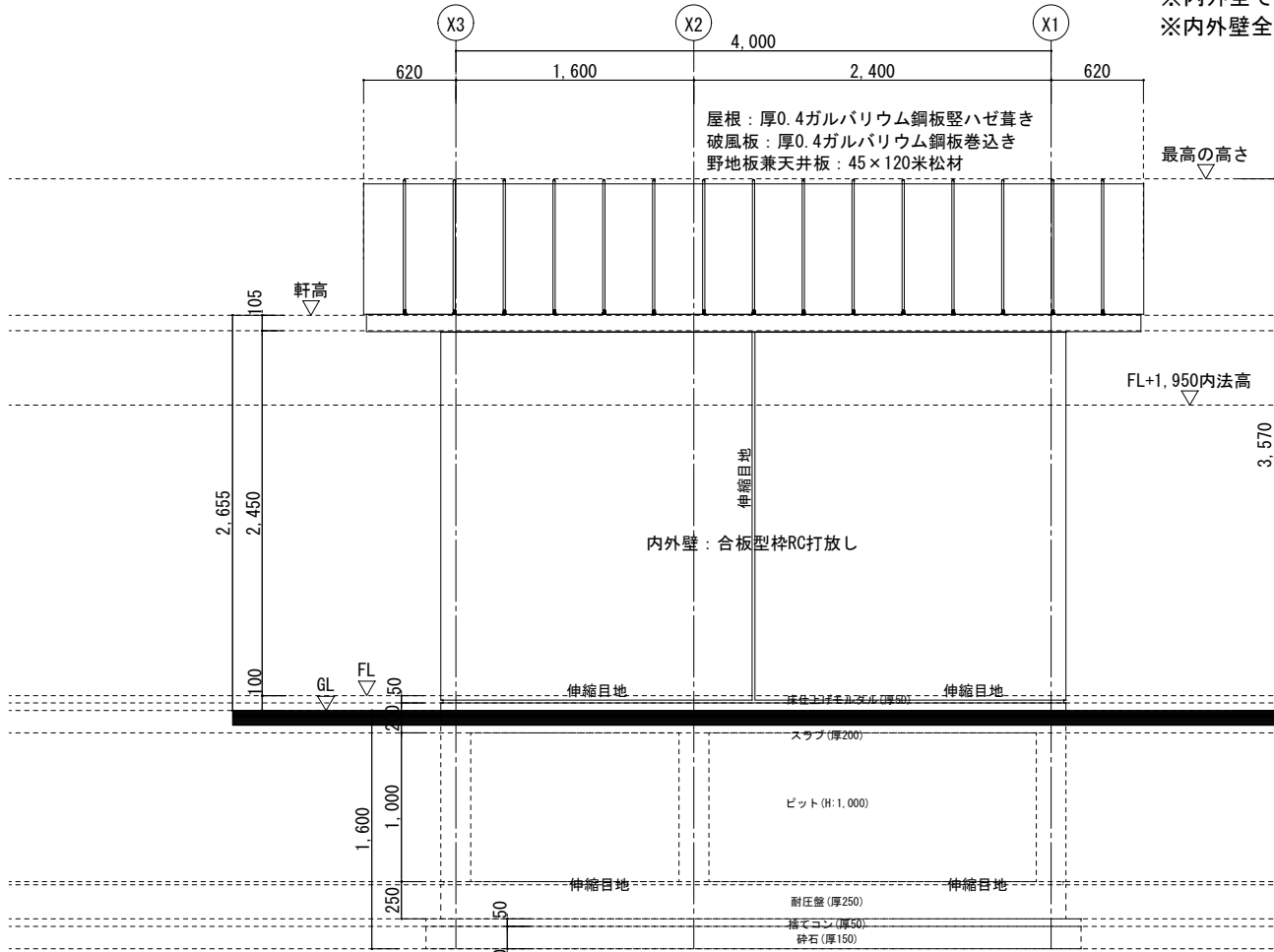
工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	トイレ①(クラブハウス) 立面図	S : 1/25 (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL, FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6)第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	A-09



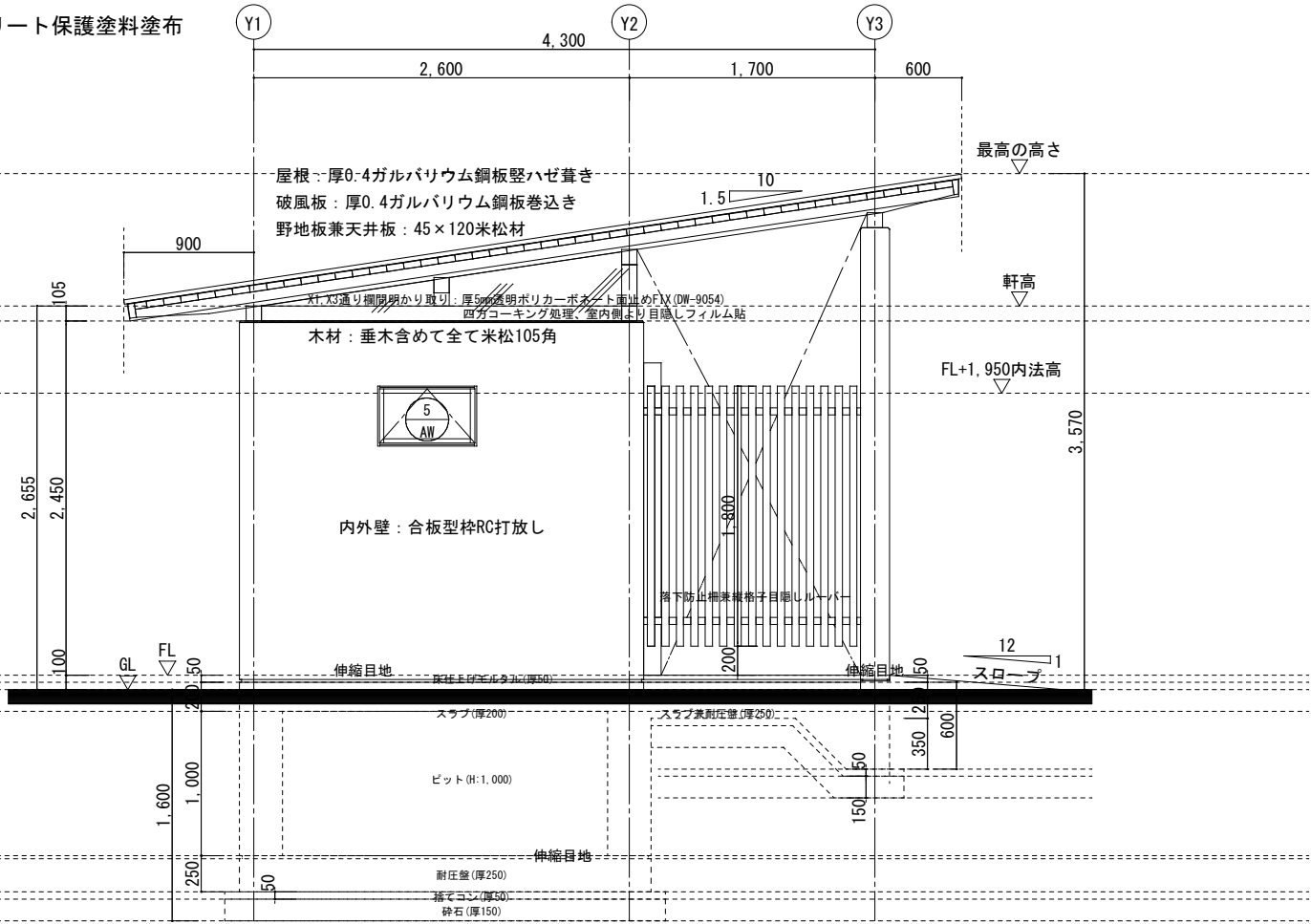
トイレ②南立面図



トイレ②東立面図



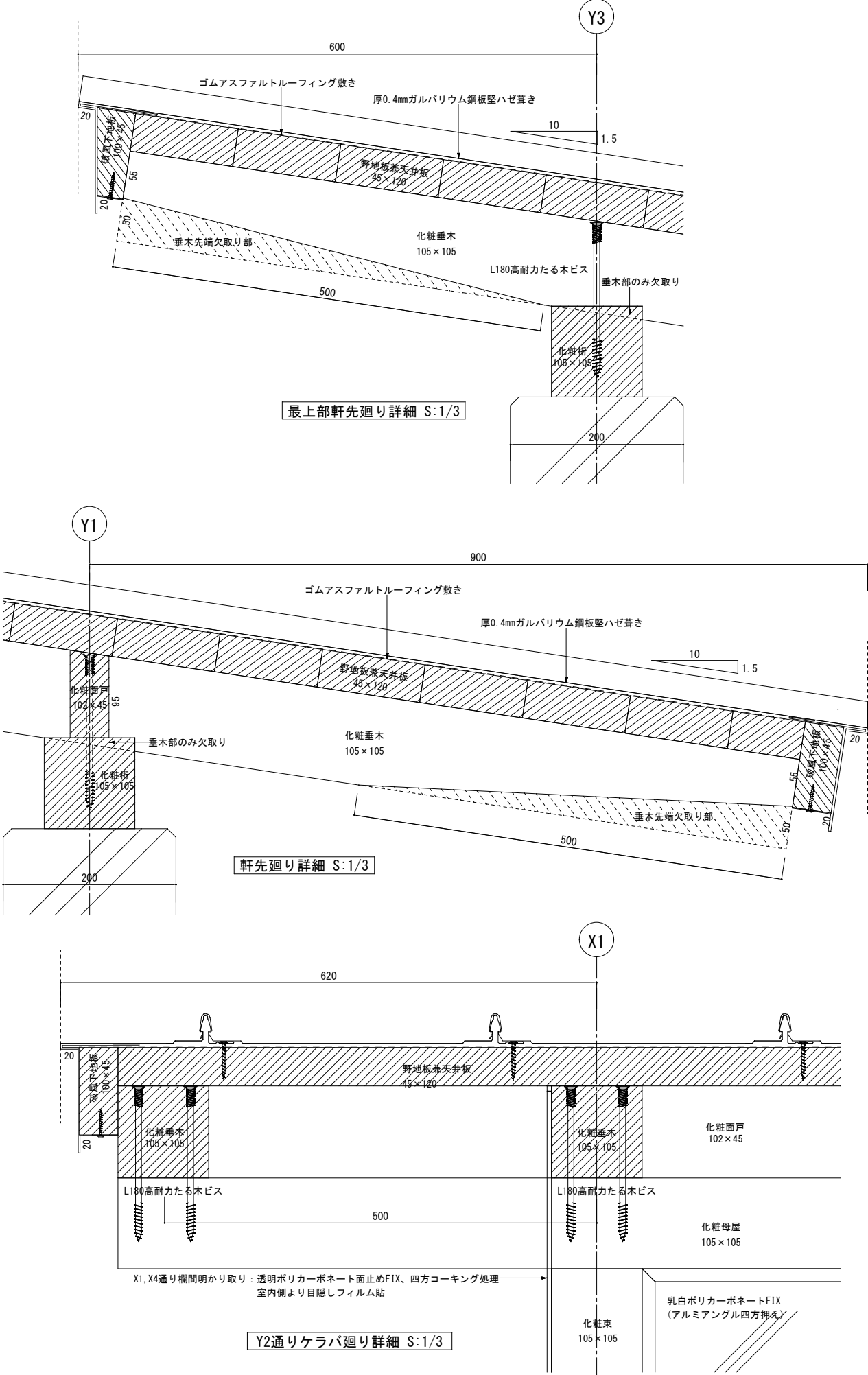
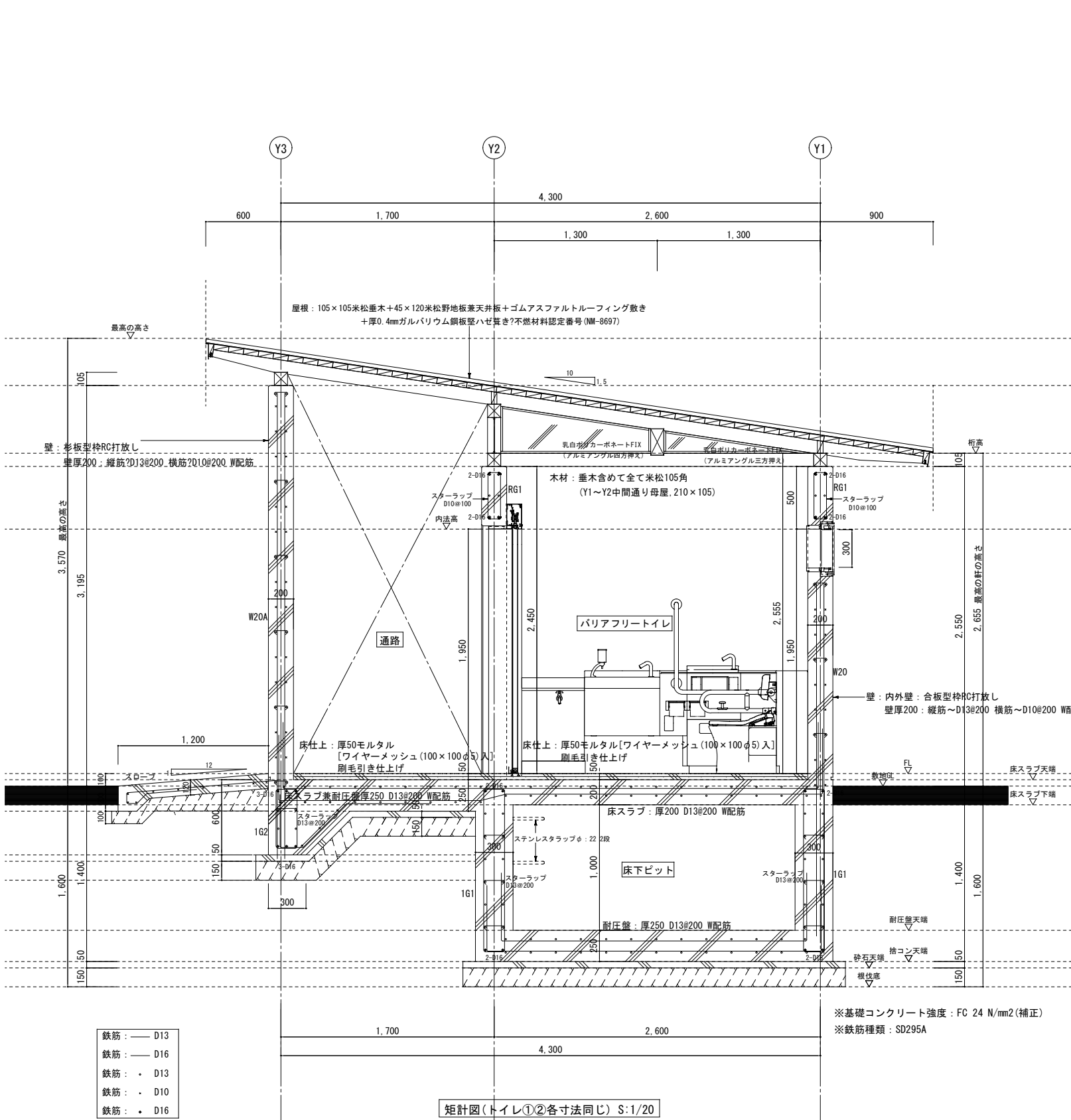
トイレ②北立面図



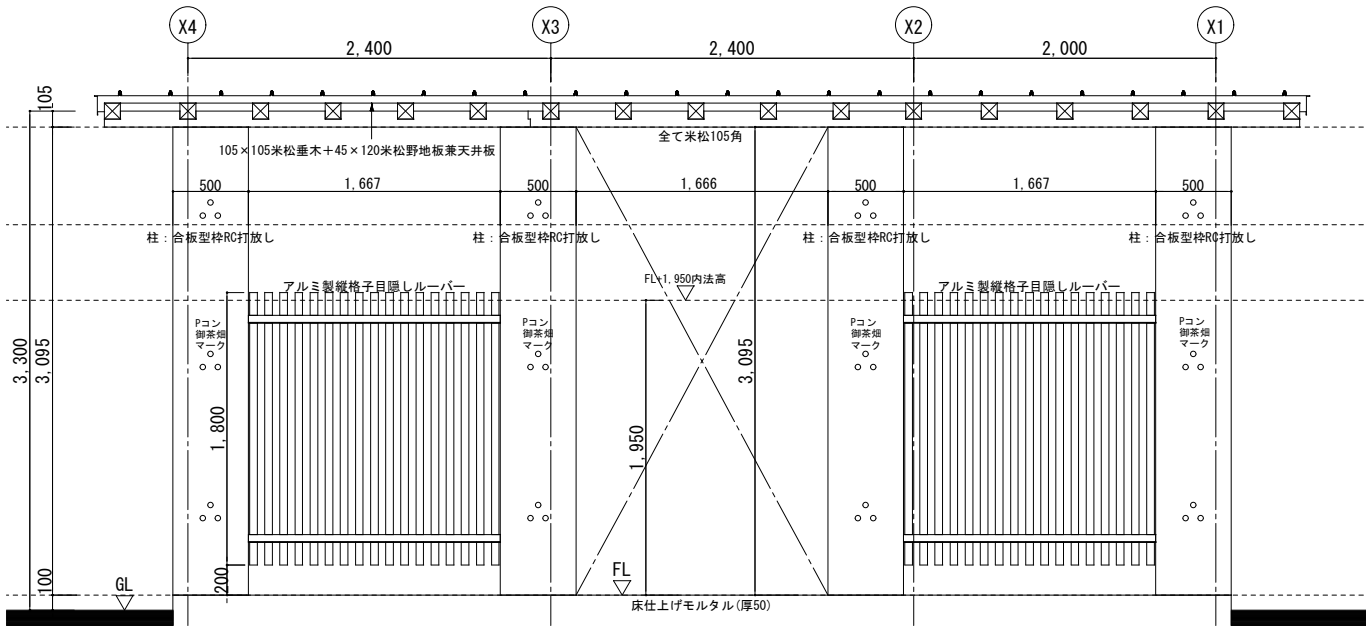
トイレ②西立面図

※内外全ての木部：含浸系塗料塗布
※内外壁全てのコンクリート：コンクリート保護塗料塗布

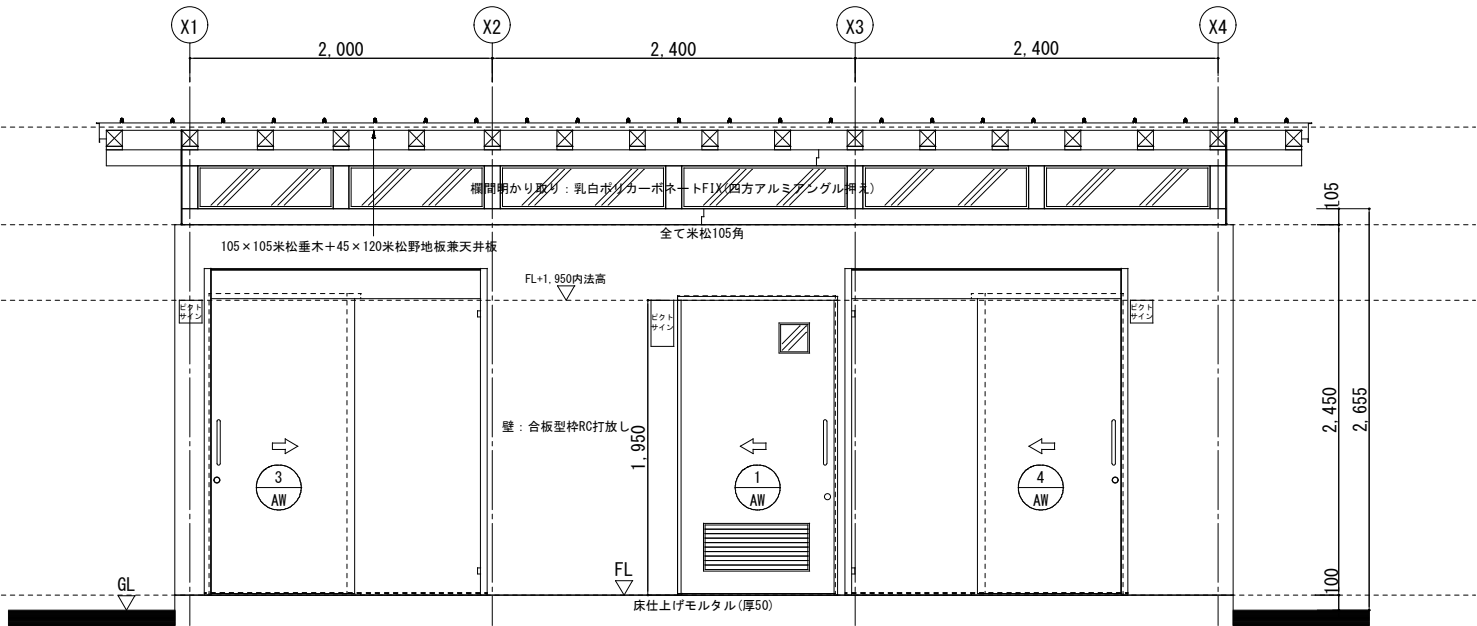
工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	トイレ②(北側) 立面図	S : 1/25 (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL, FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6)第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	A-10



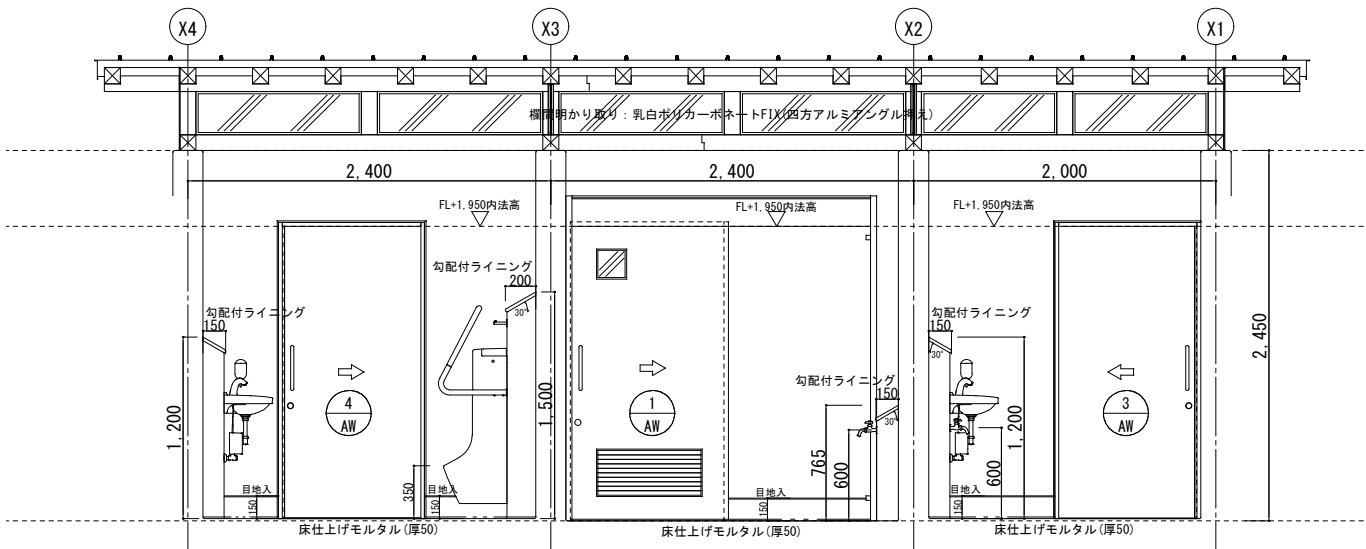
工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	トイレ①(クラブハウス)、トイレ②(北側) 矩計図 屋根木部 詳細図	S : 1/20 (A1) S : 1/3 (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL, FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6) 第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	A-11



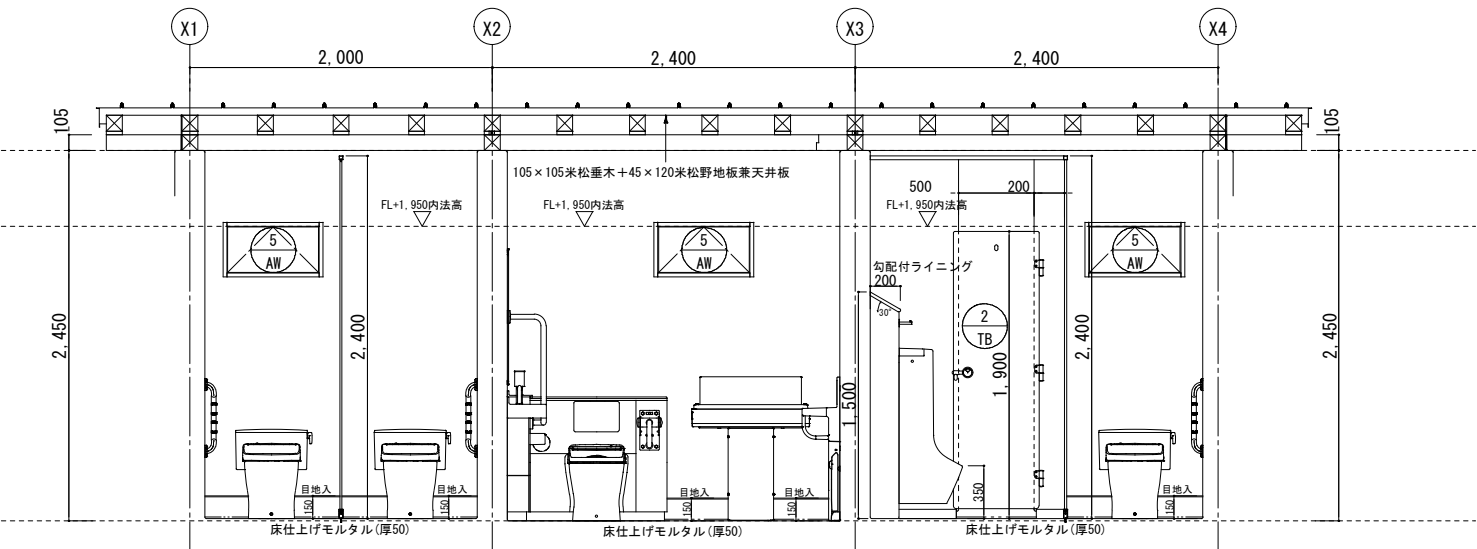
トイレ①(クラブハウス)通路東面展開図



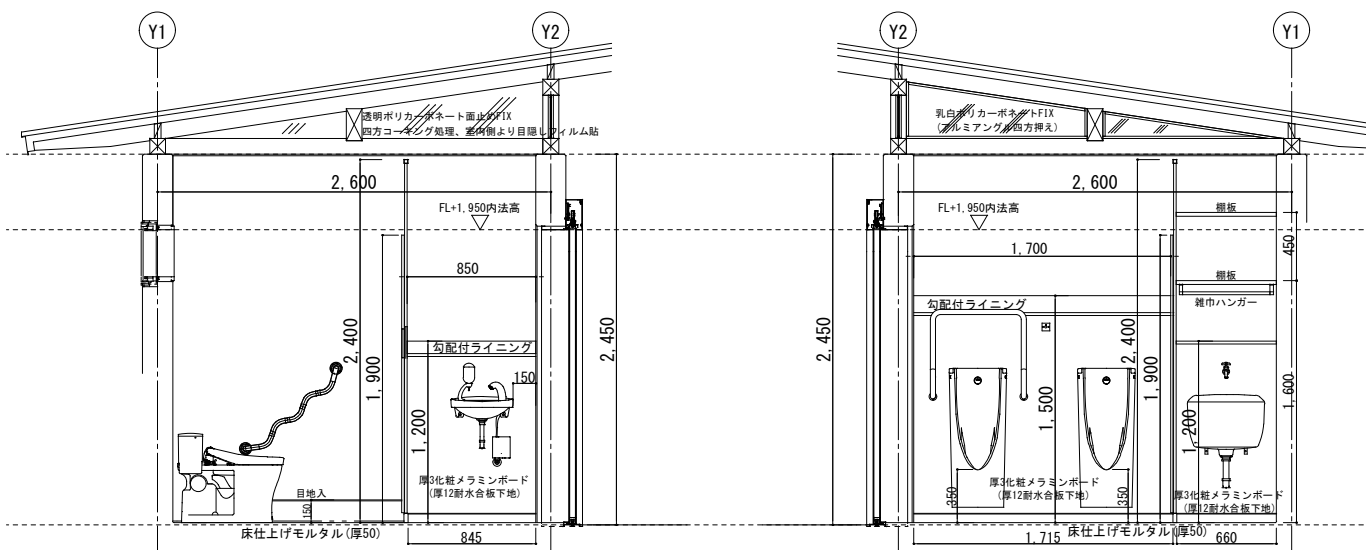
トイレ①(クラブハウス)通路西面展開図



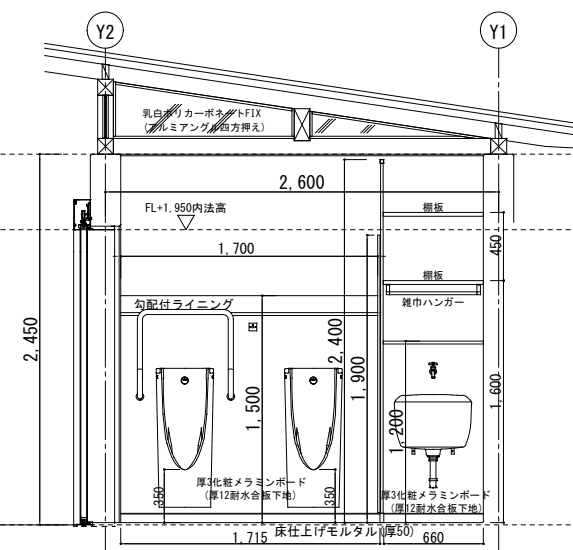
トイレ①(クラブハウス)男子、バリアフリー、女子 各トイレ東面展開図



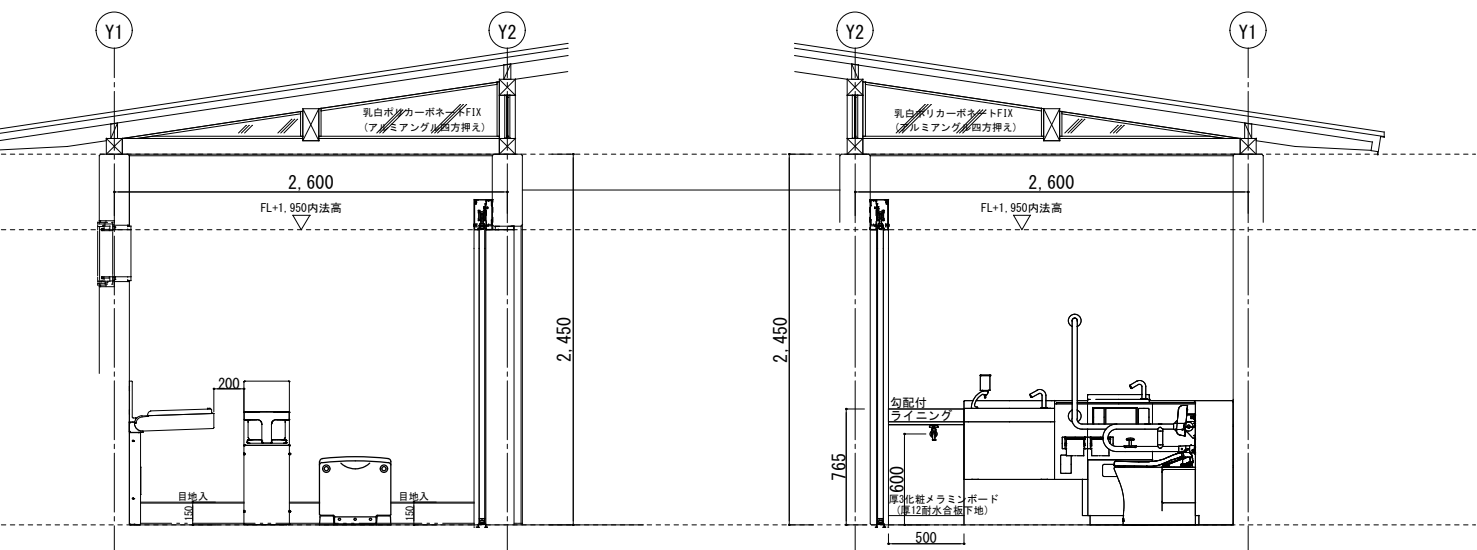
トイレ①(クラブハウス)女子、バリアフリー、男子 各トイレ西面展開図



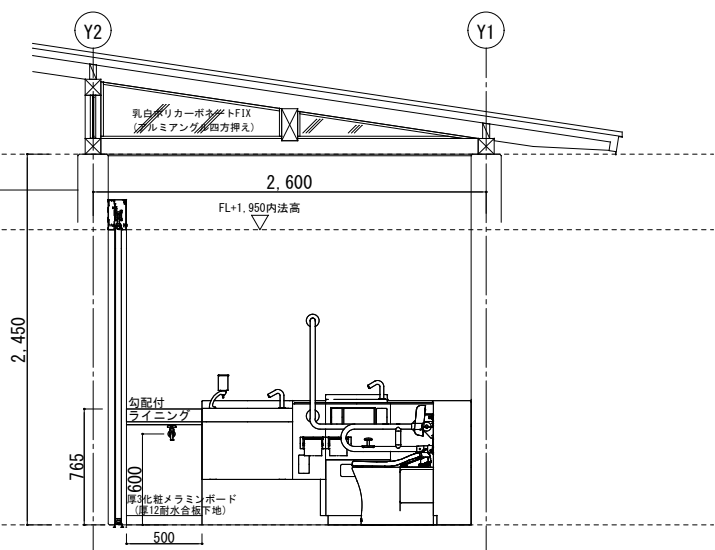
トイレ①(クラブハウス)男子トイレ北面展開図



トイレ①(クラブハウス)男子トイレ南面展開図

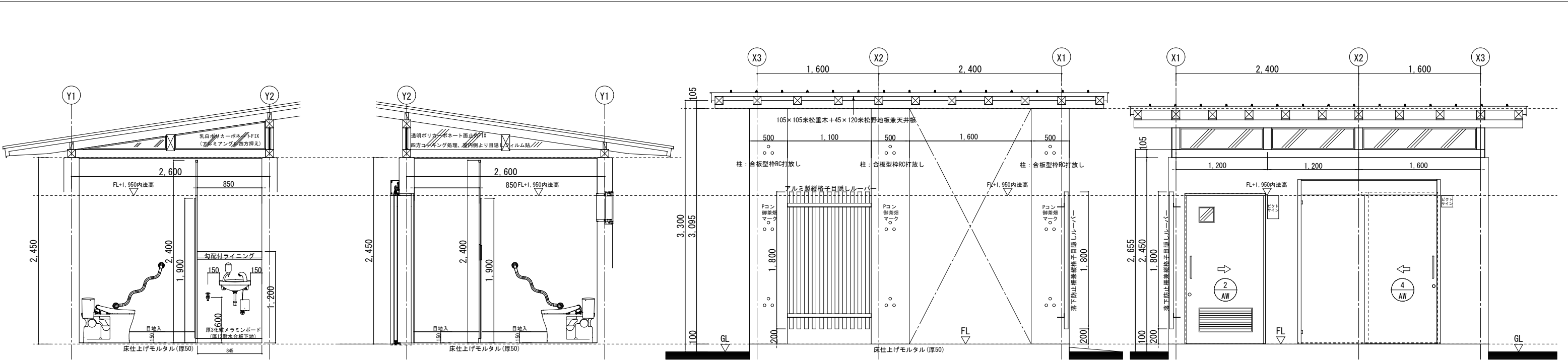


トイレ①(クラブハウス)バリアフリートイレ北面展開図



トイレ①(クラブハウス)バリアフリートイレ南面展開図

工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	トイレ①(クラブハウス) 展開図	S : 1/25 (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL. FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6)第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	A-12

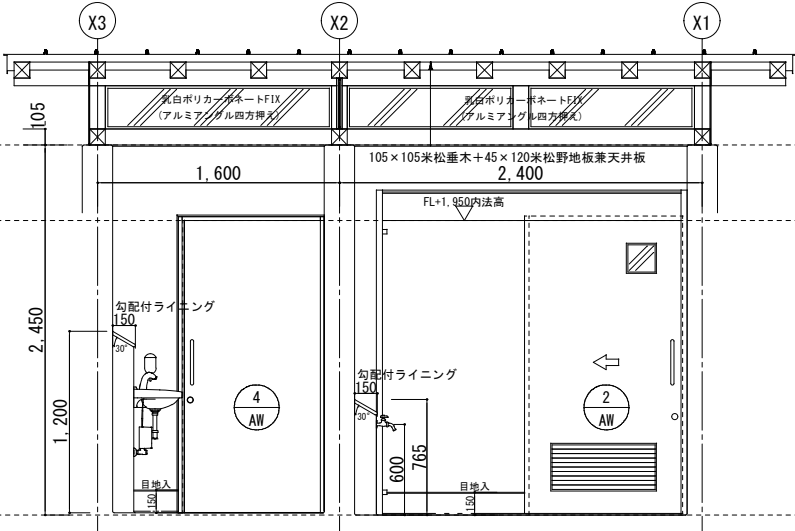


トイレ①(クラブハウス)女子トイレ北面展開図

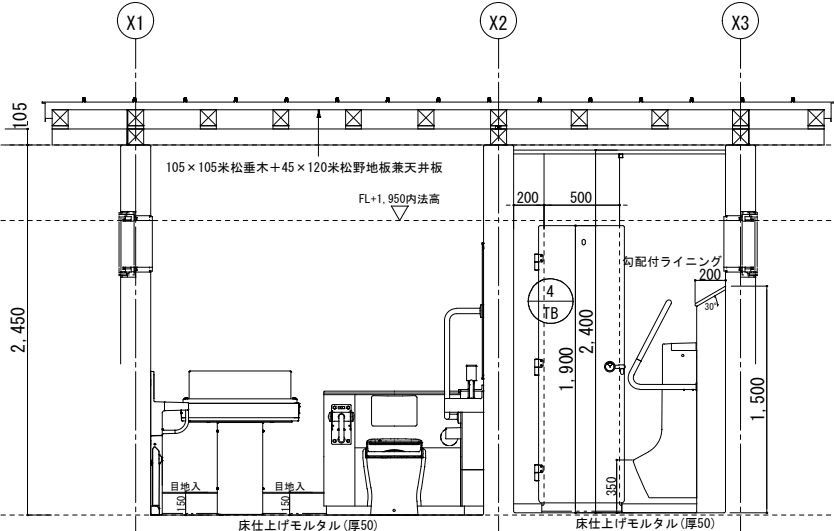
トイレ①(クラブハウス)女子トイレ南面展開図

トイレ②(北側)通路南面展開図

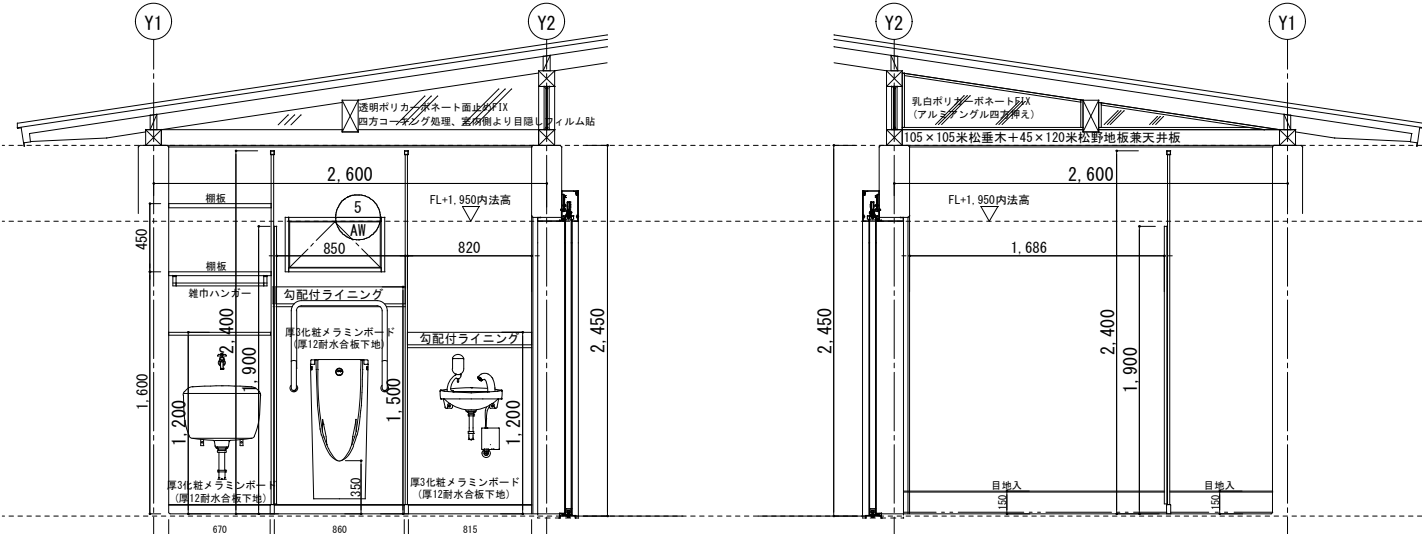
トイレ②(北側)通路北面展開図



トイレ②(北側)男子、バリアフリー 各トイレ南面展開図

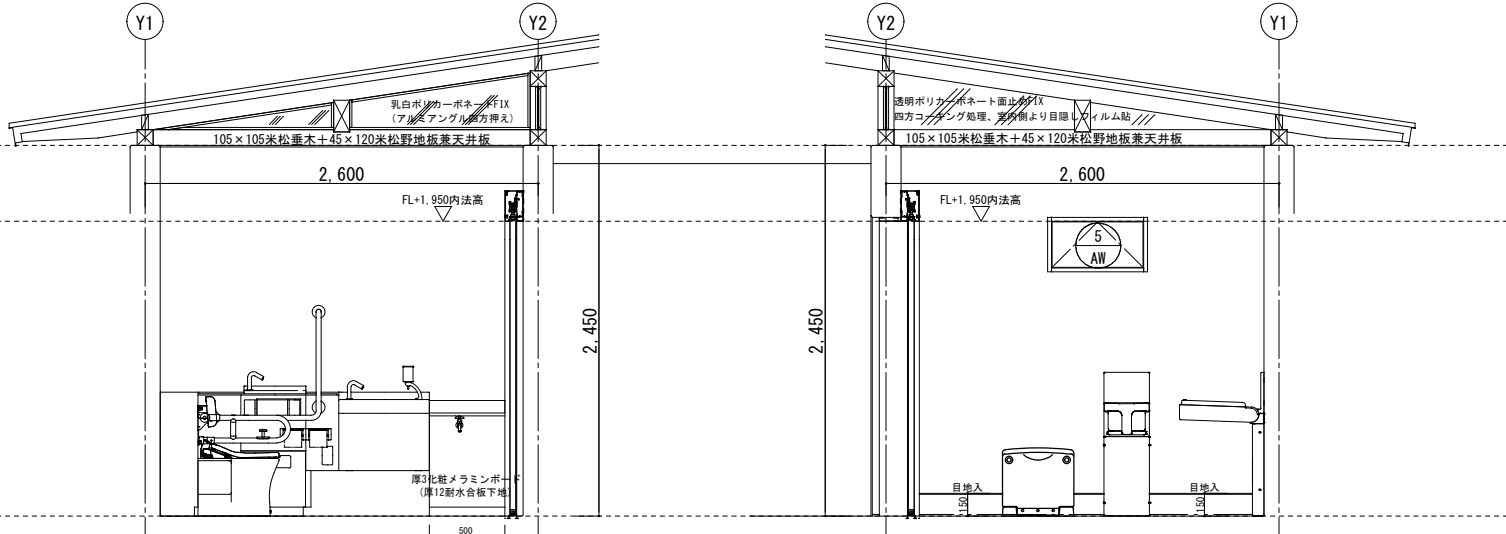


トイレ②(北側)バリアフリー、男子 各トイレ北面展開図



トイレ②(北側)男子トイレ東面展開図

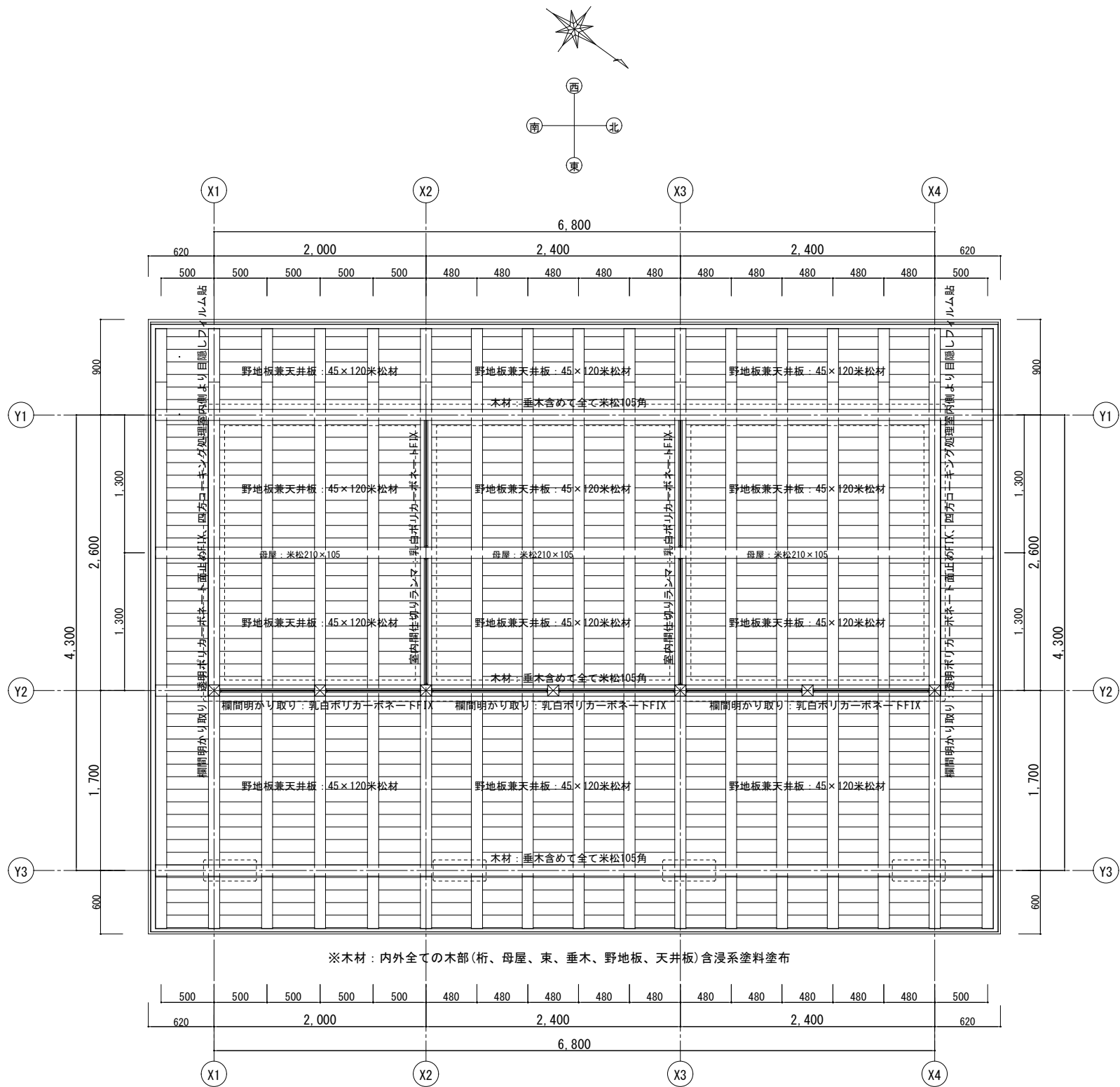
トイレ②(北側)男子トイレ西面展開図



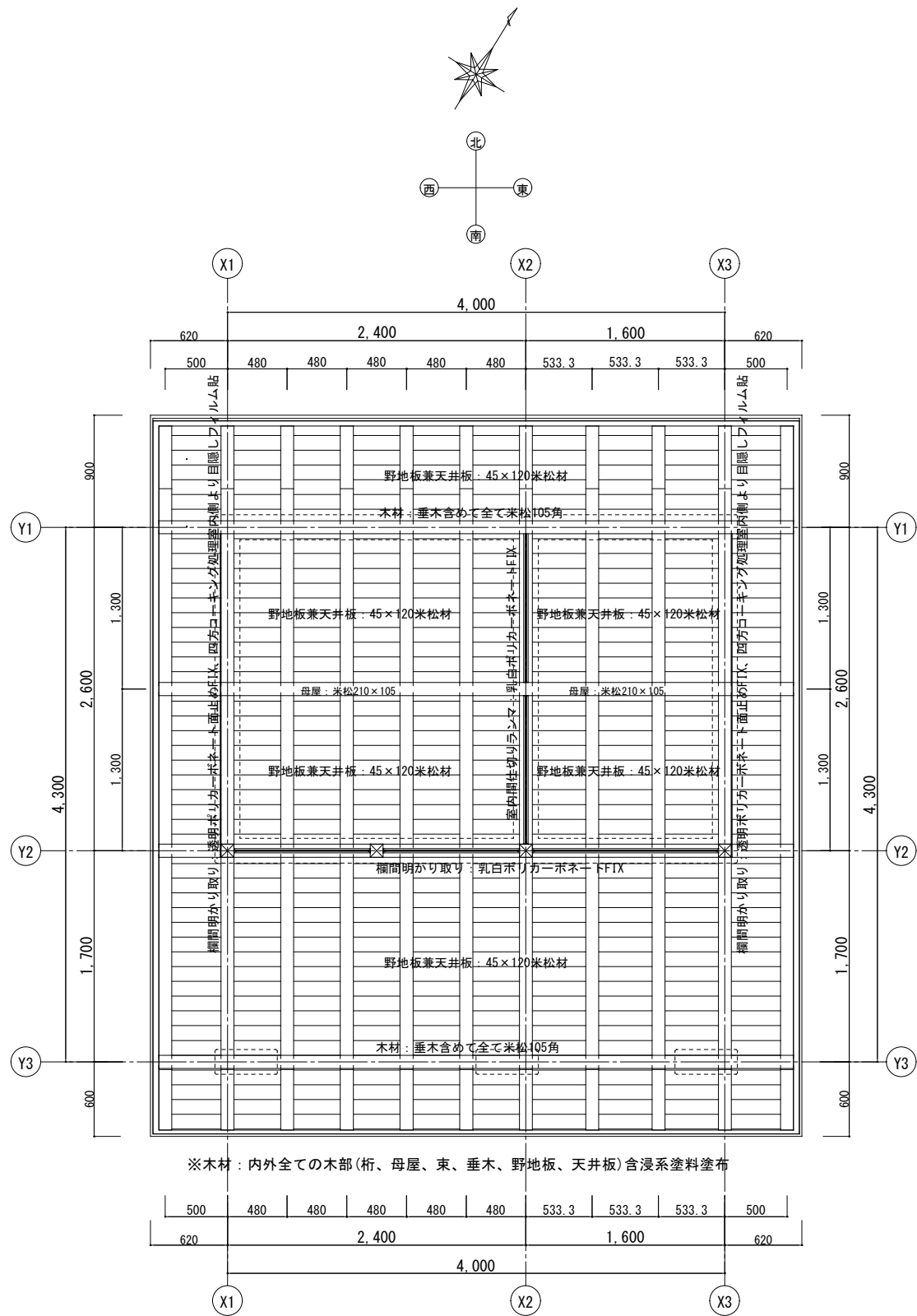
トイレ②(北側)バリアフリートイレ東面展開図

トイレ②(北側)バリアフリートイレ西面展開図

工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	トイレ①(クラブハウス)、トイレ②(北側) 展開図	S : 1/25 (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL, FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6)第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	A-13

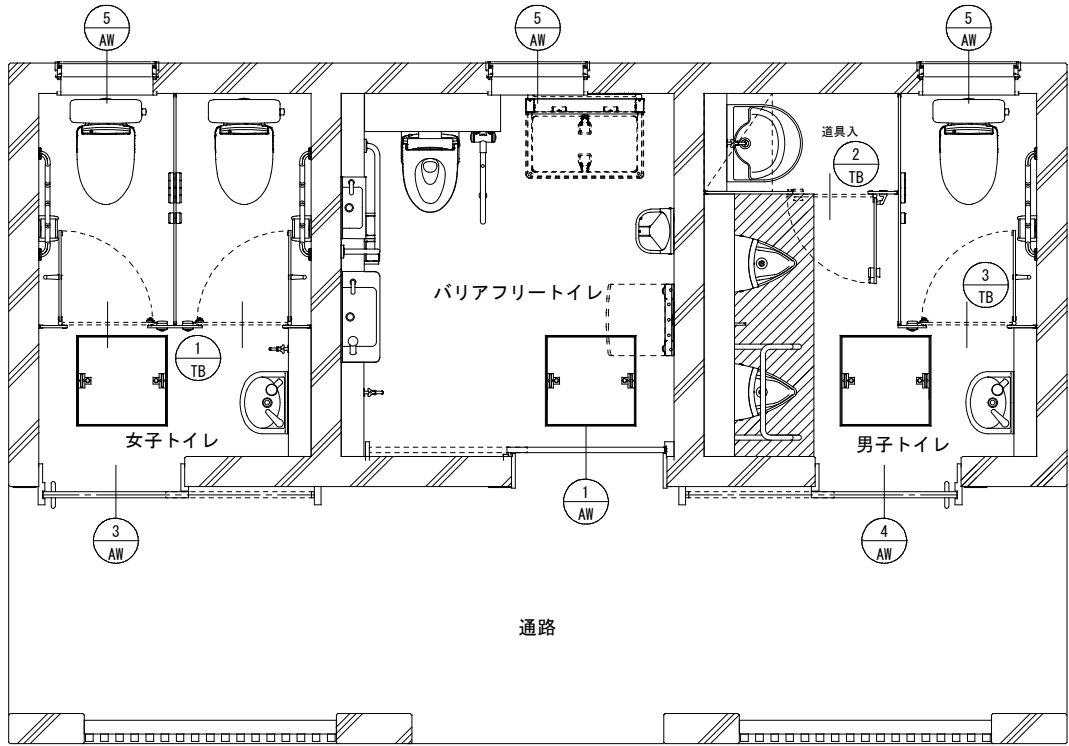


トイレ①(クラブハウス)天井伏図

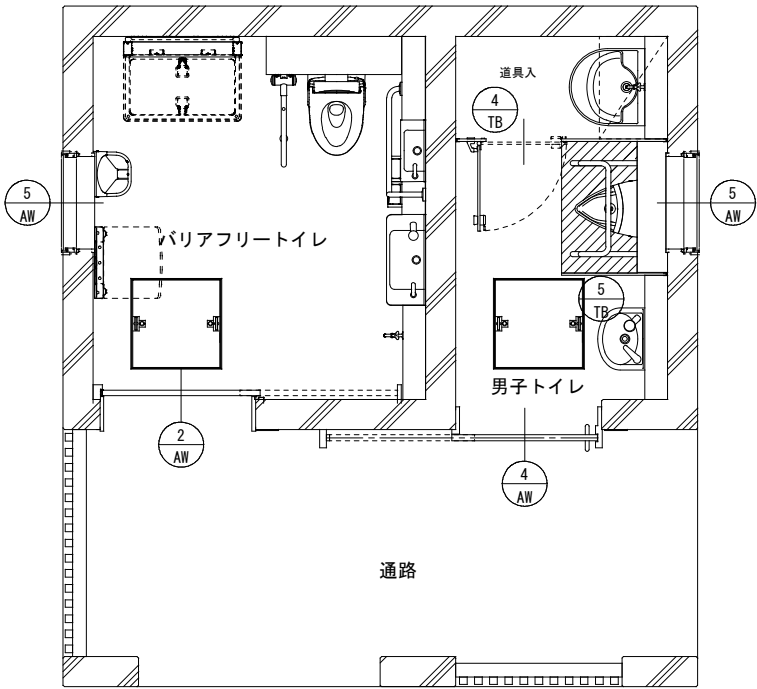


トイレ②(北側)天井伏図

工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	トイレ①(クラブハウス)、トイレ②(北側) 天井伏図	S : 1/25 (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL, FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6)第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	A-14



トイレ①(クラブハウス)建具キープラン



トイレ②(北側)建具キープラン

記号	数量	1 AW	1組 銅板製片引き戸	2 AW	1組 銅板製片引き戸
姿図					
取付場所		トイレ①バリアフリートイレ 出入口		トイレ②バリアフリートイレ 出入口	
材質		メッキ銅板		メッキ銅板	
仕上げ		H:1,950 垂鉛メッキ塗装仕上		H:1,950 垂鉛メッキ塗装仕上	
金物		SUS 304 敷居		SUS 304 敷居	
硝子等		明かり窓 給気ガラリ		明かり窓 給気ガラリ	
備考		バー引手 引戸厚寸法：40mm		バー引手 引戸厚寸法：40mm	

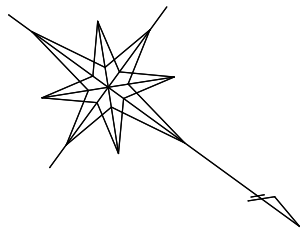
※AW1, 2, 3, 4の鍵は同一鍵とする

記号	数量	3 AW	1組 銅板製片引き戸	4 AW	2組 銅板製片引き戸	5 AW	5組 アルミ製突出し窓	1 TB	1組(ドア2本) トイレブース	2 TB	1組(ドア1本) 道具入ブース	3 TB	1組(ドア1本) トイレブース	4 TB	1組(ドア1本) 道具入ブース
姿図															
取付場所		トイレ①女子トイレ 出入口		トイレ①②男子トイレ 出入口		トイレ①②各トイレ 窓		トイレ①女子トイレ 出入口ブース		トイレ①男子トイレ内道具入出入口ブース		トイレ①男子トイレ 出入口ブース		トイレ②男子トイレ内道具入出入口ブース	
材質		メッキ銅板		メッキ銅板		アルミ		メラミン樹脂板 TL16		メラミン樹脂板 TL16		メラミン樹脂板 TL16		メラミン樹脂板 TL16	
仕上げ		H:1,935 垂鉛メッキ塗装仕上		H:1,935 垂鉛メッキ塗装仕上		アルミ素地									
金物		SUS 304 敷居		SUS 304 敷居		カムラッチ		SUS304HL 7㍓押出形材 A6063S-T5		SUS304HL 7㍓押出形材 A6063S-T5		SUS304HL 7㍓押出形材 A6063S-T5		SUS304HL 7㍓押出形材 A6063S-T5	
硝子等						アツ6.8網入型ガラス				鍵(TB2、TB4は同一鍵とする)				鍵(TB2、TB4は同一鍵とする)	
備考		バー引手 引戸厚寸法：40mm		バー引手 引戸厚寸法：40mm		W=600 H=300		巾木：SUS304		巾木：SUS304		巾木：SUS304		巾木：SUS304	

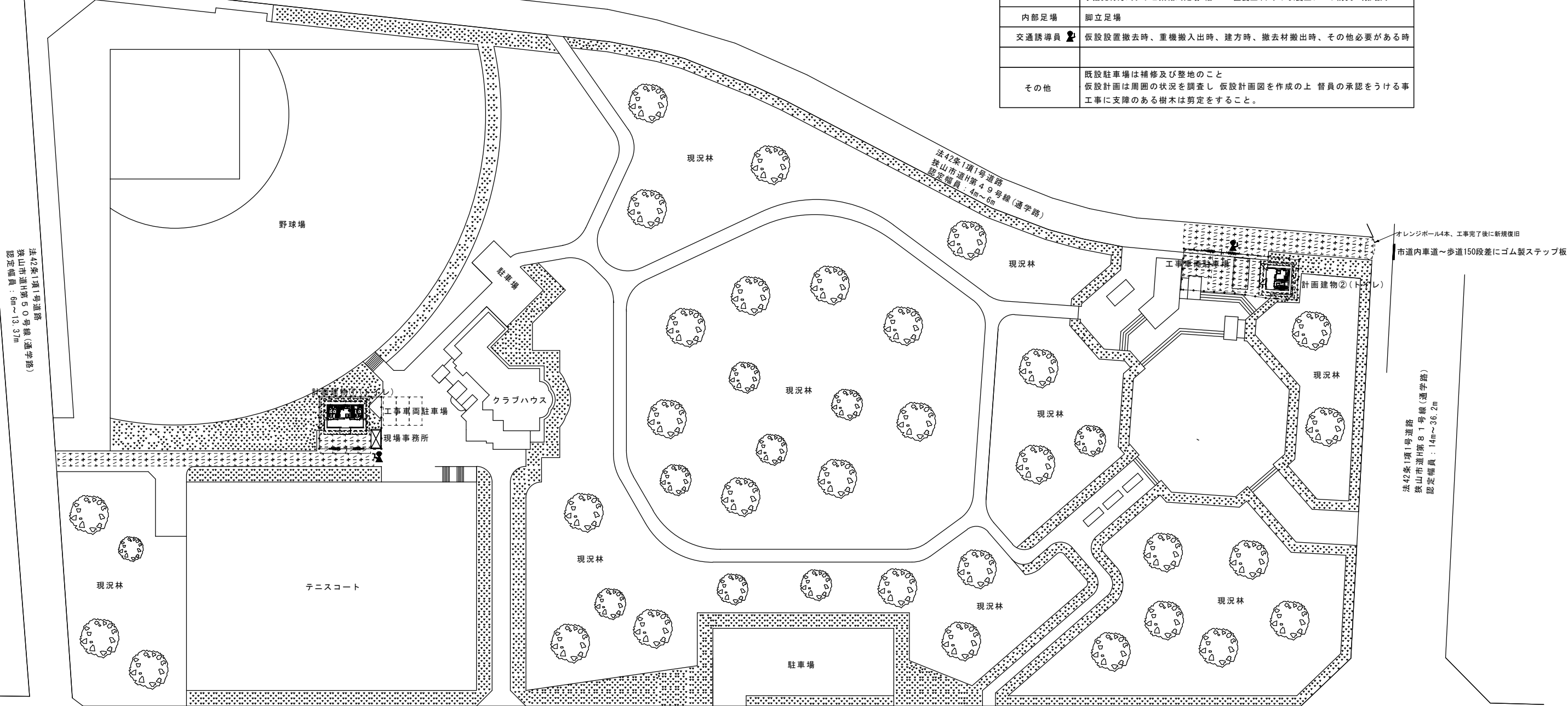
※AW1, 2, 3, 4の鍵は同一鍵とする

5 TB トイレ②男子トイレ内小便器～手洗器仕切板
W:600 H:2,400 メラミン樹脂板 TL16 巾木：SUS304

工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	建具キープラン 建具表	S：1/25 (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL, FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6)第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	A-15



記号・項目	仕様
—+—	キャスターゲート（W6.0m×H2.0m）を示す
—+—	仮囲い（ガードフェンスH1800単管組控え付き）必要に応じ扉付とする
【2】	仮設プラスチック養生板 1,220×2,440×12.7（ズレ予防にフック固定）〔枚/39kg〕
〰〰〰	手摺先行方式クサビ緊結式足場 幅600 直養生（ネット状養生シート防災Ⅰ類）張り
内部足場	脚立足場
交通誘導員	仮設設置撤去時、重機搬入出時、建方時、撤去材搬出時、その他必要がある時
その他	既設駐車場は補修及び整地のこと 仮設計画は周囲の状況を調査し 仮設計画図を作成の上 督員の承認をうける事 工事に支障のある樹木は剪定をすること。



法42条1項1号道路
県道126号線（通学路）
幅員：25.0m

オレンジポール4本、工事完了後に新規復旧
市道内車道～歩道150段差にゴム製ステップ板

法42条1項1号道路
狭山市道H第81号線（通学路）
設定幅員：14m～36.2m

工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	仮設計画図	S：1/400（A1） 50%縮小（A3）	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL. FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6)第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	A-16

電気設備工事特記仕様書

1	工事概要	
1.1	工事名	狭山台中央公園トイレ新築工事
1.2	工事場所	埼玉県狭山市狭山台 3丁目28番地
1.3	工期	契約日から令和年月日まで
	現場施工期間	令和年月日から令和年月日まで
		現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。
1.4	工事科目（○印の付いたものを適用する）	
○	電灯設備 ・ 動力設備 ・ 電熱設備 ・ 雷保護設備 ・ 受変電設備 ・ 電力貯蔵設備 ・ 発電設備 ・ 構内情報通信網設備 ・ 構内交換設備 ・ 情報表示設備 ・ 映像、音響設備 ・ 拡声設備（非常放送設備） ・ 誘導支援、呼出し設備	・ テレビ共同受信設備 ・ テレビ電波障害防除設備 ・ 監視カメラ設備 ・ 駐車場管制設備 ・ 防犯、入退室管理設備 ・ 自動火災報知設備 ・ 自動閉鎖設備 ・ ガス漏れ火災警報設備 ・ 電話配管設備 ・ 中央監視制御設備 ・ 医薬関係設備 ・ 昇降機設備
1.5	指定部分	○ 無 ・ 有（ 工期：令和 年 月 日）
1.6	主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）	
1	専任期間の始期	請負契約締結の日から、（○現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間 ・ 令和 年 月 日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
2	専任期間の終期	工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
3	専任期間の中断	自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
1.7	建物概要	
	トイレ①	RC造一部木造 平屋建 29.24㎡
	トイレ②	RC造一部木造 平屋建 17.20㎡
1.8	工事概要	
	トイレ①・②に関わる電気設備工事	
1.9	同時期発注の関連工事	・ 建築工事 ・ 機械設備工事
2	工事仕様	
2.1	共通仕様	
（1）	この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。	
（2）	機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。	
（3）	法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。	
2.2	特記仕様（特記事項の選択項目は、○印の付いたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。○印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。）	

項 目	特 記 事 項
1 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図面に規定するもの又はこれと同等のものとする。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目に該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
2 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
3 工所用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
4 工所用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくことができる。
5 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
6 監督員事務所	本工事で ・ 設ける（規模 ） ※設けない
7 保 険	受注者は工事目的物及び工事材料について契約工期の期間中、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
8 再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
9 建設リサイクル法の適用	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用について ※ 適用する（契約金額による） ・ 適用しない
10 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン ※ 適用する ・ 適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A 3 2折つり製本4部とする。
11 発生材処理	引渡を要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 （構外搬出処理費は、※本工事 ・ 別途） （1）引渡しを要するもの（ ） （2）買取処分をするもの（銅屑・鉄屑） （3）再生資源化を図るもの（蛍光管） 蛍光管等は再資源化施設等に搬入し、全てリサイクルするものとする。 （4）特別管理産業廃棄物（ ） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調査を提出すること。

12	金属電線管の塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。 ただし、見えかけり部の塗装については監督員の指示による。 壁等の鍍は、既存壁及び別途工事の鍍との整合を極力図るものとする。																																																										
13	鍍																																																											
14	地中電線路	(1) 管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。 <table><tr><th>敷き均し土</th><th>管 種 別</th></tr><tr><td>良質土</td><td>硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性強化ビニル管 (HIVE) 波付硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)</td></tr></table> (2) 地中電線路には、ケーブル埋設槽及び槽敷シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の槽敷シートは図面特記による。 (3) 地中電線路の敷設は管方式とし、埋設深さは地表面（舗装する部分では路盤材下面）から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。	敷き均し土	管 種 別	良質土	硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性強化ビニル管 (HIVE) 波付硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)																																																						
敷き均し土	管 種 別																																																											
良質土	硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性強化ビニル管 (HIVE) 波付硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)																																																											
15	回路の種別 行先の表示	ハンドホール、プルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、行先の表示を行う。																																																										
16	電線の接続	湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。 上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。																																																										
17	電線管の接続	屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなし工法としてもよい。																																																										
18	接地工事	漏電遮断器で保護されている電路と保護されていない電路のD種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のため、緑色、緑・黄又は緑・色帯で区別する。																																																										
19	建設発生土の 処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。																																																										
20	再生砂・再生 アスコン	契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監督員の了解を得た上で、 ・使用できる。 ※使用できない。 再生砂使用に先立ち、1 購入あたり1 検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。																																																										
21	耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。 なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量 [kgf] に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。																																																										
	設計用標準水平震度	<table><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td rowspan="3">上層階</td><td>機 器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>防護支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td>水 槽 類(※1)</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="3">中間階</td><td>機 器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>防護支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>水 槽 類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="3">地下・1階</td><td>機 器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>防護支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>水 槽 類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></table> 【備 考】(※1)：水槽類には、オイルタンク等を含む。 重要機器 ・配電盤 ・ 発電装置(防災用) ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機 ・ 火災報知器受信機 ・ 中央監視装置 ・ 太陽光発電装置 上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。	設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	防護支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	水 槽 類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	防護支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6	地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4	防護支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別	特定の施設			一般の施設																																																							
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																							
上層階	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																							
	防護支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																							
	水 槽 類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0																																																							
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
	防護支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																							
	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																							
	防護支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																							
	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
22	あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 （原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。） あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。																																																										
23	はつり及びあと 施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。																																																										
24	改修部分の足場	本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 (2) 外部足場 ※ A種(枠組足場)・B種・C種・D種・E種・F種 ※足場を設ける場合は、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基として、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。																																																										
25	墜落制止用器具 (フルハーネス型)	※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発0622第2号) による ・ 使用を要しない																																																										

2 6	アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。
⑦ 7	その他	（1）施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。 （2）本工事に使用する製作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承諾後製作する。 （3）本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。 （4）本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。 （5）特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 （6）改修工事等を施工する場合、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前後に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。ただし、公道への （7）受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように締密に打合せを行うこと。 （8）本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、必要に応じて住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施する。 （9）特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 （10）工事に先立ち、監督員と打合せの上、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。また、必要に応じて住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施する。 （11）工期中、翌月の月間工程表を前月の20日までに監督員に提出する。 （12）工期中、月毎の工事履行報告書を翌月7日までに監督員に提出する。 （13）資材・製造所等選定報告書の提出は要さない。 （14）検査を受けて使用すべき工事材料等は、監督員が指定するものとする。 以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

2.3 工事別一般事項（特記事項選択項目は、○印の付いたものを適用する）																																
項 目	特 記 事 項																															
① 電灯設備	(1) 配線器具 スイッチ・壁付コンセント(2P15A)は適用形とする。なお、2ロコンセントは模式を使用してもよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。 ただし、県営住宅における住戸内のフラッシュプレートについては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。 (2) 照明器具 防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものとする。 (3) 照度測定 電気設備工事に際し、新営工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をJIS C 7612「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること。 (4) 分電盤 分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。 (5) 継接 天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗りしろカバーと仕上り面とが10mm程度以上離れる場合は継接を使用する。ただし、ボード張りで、ボード裏面と塗りしろカバーの間の隙が離れないように施工した場合は、継接を必要としない。 (6) 位置ボックスの省略 ケーブルこがし配線で、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略しても良い。																															
2 動力設備	(1) 動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は1負荷につきU・V・W・Eの4Pを原則とする。 (2) 電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。																															
3 雷保護設備	受雷部突針はL R 1とする。																															
4 受変電設備	高 圧 引 込 引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。 高圧ケーブル端末部はシースずれ防止対策を施す。 (端末処理 ・耐塩用 ・一般用) <table><tr><td>受 電 電 圧</td><td>交流3相3線式</td><td>6.6kV</td><td>50Hz</td></tr><tr><td>柱上用高圧柱上負荷開閉器(PAS)</td><td>定格電圧</td><td>7.2kV</td><td>定格電流 A</td></tr><tr><td rowspan="2">主遮断装置 変圧器設備容量</td><td>定格電圧</td><td>kV</td><td>定格遮断電流 kA</td></tr><tr><td>動力用</td><td>kVA×</td><td>台</td></tr><tr><td></td><td>電灯用</td><td>kVA×</td><td>台</td></tr><tr><td></td><td>高圧進相コンデンサ</td><td colspan="2">kVar × 台</td></tr><tr><td></td><td>直列リアクトル</td><td>・ 6 % ・ 1.3 %</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>kVar ×</td><td>台</td></tr></table>	受 電 電 圧	交流3相3線式	6.6kV	50Hz	柱上用高圧柱上負荷開閉器(PAS)	定格電圧	7.2kV	定格電流 A	主遮断装置 変圧器設備容量	定格電圧	kV	定格遮断電流 kA	動力用	kVA×	台		電灯用	kVA×	台		高圧進相コンデンサ	kVar × 台			直列リアクトル	・ 6 % ・ 1.3 %				kVar ×	台
受 電 電 圧	交流3相3線式	6.6kV	50Hz																													
柱上用高圧柱上負荷開閉器(PAS)	定格電圧	7.2kV	定格電流 A																													
主遮断装置 変圧器設備容量	定格電圧	kV	定格遮断電流 kA																													
	動力用	kVA×	台																													
	電灯用	kVA×	台																													
	高圧進相コンデンサ	kVar × 台																														
	直列リアクトル	・ 6 % ・ 1.3 %																														
		kVar ×	台																													
5 構内情報通信網設備	ネットワーク機器を盤内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。																															
6 電力貯蔵設備	・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ (概要)																															
7 発電設備	<table><tr><td>・ ディーゼル発電装置</td><td>・ ガスエンジン発電装置</td></tr><tr><td>・ ガスタービン発電装置</td><td>・ マイクロガスタービン発電装置</td></tr><tr><td>・ 燃料電池発電装置</td><td>・ 熱供給(コージェネレーション)発電装置</td></tr><tr><td>・ 太陽光発電装置</td><td>・ 風力発電装置</td></tr><tr><td>・ (概要)</td><td></td></tr></table>	・ ディーゼル発電装置	・ ガスエンジン発電装置	・ ガスタービン発電装置	・ マイクロガスタービン発電装置	・ 燃料電池発電装置	・ 熱供給(コージェネレーション)発電装置	・ 太陽光発電装置	・ 風力発電装置	・ (概要)																						
・ ディーゼル発電装置	・ ガスエンジン発電装置																															
・ ガスタービン発電装置	・ マイクロガスタービン発電装置																															
・ 燃料電池発電装置	・ 熱供給(コージェネレーション)発電装置																															
・ 太陽光発電装置	・ 風力発電装置																															
・ (概要)																																

項 目	特 記 事 項
8 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、拡声設備（非常放送設備）	（1）所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 （2）総合盤内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 （3）ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10 昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

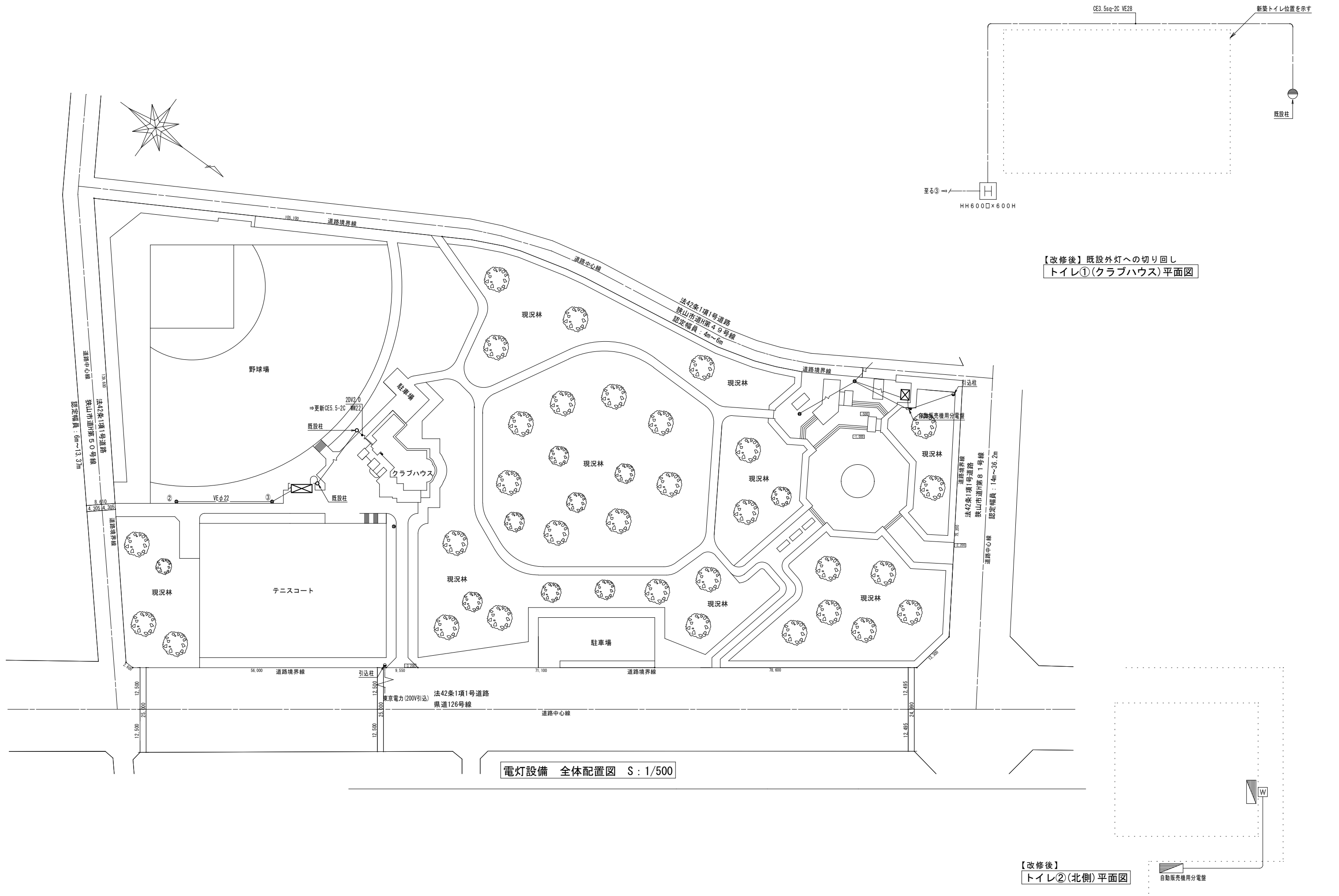
2.4 取付高さ			
壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。			
名 称	測 点	取付高さ（mm）	
		一 般	県営住宅
スイッチ（一般）	床上～中心	1,300	1,200
〃（身体障害者用）	〃	1,100	1,000
〃（人感センサー切換用）	〃	2,000	2,000
コンセント、電話用7つ1つ、直列ユニット（一般）	〃	300	400
〃（和室）	〃	150	200
〃（台上）	台上～中心	150	500
防水型コンセント	床上～中心	500	500
分電盤、制御盤、開閉器箱	〃	(上端1,900以下)1,500	(上端1,900以下)1,500
呼出ボタン（身体障害者用）	〃	900	900
復帰ボタン（ 〃 ）	〃	1,800	1,800
廊下表示灯（ 〃 ）	〃	2,000	2,000
端子盤	〃	(上端1,900以下)1,500	2,000

3	その他	
3.1	他工事との取合区分	発注図又は工事区分表による。
3.2	図面上の縮尺	図面上の縮尺は、J I S A 1版として縮尺とする。
3.3	疑義	本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

	舗装版切断時に発生する漏水の処理に係る特記仕様書
第1条	この特記仕様書は、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する漏水（以下「漏水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。
第2条	受注者は、回収した漏水を次のとおり処理するものとする。 ・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） m3 ・中間処理施設 市 地内、（株） ・処理方法 中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は溶融含まず） ・中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は溶融を含む） 2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。 第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら漏水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した漏水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。 2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。 4 受注者は、漏水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。 第4条 受注者は、施工計画書において、漏水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。 2 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。 第5条 漏水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。 2 受注者は、舗装版切断時に漏水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。 3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

	昇降機の適切な維持管理に係る特記仕様書
第1条	この特記仕様書は、昇降機設備工事（新設、増設又は更新）において、昇降機を常時適法な状態に維持できるよう必要な事項を定める。なお、この特記仕様書に記載されていない事項は、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（平成28年2月19日付け国土交通省住宅局建築指導課）による。
第2条	この特記仕様書における用語の定義は、次の各号による。 2 昇降機とは、本工事で施工した昇降機設備をいう。 3 発注者とは、本工事の発注者をいう。 4 受注者とは、本工事の受注者をいう。 5 製造者とは、昇降機の製造者をいう。 6 管理者とは、昇降機の引渡しを受け、施設管理を行う者をいう。 7 保守点検受注者とは、管理者からの委託により、保守・点検業務を受注した者をいう。 第3条 製造者または受注者は、次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。 2 製造者は、製造した昇降機の部品等を、昇降機の引渡しから起算して耐用年数を勘案して適切な期間供給すること。 3 製造者は、適切な維持管理を行うことができるよう、管理者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するとともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。 4 製造者は、保守点検受注者からの依頼に対し協力すること。 5 受注者は、製造者に対し、前各号の規定を遵守するよう要請すること。 第4条 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

		設計年月日	設計事務所名	縮 尺	工 事 名 称	図 名	図面番号	
		2025. 3. 14	M&S建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL. FAX 04-2968-0834	登録番号 一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6) 第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	N S	狭山台中央公園トイレ新築工事	電気設備工事特記仕様書 (1)	E－01



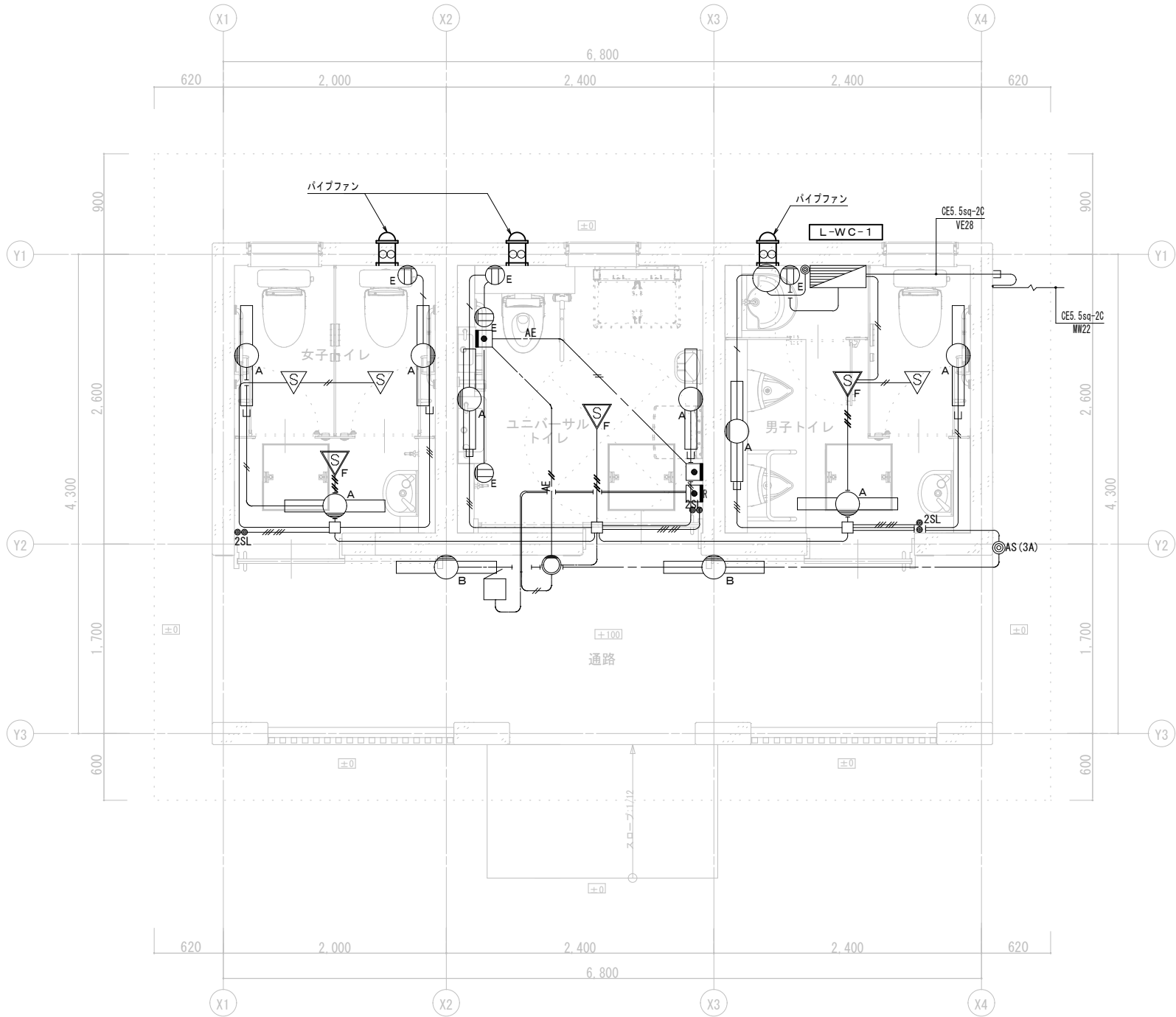
【改修後】既設外灯への切り回し
トイレ①(クラブハウス)平面図

電灯設備 全体配置図 S : 1/500

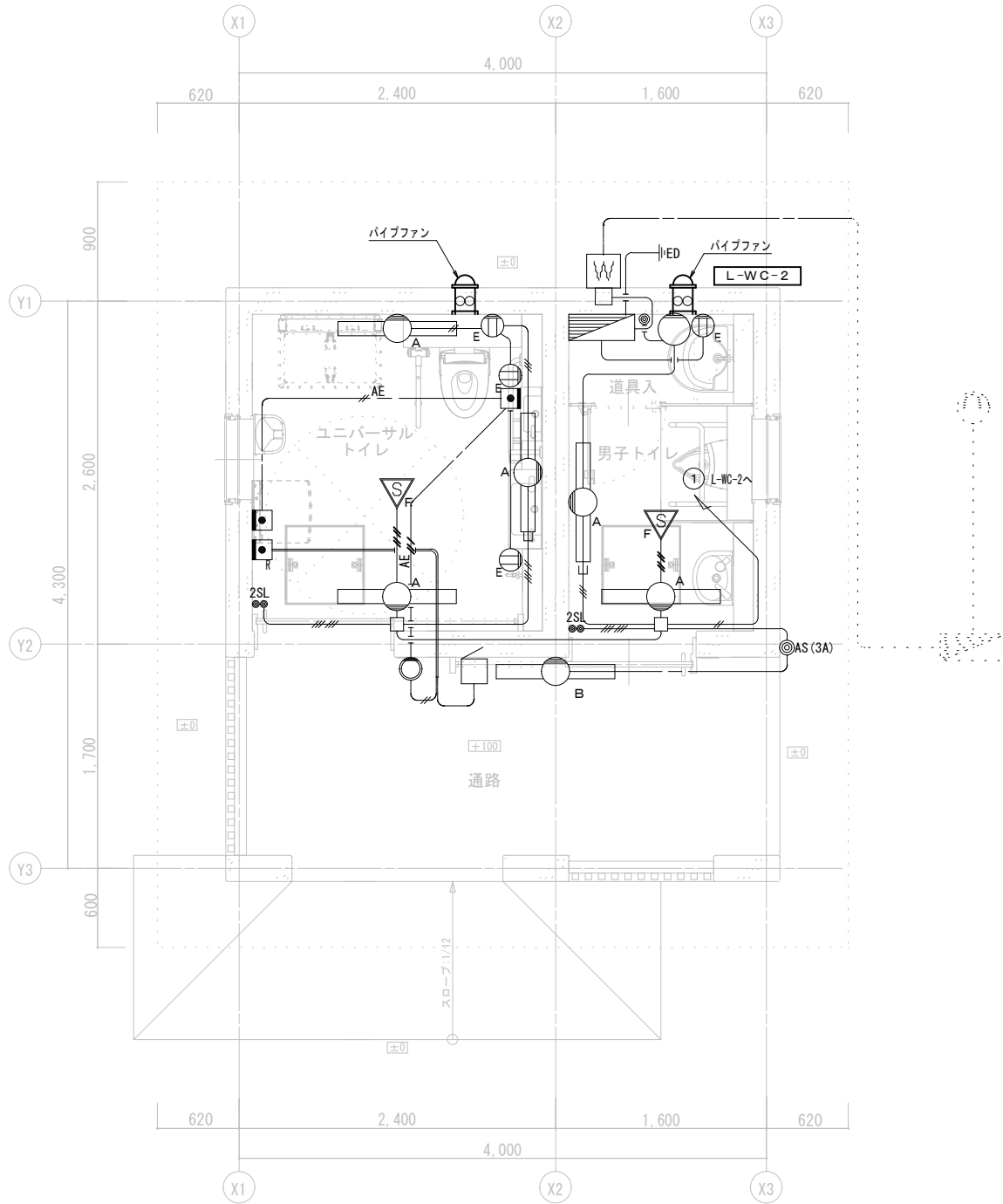
【改修後】
トイレ②(北側)平面図

自動販売機用分電盤

工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	電灯設備 全体配置図	S : 1/500 (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL. FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6) 第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	E-02



トイレ①(クラブハウス)平面図



トイレ②(北側)平面図

凡例
図示実線の器具・配管配線は新設とする。

- EM-EEF1. 6-1C
- EM-EEF1. 6-2C
- EM-EEF1. 6-2C×2
- EM-EEF1. 6-3C
- EM-EEF1. 6-4C
- EM-EEF1. 6-3C×2 (PF22)
- PF22
- EM-AE1. 2-2C

OL 291 574R1B 相当

XG 505 006P4B 相当

人感センサー操作スイッチ(2回路用)

人感センサー機(換気扇端子付)

人感センサー機

昼光センサー(自動点滅器)

コウト2P15A×1 接地極付(※3分ハバ付)

呼出押印

復帰押印

表示灯

呼出装置1L

パイプファン+パイプフード
20m3/H×1φ100V V-08 PPD8-AF
P-13VS4

A LED	B LED	C LED
消費電力:25W 光束:3,800lm	消費電力:31.8W 光束:5,020lm	消費電力:4.4W 光束:327lm
(参考型番) OL291574R1B 相当	(参考型番) XG505006P4B 相当	(参考型番) OB080988LR 相当

新設電灯盤
屋内壁掛型 銅製
参考型番 日東PEN3-06JC

1φ2W 100V 50Hz

MCCB2P 50/20AT

トイレ照明 280W 100V ①

100V 予備

合計負荷容量 280W

L-WC-1

1φ3W 200-100V 50Hz

MCCB3P 50/20AT

トイレ照明 180W 100V ①

100V 予備

合計負荷容量 180W

L-WC-2

工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	電灯設備 平面詳細図	S: 1/25 (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL. FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (第)第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	E-03

機械設備工事特記仕様書

I 工事概要

- | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------------|------------------|-----|----|-----|----|---|---|---|
| 1 | 工事名称 | 狭山台中央公園トイレ新築工事 | | | | | | | |
| 2 | 工事場所 | 埼玉県狭山市狭山台 3丁目2番地 | | | | | | | |
| 3 | 工期 | 契約 | 日から | 令和 | 年 | 月 | 日 | | |
| | 現場施工期間 | 令和 | 年 | 月 | 日から | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| | 現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。 | | | | | | | | |

4 建物概要

建 物 名 称		構 造	階 数	延 面 積 (㎡)	消防法施行 令別表第一	備 考
①	トイレ①	RC造一部木造	平屋建	29.24㎡		
②	トイレ②	RC造一部木造	平屋建	17.20㎡		
③						
④						
⑤						

5 工事種目（●印を付いたものを適用する。）

建物別及び屋外	工事種別					
	①	②	③	④	⑤	屋外
○ 空気調和設備						
○ 換気設備						
○ 排煙設備						
○ 自動制御設備						
● 衛生器具設備	一					
● 給水設備	式					
● 排水設備	一					
○ 給湯設備	式					
○ 消火設備						
○ 厨房機器設備						
○ ガス設備						

- ⑥ 指定部分 ※無 ・有
対象部分： 工期：令和 年 月 日
- 7 主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）
- 1 専任期間の始期
請負契約締結の日から、㉟現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間 ・令和 年 月 日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 2 専任期間の終期
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 3 専任期間の中断
自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 8 工事範囲 図示のとおり
- 9 機械設備工事概要

埼玉県環境配慮方針の適用項目 (12)	・長寿命木材の選定 (2-3-③) ・設備更新を踏まえた計画 (2-3-④) ・再生品の優先使用 (2-3-⑥) ・有害物質の放散量が少ない材料の使用 (2-4-②) ・発火性の再資源化を推進 (3-1-⑥) ・フロン等の回収、破壊を行う (4-1-①) ・代替フロンの使用抑制 (4-1-②) ・新冷媒の使用 (4-1-③) ・太陽熱利用システムの導入 (5-1-②) ・高効率機器の使用 (5-2-②) ・ゾーニングの工夫 (5-3-①) ・外気冷卻制御の導入 (5-3-②) ・搬送動力の低減 (5-3-③) ・ヒートポンプの使用 (5-3-④) ・熱回収システムの導入 (5-3-⑤) ・コージェネレーションの導入 (5-4-①) ・排水機器の採用 (6-1-①) ・雨水利用 (6-1-③) ・排水再利用 (6-1-④) ・アスコン廃材の再利用 (6-3-②) ・再生塩ビ管の採用 (6-3-③)
------------------------	--

- 10 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は埼玉県電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は埼玉県建築工事特別共通仕様書による。
- 11 同時期発注の関連工事
- ・ 建築工事
 - ・ 電気設備工事

II 工事仕様

- ### 共通仕様
- (1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
- なお、営業住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
- (2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
- (3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。
- ### 特記仕様
- (1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。
- 印と※印の付いた場合は、◎印の適用とする。

●一般共通事項特記事項

1機材等

2電気保安技術者

③施工条件

4技能士の適用

⑤機材の検査及び試験、施工の検査及び試験

6監督員事務所

⑦官公署その他への届出手続等

8工事用電力・水等

⑨工事用仮設物

10足場・さんばし類

11建設発生土の処理

⑫埋め戻し土・盛土

13再生砂、再生砕石、再生アスコン使用

14発生土の処理等

15容量等の表示

⑬配管

17耐震施工

17-1あと施工アンカー

特記事項

本工事に使用する設備・機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとす。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出すること。使用機材等については、77a)に含まれる有無を確認し、77a)を含む機材は、使用しないこと。
「国等」および環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。
調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。

・置く ※置かない

施工時間
※行政機関の休日に関する法律（第363第91号）に定める行政機関の休日以外。
・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。

・配管施工（配管工事） ・建築板金工（風通制作及び取付け）
・熱絶縁施工（保温工事） ・冷凍空調調和機器施工（冷凍空調調和機器の据付け）

※検査を受けて使用するすべての機材等は、監督員が指定するものとする。
試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。
※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所（事前に監督員の承諾を得る）に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。
ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化水素イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。

※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに（概ね3ヶ月以内）流入水・処理水の水質試験を行う。
試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。
ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。

本工事で ・設ける（規模） ※設けない

工事の着手、施工、完成に当り、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し遅滞なく行う。

本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。

すべて受注者の負担とし、構内につくることが ※できる ・できない

※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。

埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。
・構外搬出適切処理する。

※根切土の中の良質土（但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ・山砂の類

契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監督員の了解を得た上で、 ・使用できる。 ※使用できない。
再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。

※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。
（構外搬出処理費は ※本工事 ・別途）
(1) 引渡しを要するもの（ ）
(2) 買取処分を要するもの（ ）
(3) 再生資源化を図るもの（ ・硬質塩化ビニル管 ・ ）
(4) 特別管理産業廃棄物（ ）
※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調査を提出すること。

(1) 機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。
(2) 電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。

(1) 地中埋設配管（排水管を除く）
1) 地中埋設機（コンクリート製） ※要（図示の箇所） ・不要
2) 地中埋設板（キャットアイ） ※要（舗装部の分岐、曲部） ・不要
3) 埋設折込テープ（2倍折込み） ※要 ・不要

設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。
ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平地震力 K_H 及び設計用鉛直地震力 K_V （ $K_H/2$ ）を用いて計算する。
設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。

設計用水平地震度

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)
	<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>

(注)（ ）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
< >内の数値は水槽類に適用する。
※上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階）
中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの（平屋建の場合は無し）
重要機器は次のものを示す。

給水装置	排水装置	換気機器	空調機器	熱源機器
防災設備	監視制御設備	危険物貯蔵装置		

火を使用する設備 避難経路上に設置する機器

機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。
施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会を資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。
金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。
接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。
（原則として、接着系アンカーははり支持に使用しないものとする。）
あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。

- 18 防露保温工事

標準仕様書第2編によるほか下記による。

空気調和設備工事の保温の種別		
区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
ド レ ン 管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（ハ）・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b・（ハ）・Ⅶ
	天井内、ＰＳ内及び空腔壁中	c2・（ロ）・Ⅶ
	浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	e3・（ハ）・Ⅶ
	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（イ）・Ⅱ
蒸 気 管	機械室、書庫、倉庫	B・（イ）・Ⅱ
	天井内、ＰＳ内及び空腔壁中	C2・（ロ）・Ⅱ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	D・（ロ）・Ⅱ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	E3・（イ）・Ⅱ
	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（ハ）・Ⅲ
冷水・冷温水管 （膨張管、空気抜き管、 膨張タンクからボイラー等への補給 水管を含む。）	機械室、書庫、倉庫	B・（ハ）・Ⅲ
	天井内、ＰＳ内及び空腔壁中	C1・（イ）・Ⅲ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	D・（ハ）・Ⅲ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。） 及び浴室、厨房内の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	E3・（ハ）・Ⅲ
	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（イ）・Ⅰ
温 水 管 （膨張管を含む。）	機械室、書庫、倉庫	B・（イ）・Ⅰ
	天井内、ＰＳ内及び空腔壁中	C2・（ロ）・Ⅰ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	D・（ロ）・Ⅰ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	E3・（イ）・Ⅰ

- (注) 1. 冷媒管は、断熱材被覆鋼管を使用し、外装は下記による。
- | | |
|-------|--|
| 屋内露出部 | ※保温化粧カバー (※樹脂製) ・垂剥メッキ銅板装 (・SUS装) |
| 屋外露出部 | ※溶融アルミニウム被覆鉄板フッキング (・SUSラッキング
・保温化粧カバー (※樹脂製) ・垂剥メッキ銅板装 (・SUS装) |
2. 施工種別Bの材料及び施工順序4、5に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。
3. 機器類の保温材の種類は、(※ラックワール保温材・ロックスワール保温材)とする。

ダクトの保温の種類		
区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
長 方 形 ダ ク ト	屋内露出（一般居室、廊下）	J1・（イ）・XⅠ
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	Ⅰ・（イ）・XⅠ
	屋内隠ぺい、D S 内	Ⅰ・（ロ）・XⅠ
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	K3・（イ）・XⅠ
	屋内露出（一般居室、廊下）	O1・（イ）・XⅠ
円 形 ダ ク ト	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	N・（イ）・XⅠ
	屋内隠ぺい、D S 内	N・（ロ）・XⅠ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	P3・（イ）・XⅠ
消音内貼り	サブライチャンパー	M・（ロ）・Ⅸ
	消音チャンパー・消音エルボ	L・（ロ）・Ⅸ

給排水衛生設備工事の保温の種類別			
区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別	
給 水 管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（ハ）・Ⅶ	—
	機械室、書庫、倉庫	b・（ハ）・Ⅶ	
	天井内	c2・（ロ）・Ⅶ	
	PS内及び空隙壁中	—	
	県営住宅PS内	c2・（ハ）・Ⅶ	
	床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	—	
排水及び通気管	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。）	—	e3・（ハ）・Ⅶ
	及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	—	
	屋内露出（一般居室、廊下）	—	
	機械室、書庫、倉庫	—	
	天井内	c2・（ロ）・Ⅶ	
	PS及び空隙壁中	—	
給 湯 管	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。）	—	e3・（ハ）・Ⅶ
	及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	—	
	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（イ）・Ⅰ	
	機械室、書庫、倉庫	b・（イ）・Ⅰ	
	天井内	c2・（ロ）・Ⅰ	
	PS内及び空隙壁中	d・（ロ）・Ⅰ	
給 湯 管 （膨張管、空気枝管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。）	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。）	—	e3・（イ）・Ⅰ
	及び浴室、厨房内の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	—	
	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（イ）・Ⅰ	
	機械室、書庫、倉庫	b・（イ）・Ⅰ	

- (注) 1. 清水、排水及び通気管のうち見えかたには塗装を施す。
2. 排水管の管壁が耐火二層管、耐火VPPの場合は、保温を要しない。
3. 施工種別bの材料及び施工順序3、4に替え、アルミガラス化粧紙を使用する。
4. 機器類の保温材の種別は、(※スラックウール・ロックウール)とする。
5. 清水管屋外露出部保温仕様は、e3・(ハ)・Ⅷとする。
6. 屋外露出部SUS及び流し内露出部SUS管は保温を要しない。
7. 空調設備を要する施設(特別洗滌学校等)以外の便所で高密度ポリエチレン管を使用する場合は、施工箇所により保温を要しない。
※ロックウール・スラックウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、原則としてF☆☆☆☆とする。
屋外露出給水管(呼び径20以下のみ)は、保温厚50mmの防凍保温を行うこと。
上記の屋外露出部(給水管、排水管、給湯管、膨張管、弁類を含む。)は下図示仕様により防凍保温を行う。
※保温仕様は保温厚を40mmとする。
・保温材はグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。

- 19 防凍保溫

- 20 塗 装

- ② 電 線

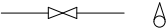
22	はり及びあと 施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合には、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
23	管の埋設深さ	(1) 公道上は、道路管理者の指定する深さとする。 (2) 構内車両道路では、路盤材下面から管の上端まで600mmとする。 (3) その他の場所では、地表面(舗装する部分では路盤材下面)から管の上端まで300mmとする。
24	既設管分岐・接続	既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。
25	絶縁継手の設置 ・種別	※コンクリートの建築物に出入りする箇所の付近の露出部配管 ※鋼管と銅管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 ※50A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ ※全て絶縁フランジ
26	天井仕上区分	() 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
27	他工事との 取合区分	スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。
28	施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用权は、発注者に帰属するものとする。
29	保 険	受注者は工事目的物及び工事材料について契約工期の期間中、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。
30	配管識別	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。
31	墜落制止用器具 (フルハーネス型)	※使用をする 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発0622第2号)による ・使用を要しない
32	誘導電動機	三相誘導電動機はJIS C 4213 (IE3) トップランナーモーターとする。
33	完成図書 の電子納品	完成図書の電子納品運用ガイドライン ※適用する ※適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。 また、完成図の中に主要機器一覧表(名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等)を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り製本4部とする。
34	そ の 他	(1) 本工事にかかるとる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。 (2) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 また、必要に応じて住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施する。 (3) 工期中、翌月の月間工程表を前月の20日までに監督員に提出する。 (4) 工期中、月毎の工事履行報告書を翌月7日までに監督員に提出する。 (5) 資材・製造所等選定報告書の提出は要さない。
1	共通事項	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外本特記仕様書の一般共通事項による。
2	改修部分の足場	本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 ・ 枠組足場 ・ (2) 外部足場 ※ A種(枠組足場) ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種 ※足場を設ける場合は、「(「手すり先行工法に関するガイドライン」について)(厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さ及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
3	既存部分養生・ 既存家具等養生	(1) 関係発注業者と共用部分 ※別契約の関係発注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。(種別は(2)による。) (2) 本工事で単独で必要となる養生は、下記による。 ※ビニールシート ・ 合板 ・
4	備品等の移動	・別途工事 ・ 本工事 ※接続配管等の取外し、接続は本工事
5	仮設間仕切り	(1) 関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係発注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。(種別は(2)による。) (2) 本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。 ※A種 単管下地全面シート張り
6	撤去後機材の扱い	(1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。 (2) 撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。 それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分に、マニフェストを監督員に提出する。
7	支持金物の再使用	(1) インサート金物 ・ インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再使用できる ※新品 (2) 形鋼支持金物等 ・ 再使用できる ※新品
8	あと施工アンカー の種別	金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
9	フロン回収	冷媒等の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。 ※破壊プラント搬入 ・ フロン再生後引き渡し ・ 未再生引き渡し 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき処理すること。
10	総 合 調 整	・全体再調整 ※改修部及び影響部のみ調整
11	既設基礎等の解体 はつり	建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。 現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。
12	アスベスト事前 調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を実施し、アスベスト使用の有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告すること。
13	そ の 他	(1) 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。 (2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように締密に打合せを行うこと。

		設 計 年 月 日	設計事務所名	縮 尺	工 事 名 称	図 面 名	図面番号
	2025. 3. 14	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ山140-32 TEL.FAX 04-2968-0834	登録番号 一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6)第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	N S	狭山台中央公園トイレ新築工事	機械設備工事特記仕様書（1）	M - O 1

	(3) 特に騒音振動など周辺に基大影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せて設定すること。 (4) F F式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について F F式温風暖房機の一時的取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石炭燃焼機器技術管理士」の登録を受けたもの(一財)日本石油燃焼機器保守協会)が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。	標準仕様書によるほか下記による。 (1) 圧縮機原動機の制御方式 ※回転数制御 ・オンオフ制御 (2) 冷媒 H F C (R 4 1 0 A、R 3 2 又は R 4 0 7 C) (注1) R 4 1 0 Aを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。 (注2) R 3 2を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆銅管は難燃性のものを使用すること。 (3) 埼玉県グリーン調達推進方針で掲げる成績係数を満たす機器とする。	12 擬音装置 ・女子用トイレブースに設置する。(※本工事 ・別途工事) ・男子用トイレブースに設置する。(※本工事 ・別途工事) ・多目的トイレブースに設置する。(※本工事 ・別途工事) 衛生設備器具の適用等の必要なことは別途衛生設備器具表による。	② 洗面器等の排水管 洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。 3 満水試験継手 3階以上にわたる排水立て管には、各階毎に次の継手を設ける。 ※掃除口付きソケット ・満水試験用掃除口ソケット 4 樹の適用 別紙樹表による。																																																																			
○ 空 気 調 和 設 備	1 設計温湿度 <table><tr><th colspan="2">外 気</th><th colspan="4">一 般 系 統</th><th colspan="4">屋 内</th></tr><tr><th></th><th>温度 [DB]</th><th>湿度 [RH]</th><th>温度 [DB]</th><th>湿度 [RH]</th><th>温度 [DB]</th><th>湿度 [RH]</th><th>温度 [DB]</th><th>湿度 [RH]</th><th>温度 [DB]</th><th>湿度 [RH]</th></tr><tr><td>夏 期</td><td>36.9℃</td><td>46.1%</td><td>28℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr><tr><td>冬 期</td><td>0.6℃</td><td>50.7%</td><td>20℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr></table> ※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。 2 総合試運転調整 ※本工事 ・別途 風量調整 ※する ・しない 水量調整 ・する ※しない 騒音の測定 ・する ※しない 室内外空気の温度の測定 ※する ・しない 室内気流及びじんあいの測定 ・する ※しない 初期運転状態の記録 ※する ・しない 工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ・する ※しない 3 煙 道 (1) 鉄板厚 (※3.2mm ・4.5mm) (2) ばい煙速度計 ※設ける ・設けない (3) ばいじん量測定口 ※設ける(測定口は80φとする) ・設けない 4 煙 突 ※別途 ・本工事 5 長方形ダクト ※低圧ダクト(亜鉛鉄板製) 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト(亜鉛鉄板製) ・高圧2ダクト(亜鉛鉄板製) ・ステンレス製ダクト(・A区分 ※B区分) ・塩ビ製ダクト(・A区分 ※B区分) 6 円形ダクト ※スパイラルダクト(※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製) ・硬質塩化ビニル管(VU) ・換気用耐火二層管(大臣認定品) ※フレキシブルダクト(・保温付 ・保温無) (注)1 使用区分は図示による。 7 風量測定口 取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト、空調機出口チャンパーの分岐ダクト 8 チャンパー (1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサブライチャンパー、レタンチャンパ及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。 9 吹出口及び吸込口ボックス ※亜鉛鉄板製 ・グラスウール製 10 ダンパー (1) 防煙ダンパー 復帰方式(※遠隔 ・) 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ビストンダンパー 復帰方式(※遠隔 ・) 11 配管材料 (1) 冷温水管 ※配管用炭素鋼管(白) ・ (2) 冷却水管 ※配管用炭素鋼管(白) ・ (3) ブライン管 ※配管用炭素鋼管(黒) ・ (4) 冷媒管 ※断熱材被覆銅管 (保温厚mm ガス管 ※20以上 ・10以上 液管 ・20以上 ※10以上) ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい。 (5) ドレン管(屋外) ※配管用炭素鋼管(白) ・硬質塩化ビニル管VP ドレン管(屋内) ※保温機能付空調用ドレン管(※RACVレバ/グ/相当品) ・耐火二層管VP(FDPS-1) ・配管用炭素鋼管(白) ・硬質塩化ビニル管VP (消防協議事項： ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水圧1mを超える配管には使用しない。 (6) 油管 ※配管用炭素鋼管(黒) ・ (7) 蒸気管 給気管 ※配管用炭素鋼管(黒) ・ 還 管 ※圧力配管用炭素鋼管(黒) Sch40 ・ステンレス鋼管 (8) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ※配管用炭素鋼管(白) ・ 12 弁 類 規格はJIS又はJVとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び共通仕様書による。 また、鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。 13 温 度 計 取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管(出入口共)、冷却水管(出入口共) ※空気調和機の冷温水管(出入口共) ※ダクト接続形空気調和機のサブライチャンパー、レタンダクト、 外気取入ダクト及びレタンチャンパー ※冷温水ヘッダー(往)及び各選り管 ※熱交換器の温水管(出入口) ・ 14 圧 力 計 取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管(出入口共)、冷却水管(出入口共) ※空気調和機の冷温水管(出入口共) ※冷温水ヘッダー(往)及び各選り管 ※熱交換器の温水管(出入口) ・ 15 瞬間流量計 瞬間流量計はピトー管方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は(※1個 ・ 個)付属とする。 ・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに(※固定形 ・着脱形)を設ける。 ・空気調和機の冷温水管の出入口どちらかに(※固定形 ・着脱形)を設ける。 16 油面制御装置 ※往又は還どちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ(※固定形 ・着脱形)を設ける。 制御盤には(※給油ポンプ制御 ※満減油警報 ・遠隔警報 ・電磁弁制御 ・返油ポンプ制御)の端子を設ける。 なお、フロースイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。 17 冷却塔 ※直交流式 ・向流型 ※レジオネラ属菌殺菌剤等の自動薬剤注入装置 ※自動ブロー装置 ・ 補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清掃用の水栓を分岐して設ける。	外 気		一 般 系 統				屋 内					温度 [DB]	湿度 [RH]	温度 [DB]	湿度 [RH]	温度 [DB]	湿度 [RH]	温度 [DB]	湿度 [RH]	温度 [DB]	湿度 [RH]	夏 期	36.9℃	46.1%	28℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	冬 期	0.6℃	50.7%	20℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	1 長方形ダクト ※低圧ダクト(亜鉛鉄板製) 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト(亜鉛鉄板製) ・高圧2ダクト(亜鉛鉄板製) ・ステンレス製ダクト(・A区分 ※B区分) ・塩ビ製ダクト(・A区分 ※B区分) 2 円形ダクト ※スパイラルダクト(※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製) ・硬質塩化ビニル管(VU) ・耐火二層炭気管又は耐火VP ・フレキシブルダクト(・保温付 ・保温無) (注)1 使用区分は図示による。 3 風量測定口 取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト 4 チャンパー (1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) 消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし、点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留(1)な防煙ダクトを。 復帰方式(※遠隔 ・) 定格入力DC24V、0.7A以下 5 ダンパー (2) ビストンダンパー 復帰方式(※遠隔 ・) 6 多選箇所の排気ダクト (1) 排気ダクトのうち下記箇所は硬質塩化ビニル管(VU) (防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管又は耐火VP)を使用できる。 ※浴室(シャワー室、脱衣室を含む) ・ (2) 水抜き管は(※厨房、浴室 ※結露水が滞留する部分 ・)の排気ダクトには設ける 下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の隠ぺい部ダクト 仕様はN・(ロ)・X1とする。 保温施工範囲は、給気用OAダクトは全て、また、排気用EAダクトは外壁より1mの部分とする。 ※(※厨房 ・湯沸室 ・)用の隠蔽ぺい部ダクト(仕様はh・(イ) ・区とし範囲は図示による) 7 保 温 下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の隠ぺい部ダクト 仕様はN・(ロ)・X1とする。 保温施工範囲は、給気用OAダクトは全て、また、排気用EAダクトは外壁より1mの部分とする。 ※(※厨房 ・湯沸室 ・)用の隠蔽ぺい部ダクト(仕様はh・(イ) ・区とし範囲は図示による) 8 試運転調整 風量調整 ※する ・しない 風量測定 ※する ・しない 騒音の測定 ・する ※しない ○ 排 煙 設 備 1 ダ ク ト ※亜鉛鉄板 ・ 2 排煙口の形式 ※天井取付(・スリット形 ※スイング形) ・壁取付(・スリット形 ・スイング形) 3 排煙口手動開放装置 開放及び復帰方式 ※ワイヤー式 ・電気式(遠隔操作 ・不要 ・要) 4 排煙風量測定 建築設備定期検査業務基準書(一財)日本建築設備・昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。 ○ 自 動 制 御 1 中央監視制御装置 ・有り ※無し 2 構成・機能 図示による 3 電気計装用機材 使用する電線及びケーブルは、原則としてEM電線またはEMケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠ぺい電線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。 ● 衛 生 器 具 設 備 ① 小便器用節水装置 JIS B 2026 (自動水栓) による電気開閉式とし、小便器(※一体形・分離形)とする。 ② バリアフリー対応 ・小便器 ※全部ストール形 ・一部ストール形 手すり(・本工事 ※別途工事) ・洗面器 ※自動水栓(・全部 ※一部) ○レバー式水栓(一部) ・シャワー ※サーモスタット式 ・ミキシング式 ※スライドバー ・フック ※止水機能付浴水形シャワーヘッド ・鏡 ※600×800(耐食鏡) ・傾斜鏡(・照明無 ・照明付) ③ 衛生器具付属水栓 (1) 器具付属止水栓は ※ドライパー式 ○ハンドル式 (2) 水抜き栓を使用する場合は、水栓は固定コマ式とする。 ④ 自動水栓類の電源 ※AC100V ・乾電池等 ○自己発電 5 暖房便座 (1) JIS A 4422 (温水洗浄便座) とする。 (2) 機能種別 ※温水洗浄 ※脱臭 ・温風乾燥 ・トイレ室内暖房 (3) 温水洗浄加熱方式 ※瞬間式 ・貯温式 (4) 使用流体は、飲料用水道水とする。 (5) リモコン ・AC100V ・乾電池等 ※自己発電 ⑥ 大便器洗浄弁・洗浄用タンク 器具表又は下記の場合を除き、※節水Ⅰ型・節水Ⅱ型とする。 ・洗浄弁操作方式は、※手動式・電気開閉式(※センサー式・タッチスイッチ式) ・上層階で使用する大便器洗浄弁は、現地給水管の流動圧を確認し、必要に応じ低圧形とする。 7 大便器耐火カバー ※設ける(ビット内は除く) ・設けない 8 掃除流し ※共栓なしとする。 ・共栓付とする。 9 排水器具用レバー継手 ※使用できる ・使用できない 10 標 記 板 大便器、小便器の洗浄用水に雨水等の利用をしている場合は、その旨をわかりやすく各トイレ毎に表示する。 せつけん供給栓等がない場合は、監督員と協議のうえ洗面器、手洗い器に設ける。	● 給 水 設 備 ① 配管材料 配管材料は ※下記 ・図面指示(図面指示が不足する箇所は下記) による。 <table><tr><th>施 工 箇 所</th><th>管 種 別</th></tr><tr><td>床下、暗渠内(ビット内、共同溝を含む。)</td><td>※SUS ・SGP-PD ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>ウエット厨房、浴室等の湿潤シンダー内配管</td><td>※SUS ・SGP-PD ・HIVP ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>保温をしない屋外露出部</td><td>※SUS ・SGP-PD</td></tr><tr><td>地中埋設部(水道直結部分)</td><td>・HIVP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管(PE) ・</td></tr><tr><td>地中埋設部(一般部分)</td><td>※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管(PE) ・</td></tr><tr><td>県営住宅 住戸内</td><td>※ポリブテン管(さや管ヘッダー工法)</td></tr><tr><td>便所天井内、PS内(注5)</td><td>※高密度ポリエチレン管(32A以上)</td></tr><tr><td>便所天井内</td><td>※ポリブテン管(10mm保温付)</td></tr><tr><td>便所空腔壁内又は衛生器具等接続管</td><td>※ポリブテン管</td></tr><tr><td>その他の部分</td><td>※SUS ・SGP-PD ・HIVP ・ポリブテン管</td></tr></table> (注)1. SUSとは、JIS G 3448 またはJWWA G 115 に規定するステンレス鋼管とし、継手は一般部(・圧縮・グランド) ※拡張) 使用・廊下流し廻り露出配管(※拡張)とする。 2. ステンレス管に取付ける弁は、JV8-IIによる。 3. 飲料水以外の給水管は、系統別に管外部に配管識別テープを巻く。また、誤接続がないことを確認するため衛生器具の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験を行う。 4. 建物導入部において、ポリエチレン管と異種管を接合する場合は、接合部が容易に点検できるように点検用樹を設ける。 5. 口径25Aにて大便器等に接続する場合は、施工状況に応じて高密度ポリエチレン管の使用も可とする。 6. 高密度ポリエチレン管とは、主材料に高密度ポリエチレン樹脂(PE100)を採用し、管と継手を電気融着にて接合するものをいう。 2 一体形タンク 一体形タンクについての標準図は一般的な形状及び数値を示すものであって、図面及び特記仕様書に記載された耐震強度、容量、寸法を満たすものであればよい。 3 水 栓 ※給湯用水栓を除き大きさの呼び13の水栓は、節水コマとする。 ・水抜き栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。ただし屋内は固定コマ式とする。 4 量 水 器 ※親メーカー(※貨品 ・) ・子メーター(※買取り ・) 5 量水器類 ※水道事業者指定品 ・標準図MC形 6 弁 類 規格はJIS又はJVとし、水道直結部分は10Kとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び標準仕様書による。 7 水 栓 柱 ・防寒コンクリート水栓柱(1200L) ※不凍給水栓 8 建物導入部配管 図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施工4(・(a) ・(b) ・(c)) 9 検針方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検針規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。 10 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事に含む。 11 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	施 工 箇 所	管 種 別	床下、暗渠内(ビット内、共同溝を含む。)	※SUS ・SGP-PD ・ポリブテン管	ウエット厨房、浴室等の湿潤シンダー内配管	※SUS ・SGP-PD ・HIVP ・ポリブテン管	保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD	地中埋設部(水道直結部分)	・HIVP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管(PE) ・	地中埋設部(一般部分)	※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管(PE) ・	県営住宅 住戸内	※ポリブテン管(さや管ヘッダー工法)	便所天井内、PS内(注5)	※高密度ポリエチレン管(32A以上)	便所天井内	※ポリブテン管(10mm保温付)	便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・HIVP ・ポリブテン管	○ 給 湯 設 備 1 配管材料 ・露出部 M鋼管 その他 保温付被覆銅管(M鋼管) ・一般配管用ステンレス鋼管 ・ポリブテン管(さや管ヘッダー工法) 2 絶縁フランジ 取付部は下記による。 ※鋼管と鋼管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 3 弁 類 (1) 規格はJIS又はJVとし、指定なきものは5K、それ以外は図示による。 (2) ステンレス管に取付ける弁は、JV8-IIによる。 4 ガス瞬間湯沸器 ※屋外設置の潜熱回収型 ・PS扉内設置の潜熱回収型 5 電気給湯器 飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。 ○ 消 火 設 備 1 配管材料 屋内消火栓用 一般配管※SGP(白) ・STPG370(白) Sch40 地中埋設※SGP-VS ・HIVP ・高密度ポリエチレン管(消火用) 消火用 一般配管※SGP(白) ・STPG370(白) Sch40 地中埋設※SGP-VS ・HIVP ・高密度ポリエチレン管(消火用) 不活性ガス消火用 ※STPG370(白) Sch40 ・STPG370(白) Sch80 2 建物導入部配管 図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施工4(・(a) ・(b) ・(c)) ○ ガ ス 設 備 1 配管材料 ・都市ガス ガス事業者の供給規定による。埋設配管はPE管を原則とする。 ・液化石油ガス 一般配管 ※合成樹脂被覆銅管 ・SGP(白) 地中埋設 ※PE管 2 ガス漏れ警報 遮断装置 漏洩検知装置は、流量検知式圧力監視型とする。 3 液化石油ガスの供給権 ガス設備工事の施工者にガスの供給権は付帯しない。 ○ 厨 房 設 備 1 厨房機器の固定 原則として、移動を前提とする厨房機器を除き地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床又は壁に堅固に取り付ける。 2 シンク用水栓 ※レバー式泡沫水栓 ・自動水栓 3 安全装置の機能の適用 標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。	舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書 第1条 この特記仕様書は、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水(以下「濁水」といふ。)の処理に関し必要な事項を定めるものである。 第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。 ・種類及び処理量 汚泥(油分を含む汚泥) ・ m3 ・中間処理施設 市 地内、(株) ・ ・処理方法 ・中間処理後、最終処分場(処理に焼却又は溶融含まず) ・中間処理後、最終処分場又は再資源化(処理に焼却又は溶融を含む) 2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。 第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥(油分を含む汚泥)として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。 2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。 4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。))により管理するものとする。 第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。 2 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。 第5条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。 2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。 3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。	2023.4 設計事務所名 Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL. FAX 04-2968-0834 登録番号 一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6)第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号 N S 狭山台中央公園トイレ新築工事 機械設備工事特記仕様書(2) M-02
外 気		一 般 系 統				屋 内																																																																	
	温度 [DB]	湿度 [RH]	温度 [DB]	湿度 [RH]	温度 [DB]	湿度 [RH]	温度 [DB]	湿度 [RH]	温度 [DB]	湿度 [RH]																																																													
夏 期	36.9℃	46.1%	28℃	%	℃	%	℃	%	℃	%																																																													
冬 期	0.6℃	50.7%	20℃	%	℃	%	℃	%	℃	%																																																													
施 工 箇 所	管 種 別																																																																						
床下、暗渠内(ビット内、共同溝を含む。)	※SUS ・SGP-PD ・ポリブテン管																																																																						
ウエット厨房、浴室等の湿潤シンダー内配管	※SUS ・SGP-PD ・HIVP ・ポリブテン管																																																																						
保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD																																																																						
地中埋設部(水道直結部分)	・HIVP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管(PE) ・																																																																						
地中埋設部(一般部分)	※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管(PE) ・																																																																						
県営住宅 住戸内	※ポリブテン管(さや管ヘッダー工法)																																																																						
便所天井内、PS内(注5)	※高密度ポリエチレン管(32A以上)																																																																						
便所天井内	※ポリブテン管(10mm保温付)																																																																						
便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管																																																																						
その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・HIVP ・ポリブテン管																																																																						

衛 生 設 備 器 具 表						
名 称	仕 様 （ 参 考 型 番 ）	トイレ①(カブ 内)			トイレ②(北側)	
		女子 トイレ	男子 トイレ	バリア フリー トイレ	男子 トイレ	バリア フリー トイレ
洋風大便器	掃除口付腰掛式便器(フラッシュタンク式) 普通便座 ステンレス製棚付紙巻器 他付属品一式共	2	1			3
C - 1	【TOTO】CFS497BP+TC300+YH702 【LIXIL】BC-P110P+CF-47AT+CF-63HS					
コンパクトトイレパック	大便器・背もたれ・普通便座・洗面器・紙巻器・はねあげ手すり 他付属品一式共 洗浄水洗付き			1		2
C - 2	【TOTO】UADAZ01R1C2BNW2W特					
小便器	壁掛壁排水自己発電型自動小便器 他付属品一式共		2		1	3
U - 1	【TOTO】UFS900WR 【LIXIL】U-A51AP					
手洗器	壁掛手洗器 自閉式単水栓 排水金具 他付属品一式共	1	1		1	3
L - 1	【TOTO】L300M+TL19AR 【LIXIL】L-15AG+LF-P02B					
多目的流し	掃除流し 横水栓 Pトラップ 他付属品一式共		1		1	2
S K - 1	【TOTO】SK507+T131SUN13C+TK40P+T9R+T8C 【LIXIL】S-21S+LF-16F-13-U+SF-21PAM+SF-10E+LF-6L					
単水栓	F4-13A ユーティリティ用横水栓 【TOTO】T200SNR13C	1		1		3
ペーパーシート	【TOTO】YKA25S 樹脂製ペーパーシート 【TOTO】YKA25N 【LIXIL】AC-QK-21F			1		2
ペーパーチェア	【TOTO】YKA15S 樹脂製ペーパーチェア 【TOTO】YKA15R 【LIXIL】AC-BK-F62			1		2
着替え台	【TOTO】YKA41R 樹脂製着替え台 【LIXIL】AC-CB-14			1		2

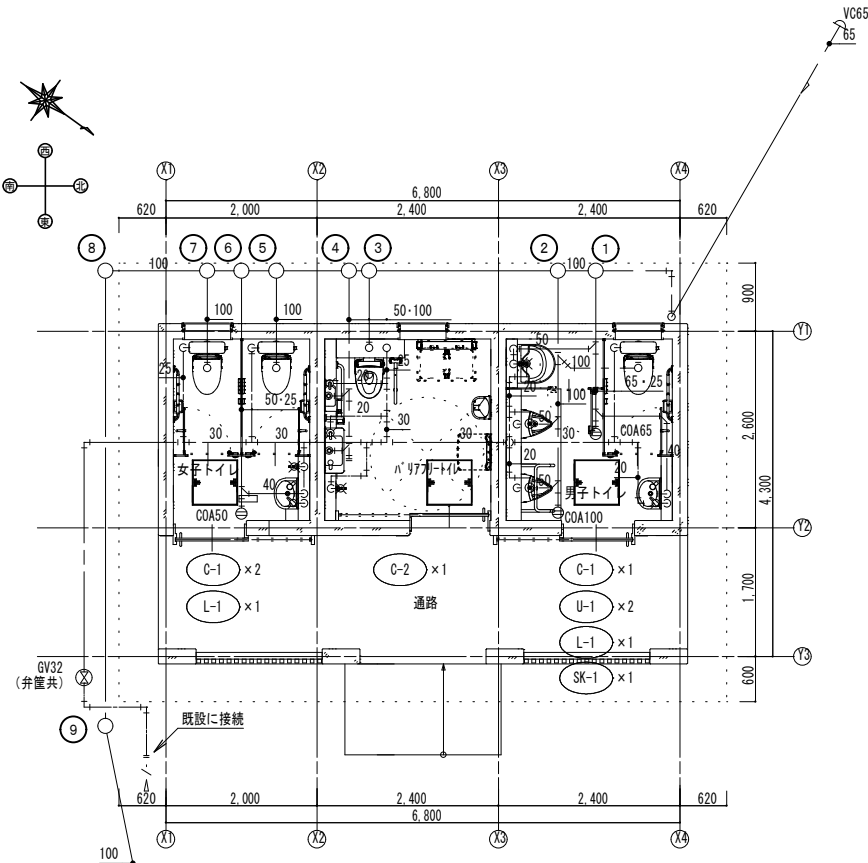
※下地及び補強板は建築工事とし、固定金具は機械設備工事とする。

凡 例		
記 号	名 称	備 考
_____ - _____	給 水 管	水道用硬質塩化ビニル管 (H1VP) 一般 JWWA K 116
		水道用硬質塩化ビニル管 (H1VP) 一般 JWWA K 116
_____	排 水 管	硬質ポリ塩化ビニル管(V P)地中 JIS K 6741
		硬質ポリ塩化ビニル管(V P)ピット内 JIS K 6741
	仕 切 井	J I S 10K
	水 栓	
	洗 淨 井	
	床 上 掃 除 口	
	汚 水 井	塩ビ製小口径井
 VC	ペ ン ト キ ャ ッ プ	ステンレス製深型

工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	衛生器具表・凡例	S : N, S (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL, FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6) 第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	M-03

NO	樹種別	口径	型	深さ
①	塩ビ小口径樹	200Φ	Y	300
②	塩ビ小口径樹	200Φ	Y	310
③	塩ビ小口径樹	200Φ	Y	340
④	塩ビ小口径樹	200Φ	Y	345
⑤	塩ビ小口径樹	200Φ	Y	345
⑥	塩ビ小口径樹	200Φ	Y	360
⑦	塩ビ小口径樹	200Φ	Y	370
⑧	塩ビ小口径樹	200Φ	L	390
⑨	塩ビ小口径樹	200Φ	S	450

※樹の高さは参考とする

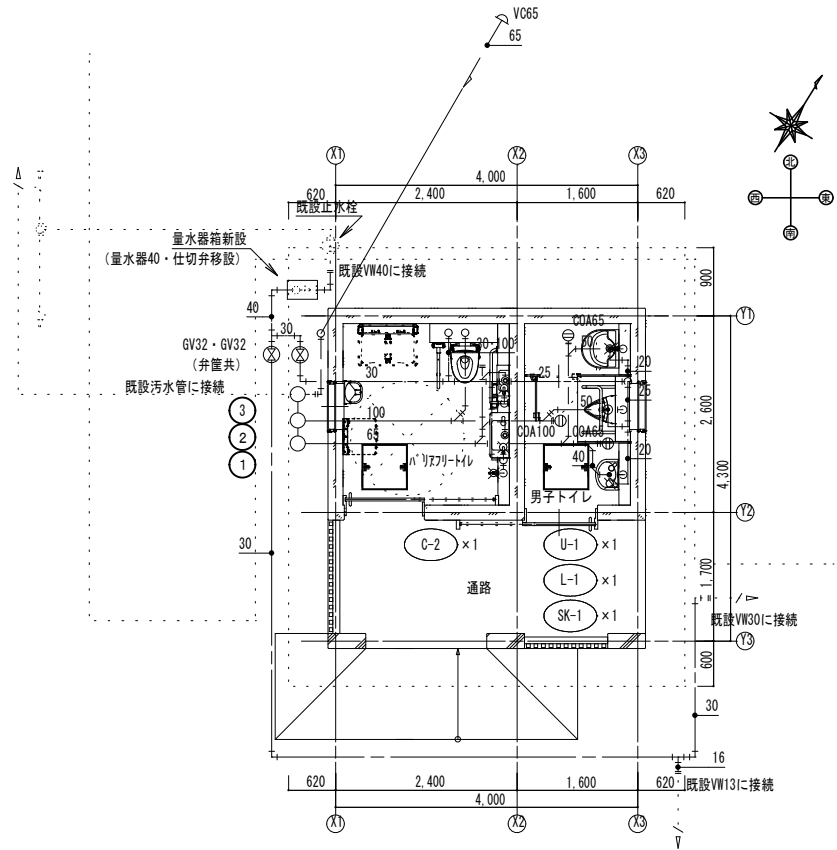


トイレ①(クラブハウス)平面図

既設汚水樹φ400H=500

NO	樹種別	口径	型	深さ
①	塩ビ小口径樹	200Φ	L	300
②	塩ビ小口径樹	200Φ	Y	310
③	塩ビ小口径樹	200Φ	Y	320

※樹の高さは参考とする



トイレ②(北側)平面図

工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	給排水設備 平面詳細図	S : 1/50 (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL. FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6) 第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	M-04

[illegible]

6コンクリート工事

①コンクリートの種類等

種類Ⅰ類（JIS A 5308 への適合を認証されたコンクリート）Ⅱ類（JIS A 5308 に適合したコンクリート）
普通コンクリート設計基準強度（N/mm²）気乾単位容積質量（t/m³）スランプ適用箇所
○24○15又は18・18躯体
構造体強度補正值（S）※標準仕様書 表6.3.2による補正值S＝3（3月11日～11月10日、月日～月日）S＝6（11月11日～3月10日、月日～月日）

②セメント

種類※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種適用箇所（※下記以外全て）普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が7日目で 352 J/g以下、かつ28日目で 402 J/g以下のものとする。
高炉セメントB種
適用箇所（1FLより下部（立上り部含む））
フライアッシュセメントB種
適用箇所（

③骨材

アルカリシリカ反応性による区分※A・B（コンクリート中のアルカリ総量が 3.0 kg/m³ 以下）

④混和材料

・混和剤
混和剤の種類※標準仕様書6.3.1(4)(a)による
・混和材
混和材の種類※標準仕様書6.3.1(4)(b)による

⑤打撃ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打撃目地

打撃ぎの位置梁及びスラブ※スパンの中央又は端から1/4の付近
図示による（
柱及び壁
※スラブ、壁梁又は基礎の上端
図示による（
目地の寸法標準仕様書 9.7.3(1)(ア)による※ひび割れ誘発目地、打撃目地の深さ寸法は、躯体外側の打増し部で処理する
図示による（
ひび割れ誘発目地の位置、形状、寸法
図示による（
⑥温潤養生

温潤養生の期間セメントの種類が普通エコセメントの場合（）日

⑦コンクリートの仕上り

合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ種類別適用箇所
A種※図示による（
B種※図示による（
C種※図示による（
コンクリートの仕上りの平たんさ種類別適用箇所
a種※図示による（
b種※図示による（
c種※図示による（
⑧打増し厚さ（打放し仕上げ部）

打増し厚さ打増し仕上げの打増し厚さ（外部に面する部分に限る）20mm
打増し仕上げの打増し厚さ（内部に面する部分に限る）10mm・20mm
外装タイル後張り面の打増し処理20mm
打増し範囲
図示による（
⑨型枠

せき板の材料及び厚さ合板（※12mm）
コンクリート打設時の充填性の確認のため、型枠の一部に透明型枠等を使用する場合は、強度、変形等について、事前に監督員と協議する。
断熱材を兼用した型枠の使用適用箇所
図示による（
MCR工法用シートの使用適用箇所
打増し厚さ20mm
打増し範囲
図示による（
スリーブの材質・規格等
図示による（
⑩軽量コンクリート

適用箇所
図示による（
種類1種・2種
気乾単位容積質量※標準仕様書 表6.10.11による
スランプ※21cm
⑪寒中コンクリート

適用期間（月日～月日）
構造体強度補正值（S）を積算温度を基に定める場合
図示による（）、S＝（）
⑫暑中コンクリート

適用期間（月日～月日）
構造体強度補正值（S）※6N/mm²
図示による（）、S＝（）
⑬マスコンクリート

適用箇所
図示による（
セメントの種類
普通ポルトランドセメント・中熱ポルトランドセメント・低熱ポルトランドセメント
高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種・シリカセメント
混和材料の適用
あり（※標準仕様書6.13.2(2)(ア)による・標準仕様書6.13.2(2)(イ)による）
スランプ※15cm
構造体強度補正值（S）※標準仕様書表6.13.11による

⑭無筋コンクリート

コンクリートの種類※普通コンクリートセメントの種類※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種
高炉セメントB種
フライアッシュセメントB種
設計基準強度※18（N/mm²）スランプ※15cm又は18cm
適用箇所
※標準仕様書6.14.1(4)による箇所
図示による（
⑮コンクリートの単位水量測定

実施要領(1)単位水量の測定は、150m³に1回以上及び荷下し時に品質の異常が認められた時に実施する。(2)単位水量の上限値は、標準仕様書6.3.2(4)(c)による。(3)単位水量の管理目標値は次の通りとして、施工する。
1)測定した単位水量が、計画調査書の設計値（以下、「設計値」という。）±15kg/m³の範囲にある場合は、そのまま施工する。
2)測定した単位水量が、設計値±15を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、設計値±15kg/m³以内に定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。
3)設計値±20kg/m³を超える場合は、生コンを打込みずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い設計値±20kg/m³以内であることを確認する。更に、設計値±15kg以内で定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。
4)3)の不合格生コンを再度に持ち帰ったことを確認する。
(4)単位水量管理についての記録を簿面（計画調査書、製造管理記録、打込み時の外気温、コンクリート温度等）と写真により提出する。
(5)単位水量の測定方法は、高周波誘電加熱乾燥法（電子レンジ法）、Tマージ法又は静電容量測定法による。また、試験機関は該当コンクリート製造所以外の機関とする。

7鉄骨工事

1鉄骨製作工場

鉄骨製作工場の加工能力建築基準法第77条に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認定を受けた（株）日本鉄骨評価センター及び（株）全国鉄骨評価機構（旧（社）全国建築工業協会）の「鉄骨製作工場の性能評価基準」により評価を受け、国土交通大臣から認定を受けた工場、又は同等以上の能力のある工場
評価の区分※（）グレード・指定しない・監督員の承諾する工場（標準仕様書7.1.1以外の適用範囲に限る）
2施工管理技術者
3鋼材

配置する種類等種類別適用箇所（主要な部分）規格
JIS規格による
JIS規格による
JIS規格による
JIS規格による
溶接重鉛めっき工法の適用箇所
ボルトの種類トルシリアル高力ボルト・JIS形高力ボルト
溶融亜鉛めっき高力ボルト
ボルトのねじの呼び
図示による（
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-1 縁端距離及びボルト間隔）
⑤普通ボルト

摩擦面の処理方法等溶融亜鉛めっき以外※標準仕様書7.4.2(1)による
溶融亜鉛めっき面
ブラスト処理（表面粗度50μm Rz以上）
ブラスト処理以外の特別な処理方法
図示による（
すべり試験
行う（※すべり係数試験・すべり耐力試験）
試験の方法等
図示による（
ボルト及びナットの材料標準仕様書 表7.2.3（JIS附属書品）又は次による
ボルトの規格は JIS B 1190 とする。
ボルトの種類は、呼び径六角ボルト又は金ねじ六角ボルトとし、材料は鋼とする。ボルトの強度区分は、4.6又は4.8とする。なお、呼び径六角ボルトの軸径の最大寸法は、ボルトの径の値以下とする。ナットの規格は、JIS B 1181 とする。ナットの種類は、六角ナット-Qとし、材料は鋼とする。
ボルトのねじの呼び
図示による（
座金※ JIS B 1256 による
戻り止め※二重ナット
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-1 縁端距離及びボルト間隔）
6アンカーボルト

構造用アンカーボルト（JIS B 1220）種類・ABR400・ABR490
建方用アンカーボルト（JIS G 3101）種類・S400
アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度※標準仕様書 表7.2.3による
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-1 縁端距離及びボルト間隔）
7溶接材料

溶接材料標準仕様書7.2.5(1)、(2)による
標準仕様書7.2.5(1)、(2)以外の溶接材料
材料及び使用箇所
図示による（
8ターンバックル

種類建築用ターンバックル※羽子板ボルト
建築用ターンバックル調※割枠式
ねじの呼び
図示による（
9床構造用のデッキプレート

材質、形状及び寸法種類適用箇所材質・形状・寸法備考
デッキプレート
単独の構造
デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構造
開口部補強要領（補強筋の定着長さ等を含む）
図示による（

鉄骨部材への溶接方法
図示による（
耐火認定
あり（耐火時間
図示による（
10スタッド

頭付きスタッド（JIS B 1198）の種類等呼び名呼び長さ（mm）適用箇所
16
19
22
スタッド溶接完了後、外観試験及び打撃曲げ試験を行う。
11柱底均しモルタル

無収縮モルタルとする場合の材料、調査等※標準仕様書7.2.9(2)(ア)から（イ）による
12製作精度

鉄骨の製作精度は、JASS 6 付則6 鉄骨精度検査基準に加えて、次による。
適しダイヤフラムの安全せ継手の食い違いの寸法
アンダーカットの寸法
H1222第2号第2号（3）による
食い違い・仕口のずれの検査方法及び補強方法
「安全せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による
13溶接技能者の技量付加試験
試験の種類
図示による（
14溶接接合

開先の形状
図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-2 溶接継手の種類別開先標準）
エンドタブの切除する部分
切断する場所
図示による（
切断範囲
エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から 5mm 以上残して直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。
切断面の仕上げ
標準仕様書7.6.7(1)(h) (b) (2)による
完全溶込み溶接
板厚が異なる場合の安全せ継手
低応力高サイクル疲労を受ける部位
図示による（
スカラップの形状
図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-4(4)改良型スカラップ）
適用箇所
図示による（
柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部
16溶接部の試験

H1222第2号第2号に関する外観試験方法等
「安全せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」3.5.2 受入検査による
抜き取り検査①
抜き取り検査②
JASS 6 付則6 〔鉄骨精度検査基準〕の付表3「溶接」に関する確認方法等
JASS 6 10.4 〔受入検査〕e. 溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書7.6.13による補修を行い、再試験する。
完全溶込み溶接部の超音波探傷試験
工場溶接の場合
AQL(%)※4.0・2.5
検査水準
全数
工事現場溶接の場合
※全数
17錆止め塗装

塗装の範囲耐火被覆材の接合する面
図示による（
耐火被覆材の接合する面以外
※標準仕様書7.8.2(1)(ア)～(ウ)以外の範囲
図示による（
塗料の種類鉄鋼面の錆止め塗料
屋外標準仕様書 表18.3.1 A種
屋内標準仕様書 表18.3.1（）種
亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料標準仕様書 表18.3.2（）種
鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面（鉄骨に溶接されたものに限る）標準仕様書 表18.3.1 A種
耐火被覆材の接合する面へ塗装する場合の錆止め塗料標準仕様書 表18.3.1（）種・標準仕様書 表18.3.2（）種
種類、材料、工法等
耐火材吹付け
乾式吹付け
湿式ロックウール
半乾式吹付け
耐火板張り
繊維混入けい酸カルシウム板
耐火材巻付け
高断熱ロックウール
ラス張りモルタル塗り
耐火塗料
材料及び工法は、建築基準法に基づき定められたもの又は認定を受けたものとする
※JASS6 付則6 〔鉄骨精度検査基準〕付表5 〔工事現場〕による
構造用アンカーボルトの形状及び寸法
図示による（
構造用アンカーフレームの形状及び寸法
図示による（
建方（及び付属鉄骨）用アンカーボルトの保持及び埋込み工法（標準仕様書 表7.10.1）
種類A種・B種
柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種類（標準仕様書 表7.10.2）
厚さ
種類※A種・B種

21溶融亜鉛めっき（基礎、主要構造部及びその他構造耐力上主要な部分に限る。）
22梁貫通孔の補強

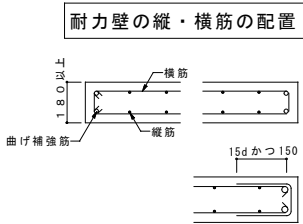
種類等亜鉛めっきの種類A種最小板厚6.0mm以上の形鋼、鋼板B種最小板厚3.2mm以上、6.0mm未満の形鋼、鋼板C種普通ボルト・ナット類、アンカーボルト類最小板厚2.3mm以上、3.2mm未満の形鋼、鋼板
外観検査※行う・行わない
補強形式
図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-6）
適用箇所
※図示による（

設計事務所名Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康
登録番号一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (第)第7174号
〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32
TEL FAX 04-2968-0834
日付2025. 2. 28
取訂R5. 4 (Ver. R5-1)
工事名称狭山台中央公園トイレ新築工事
図面名称特記仕様書（構造関係・その2）
図面No.S-02

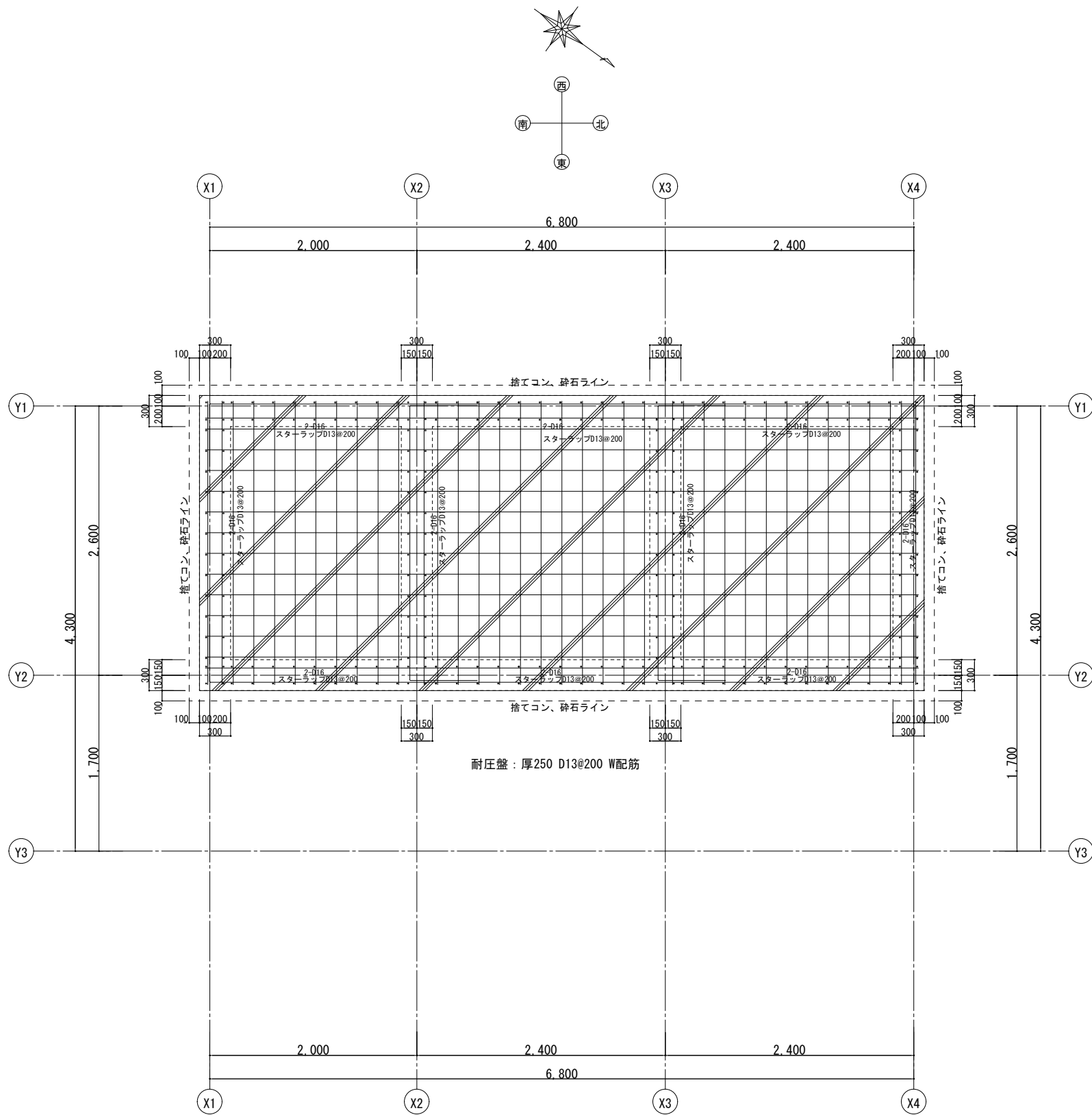
梁リスト		1/30	※地中梁底は転圧を十分に行うこと。 巾止筋 D10@100	
階	符号	G1	G2	
	断面名	全断面	全断面	
R階	断面			
	上端筋	2-D16		
	下端筋	2-D16		
	スターラップ	□- D10@100		
	腹筋	2-D10		
1階	断面			
	上端筋	2-D16	3-D16	
	下端筋	2-D16	3-D16	
	スターラップ	□- D13@200	□- D13@200	
	腹筋	12-D13	2-D13	

壁リスト	1/30	幅止めは、1㎡当たりD10、1ヶ所とする。
------	------	-----------------------

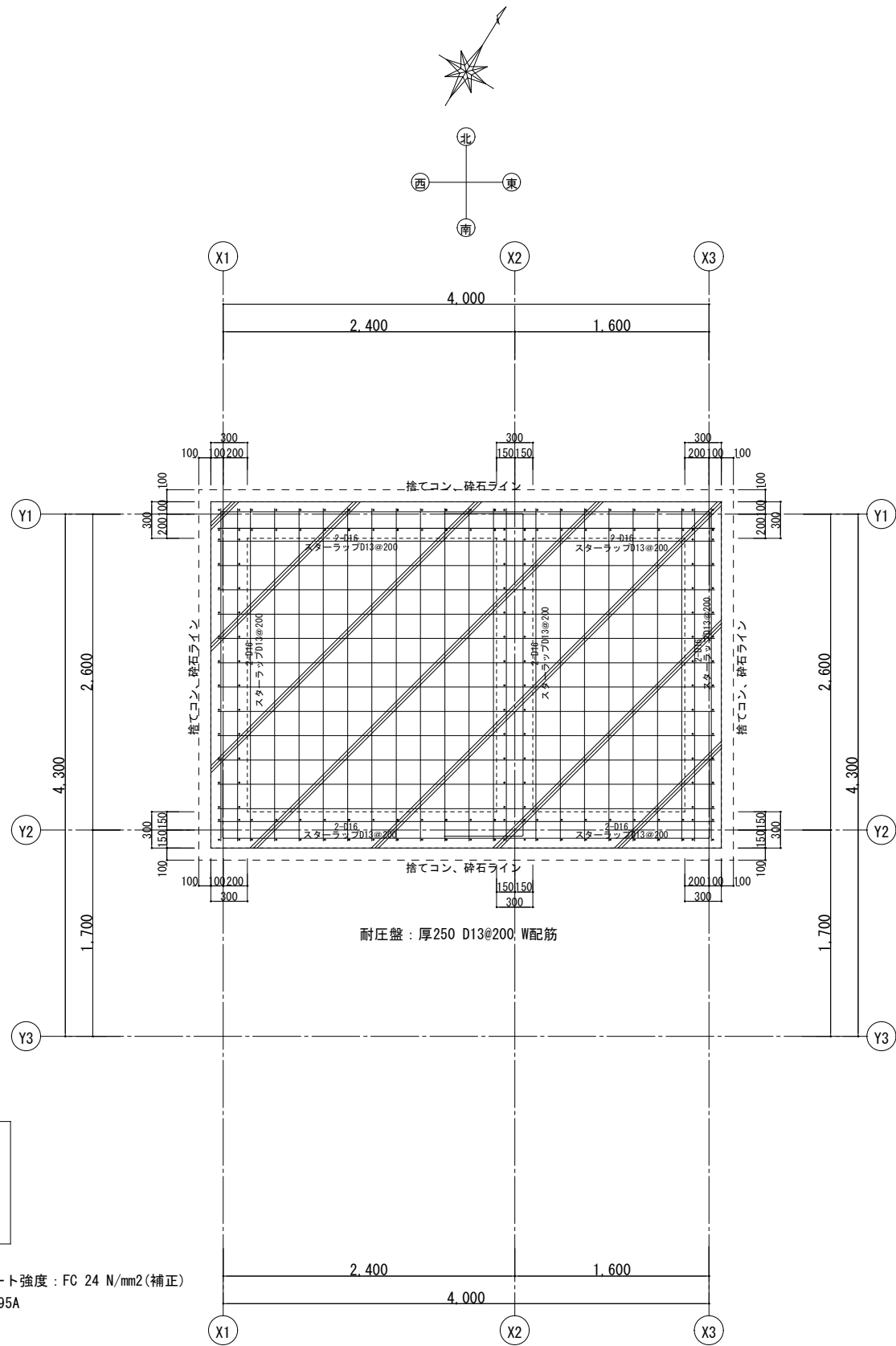
記号	W20	W20A			開口部補強筋(壁)
断面					
縦筋	D13 @200 (ダブル)	D13 @200 (ダブル)			
横筋	D10 @200 (ダブル)	D10 @200 (ダブル)			
開口補強筋	縦筋	2-D13			
	横筋	2-D13			
	斜め筋	2-D13			



工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	構造断面図	S : 1/25 (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL, FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6) 第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	S-03



トイレ①(クラブハウス) 耐圧盤構造伏図

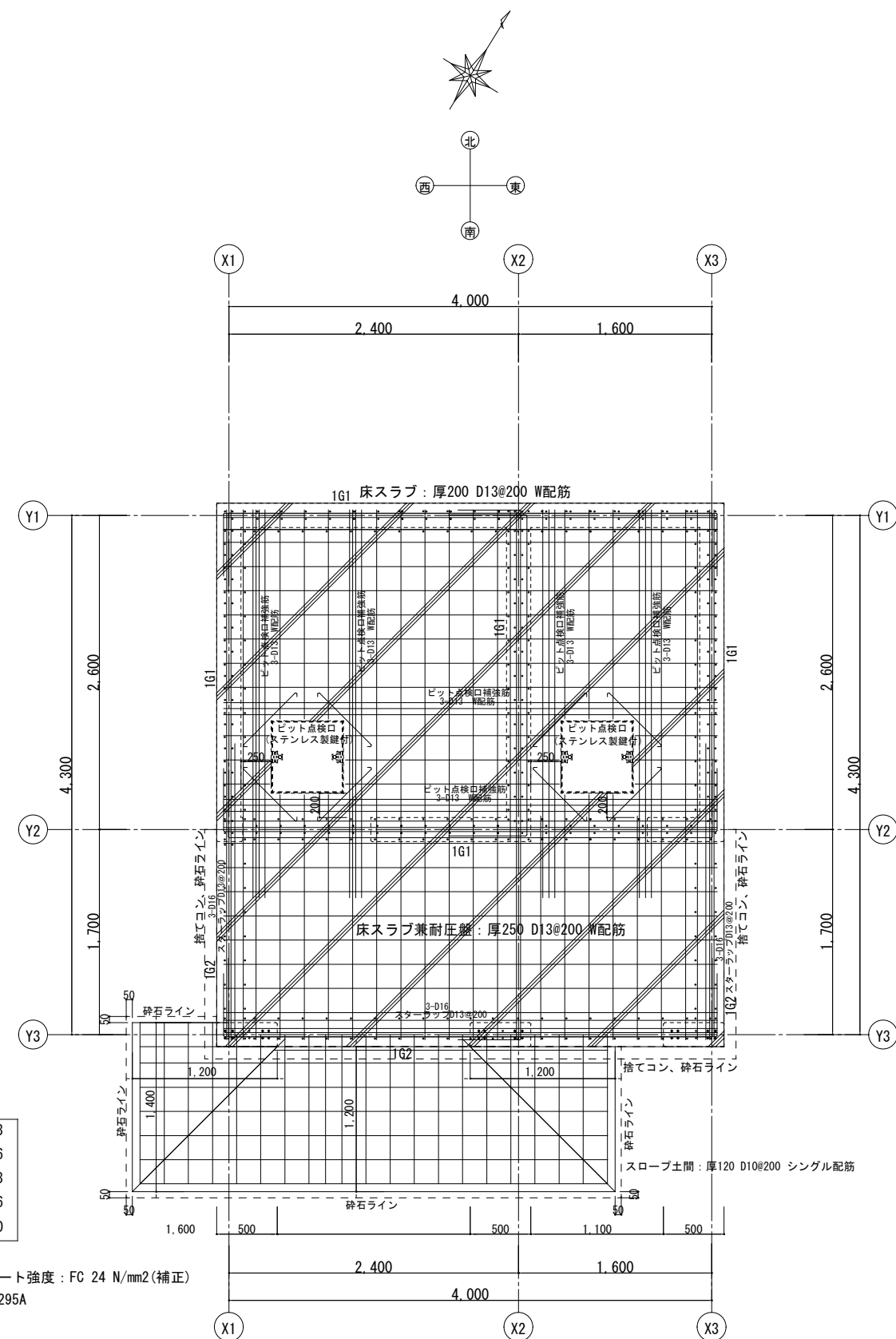
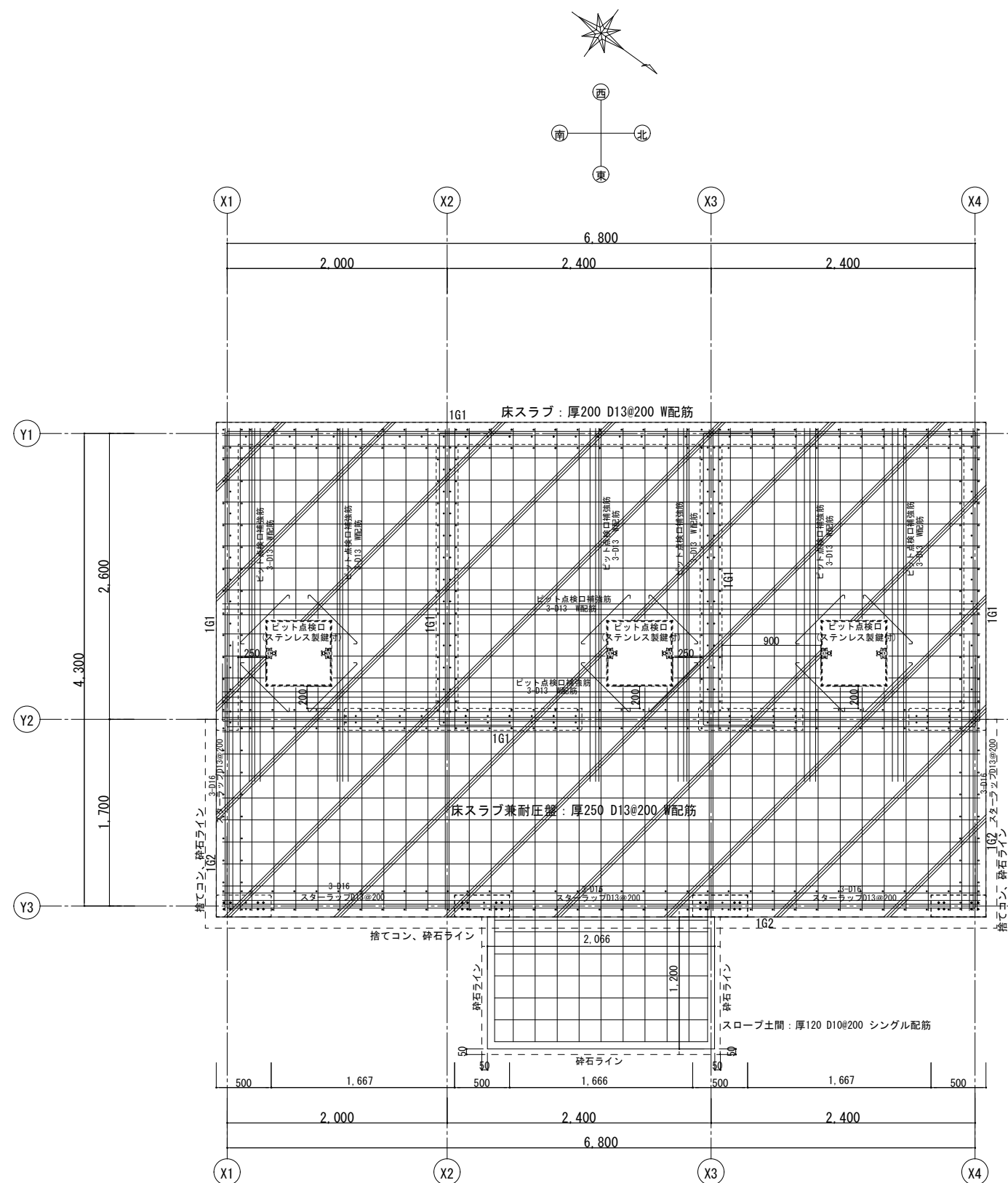


トイレ②(北側) 耐圧盤構造伏図

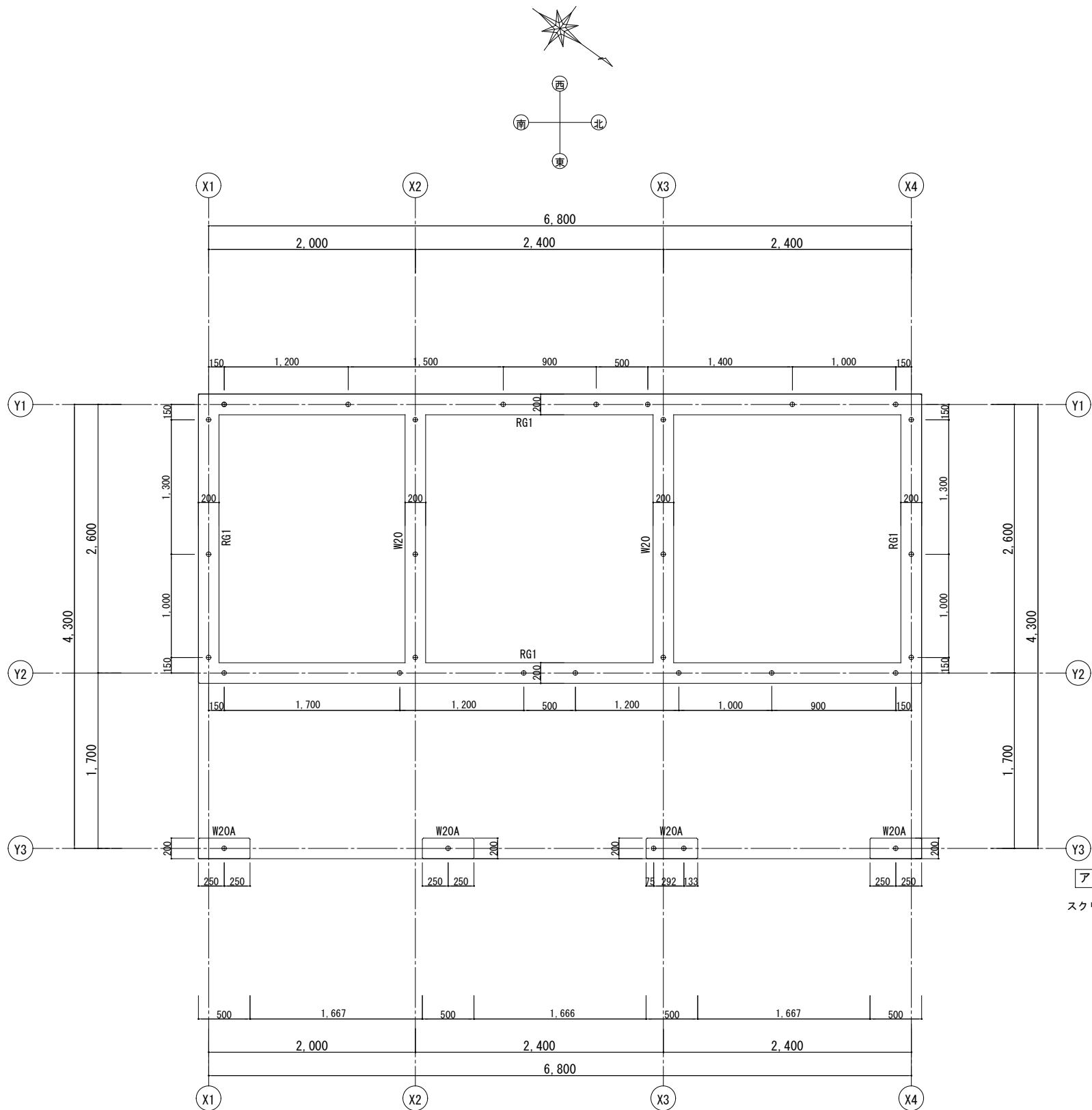
- 鉄筋： — D13
- 鉄筋： — D16
- 鉄筋： . D13
- 鉄筋： . D16
- 鉄筋： . D10

※基礎コンクリート強度：FC 24 N/mm2 (補正)
※鉄筋種類：SD295A

工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	トイレ①(クラブハウス)、トイレ②(北側) 耐圧盤構造伏図	S：1/25 (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL, FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6)第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	S-04

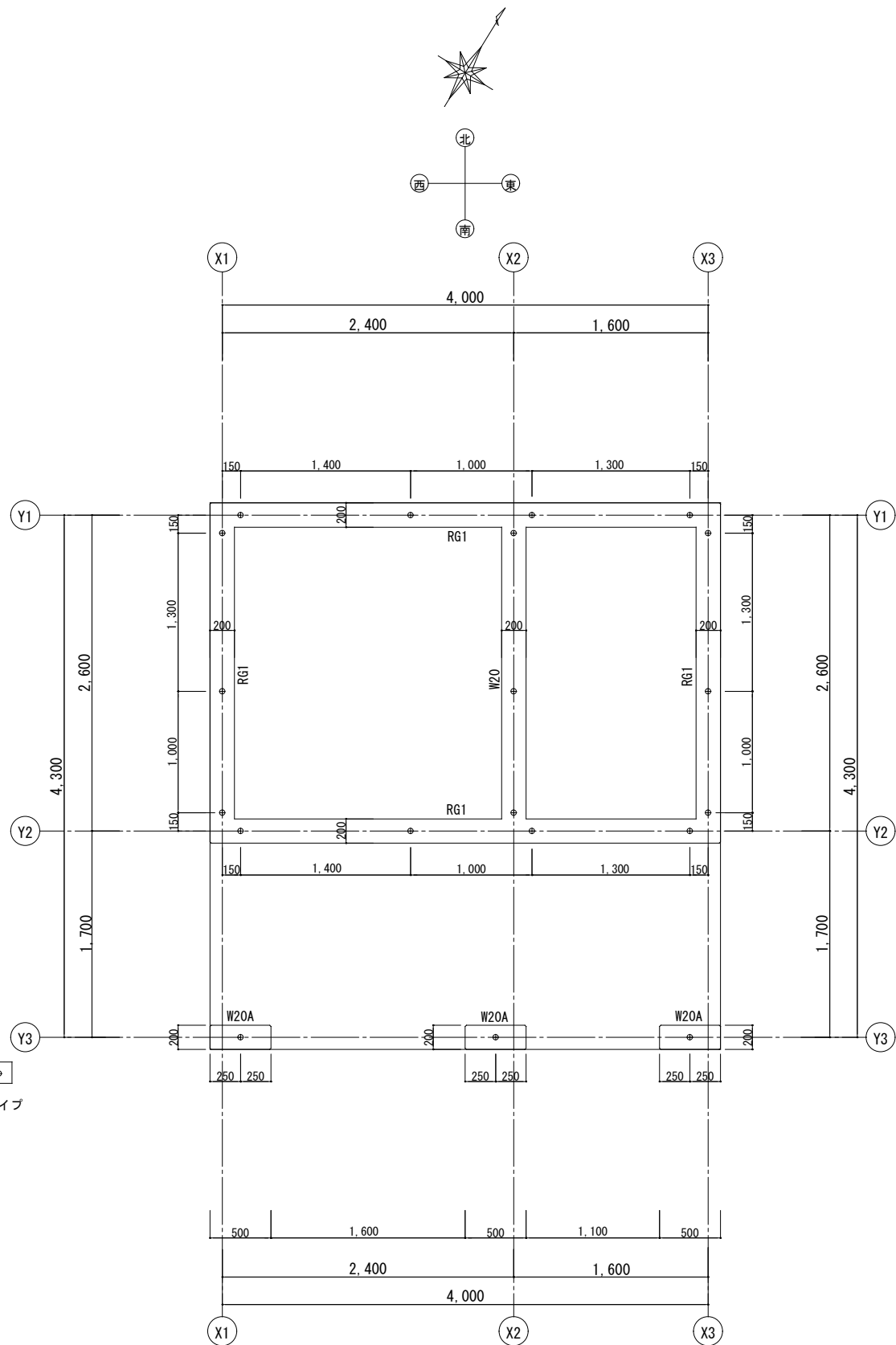


工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	トイレ①(クラブハウス)、トイレ②(北側) 床スラブ構造伏図	S : 1/25 (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL, FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6)第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	S-05



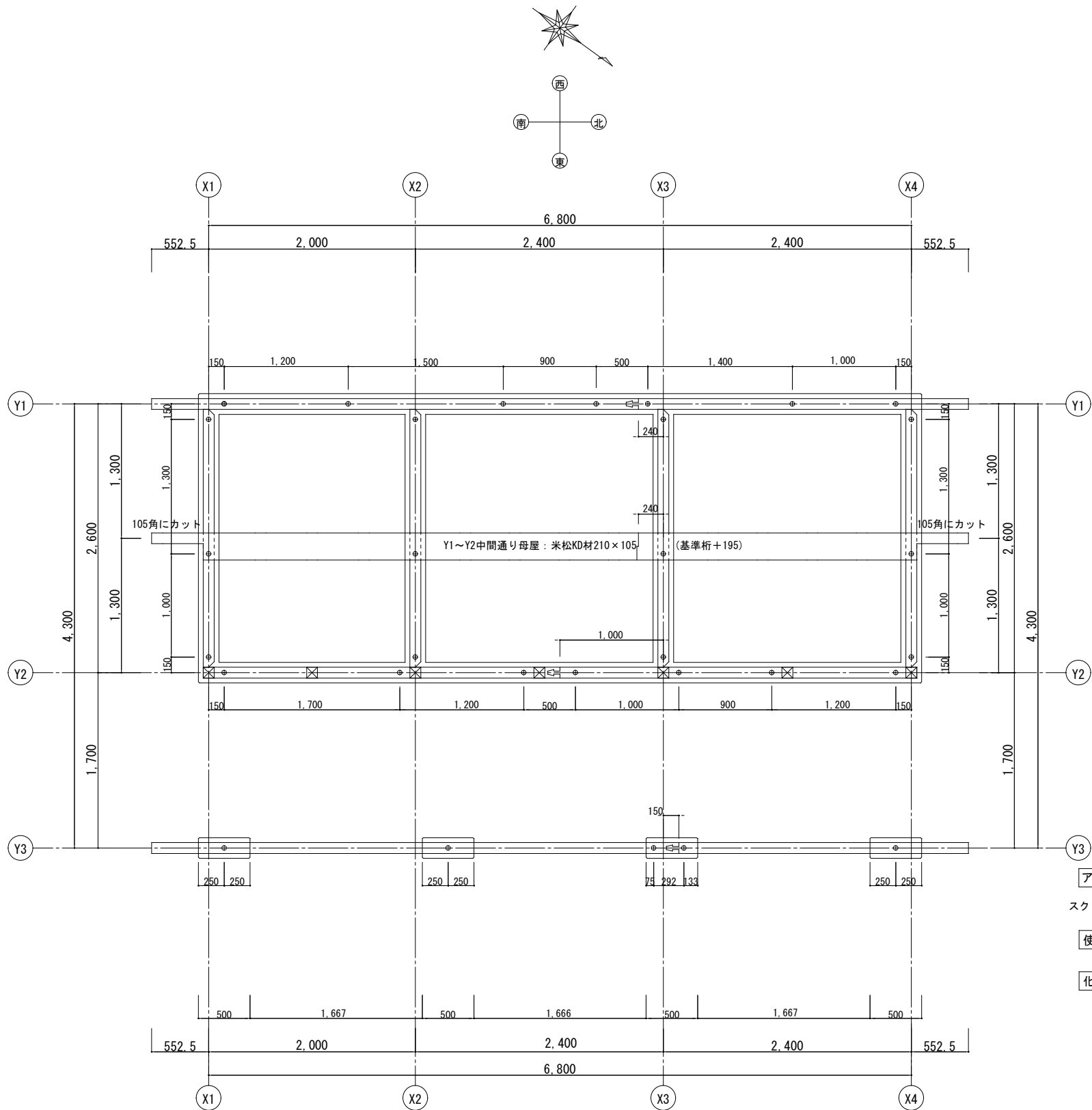
トイレ①(クラブハウス) RC天端構造伏図

アンカーボルト : ●
M12×400
スクリーワッシャータイプ



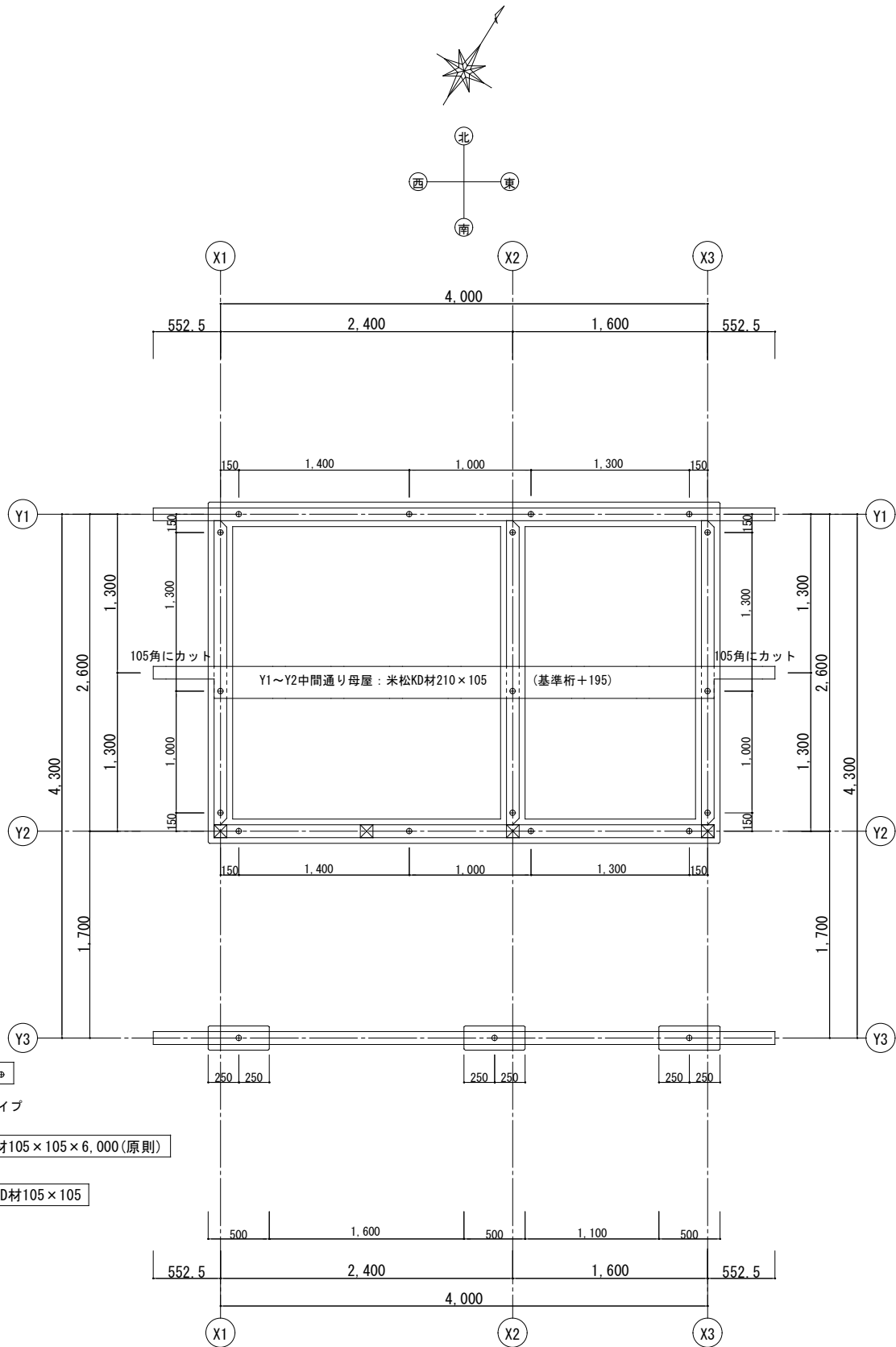
トイレ②(北側) RC天端構造伏図

工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	トイレ①(クラブハウス)、トイレ②(北側) RC壁天端構造伏図	S : 1/25 (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL. FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6) 第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	S-06



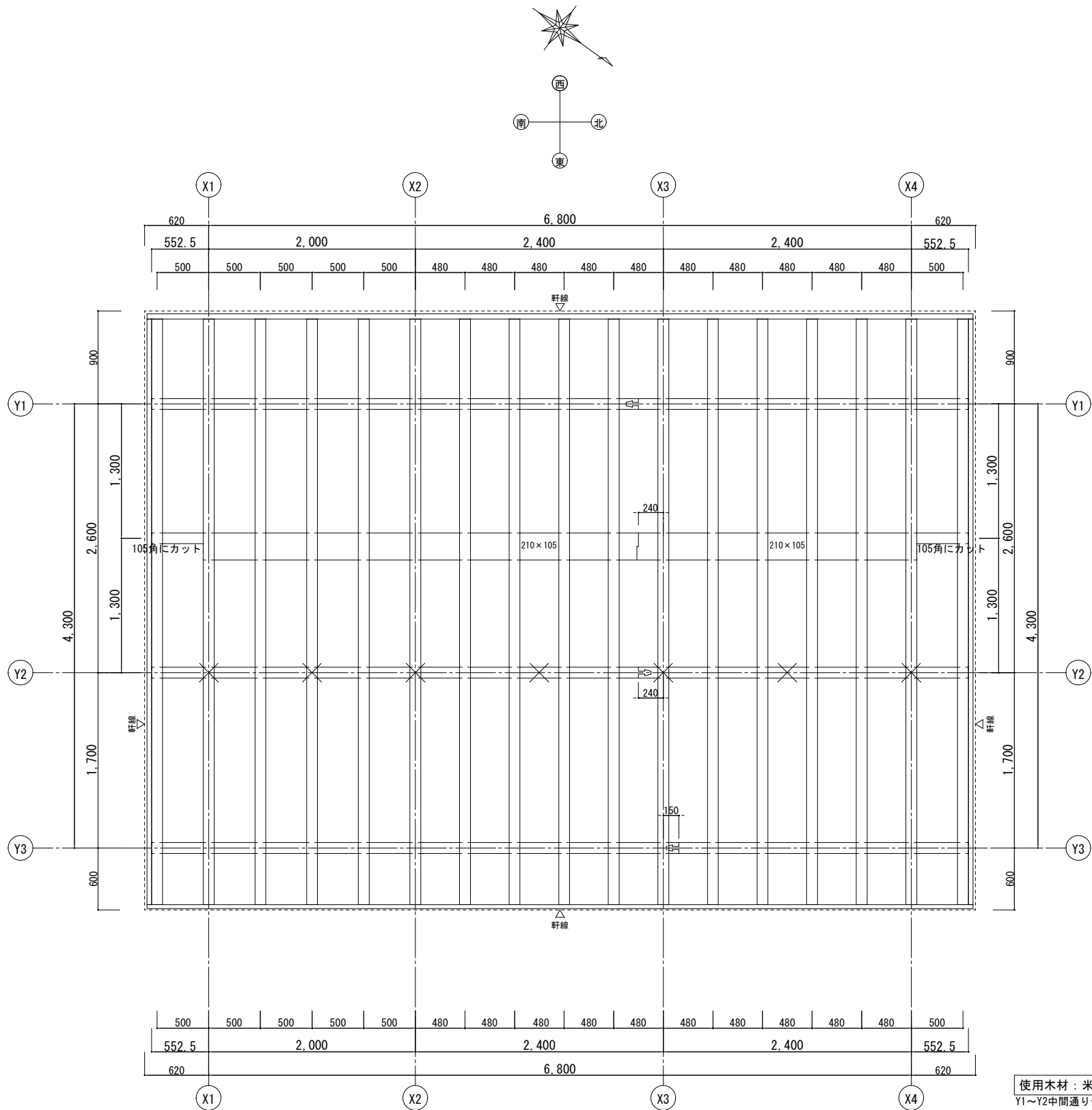
トイレ①(クラブハウス) 木桁構造伏図

- アンカーボルト：●
M12×400
スクリューワッシャータイプ
- 使用木材：米松KD材105×105×6,000(原則)
- 化粧束：☒ 米松KD材105×105



トイレ②(北側) 木桁構造伏図

工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	トイレ①(クラブハウス)、トイレ②(北側) 木桁構造伏図	S : 1/25 (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL, FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6)第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	S-07

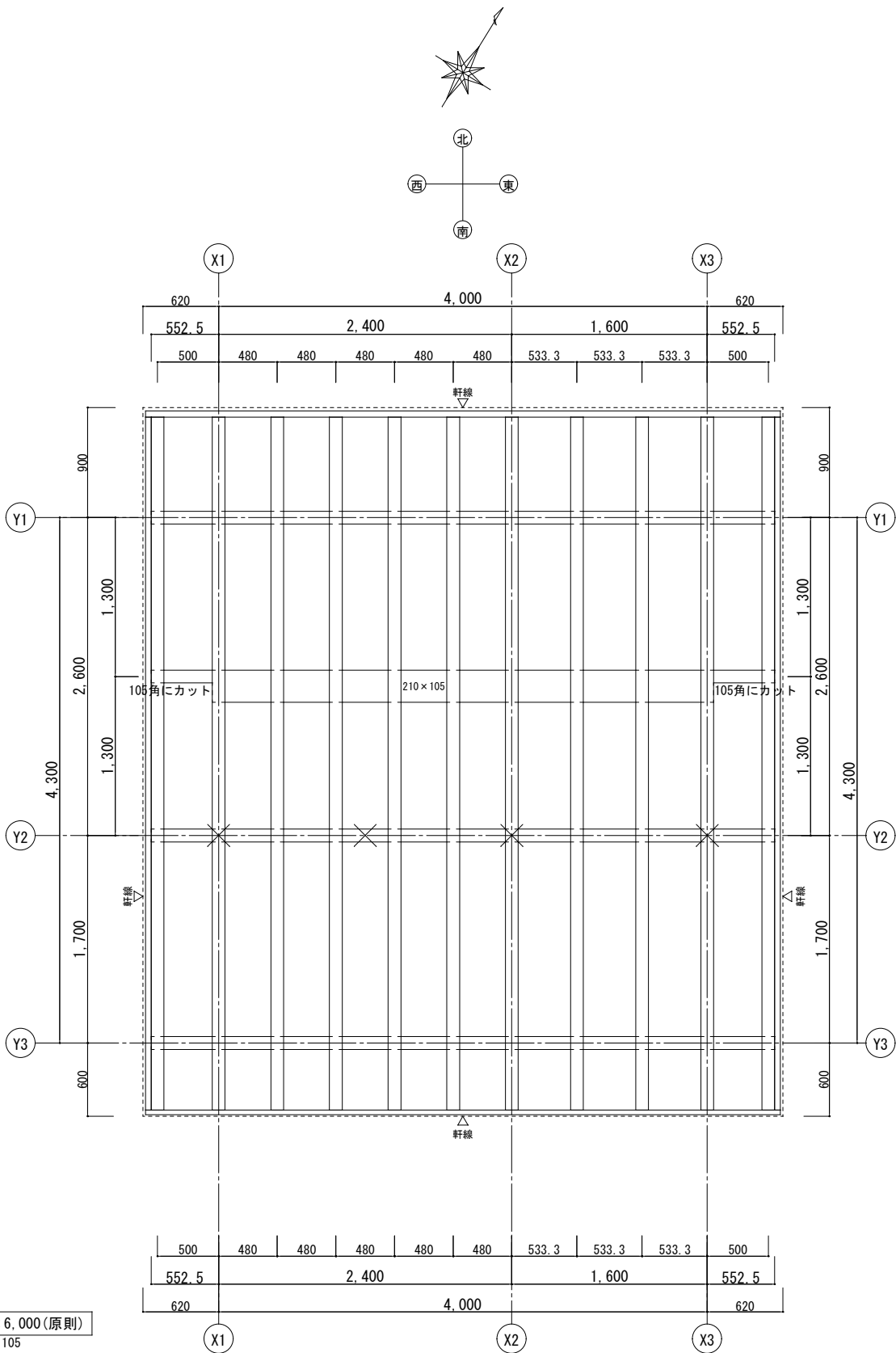


トイレ①(クラブハウス) 屋根構造伏図

使用木材：米松KD材105×105×6,000(原則)
Y1～Y2中間通り母屋：米松KD材210×105

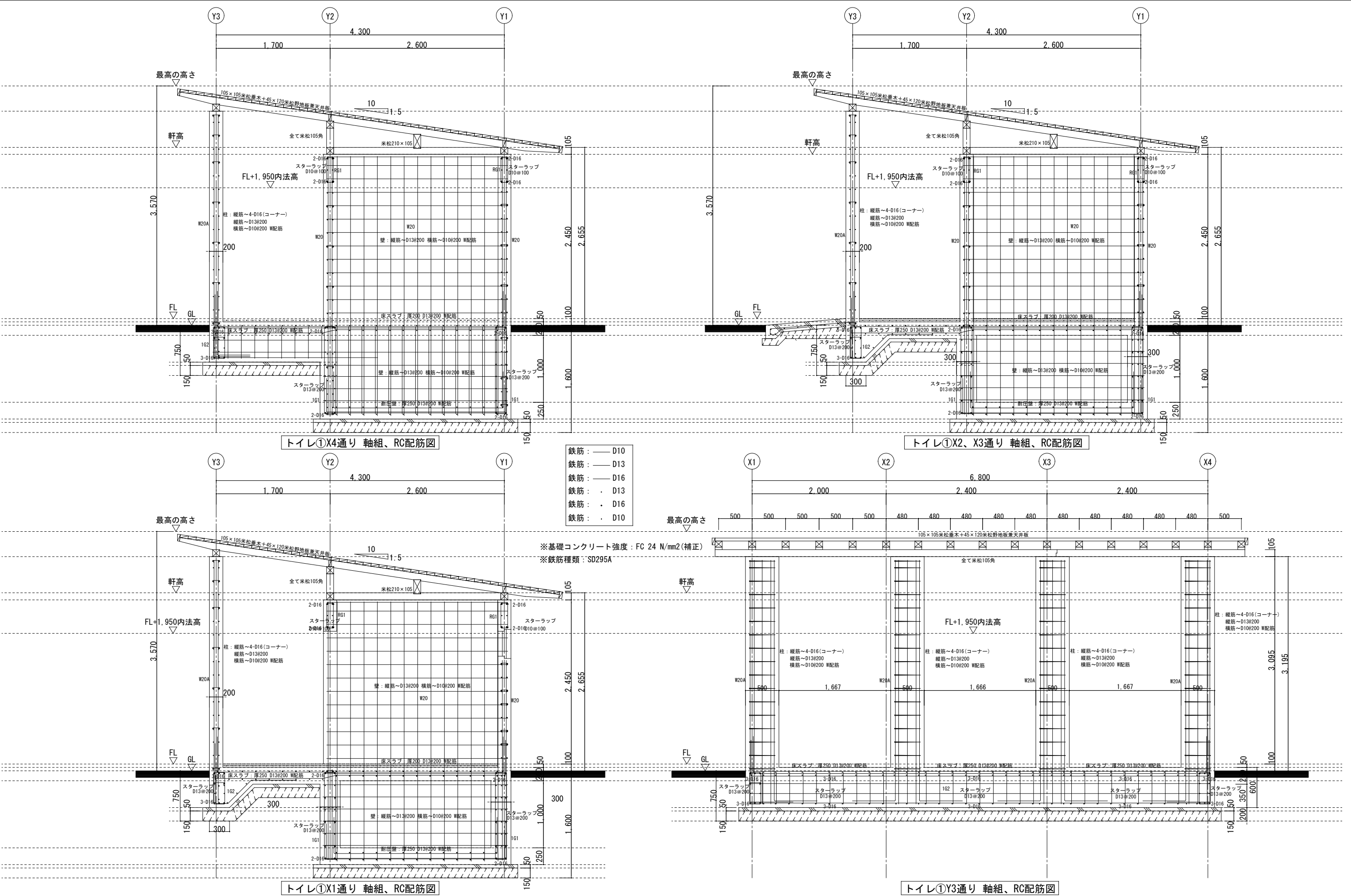
垂木：米松KD材105×105(母屋、桁接合部は垂木欠き取り)

化粧束：  米松KD材105×105

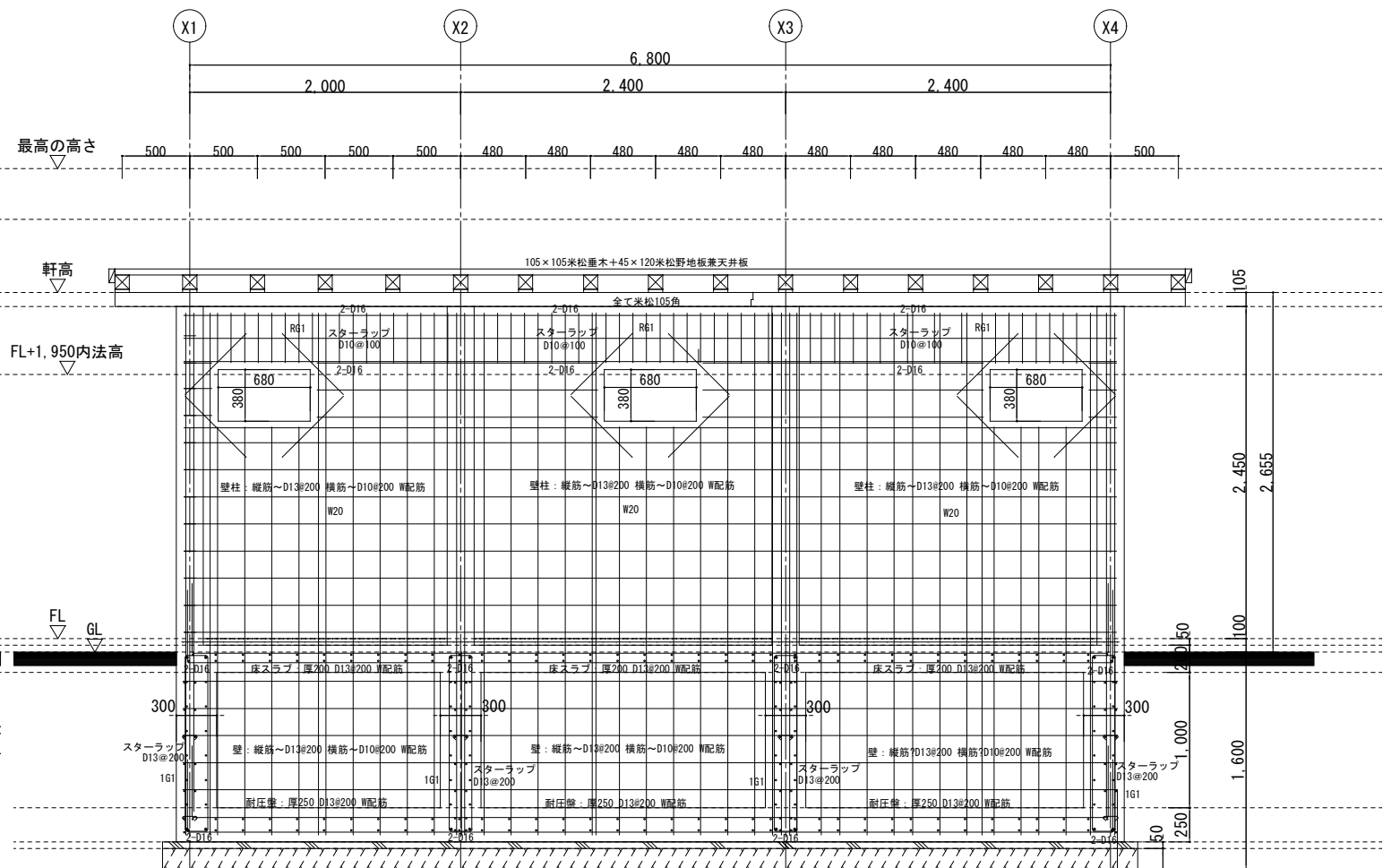


トイレ②(北側) 屋根構造伏図

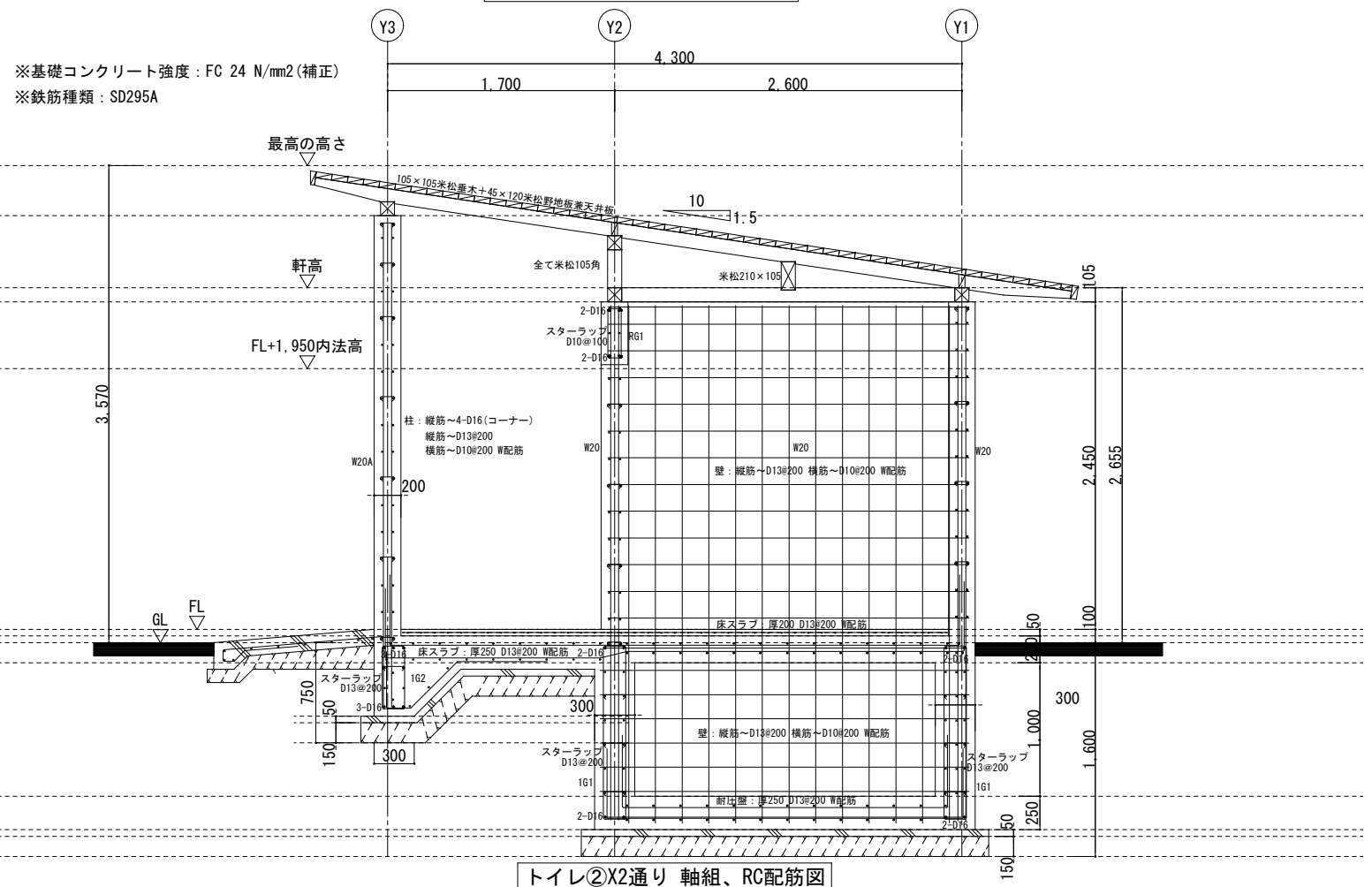
工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	トイレ①(クラブハウス)、トイレ②(北側) 屋根構造伏図	S : 1/25 (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL, FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6)第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	S-08



工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	トイレ①(クラブハウス) 軸組、RC配筋図	S : 1/25 (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL, FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6)第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	S-09

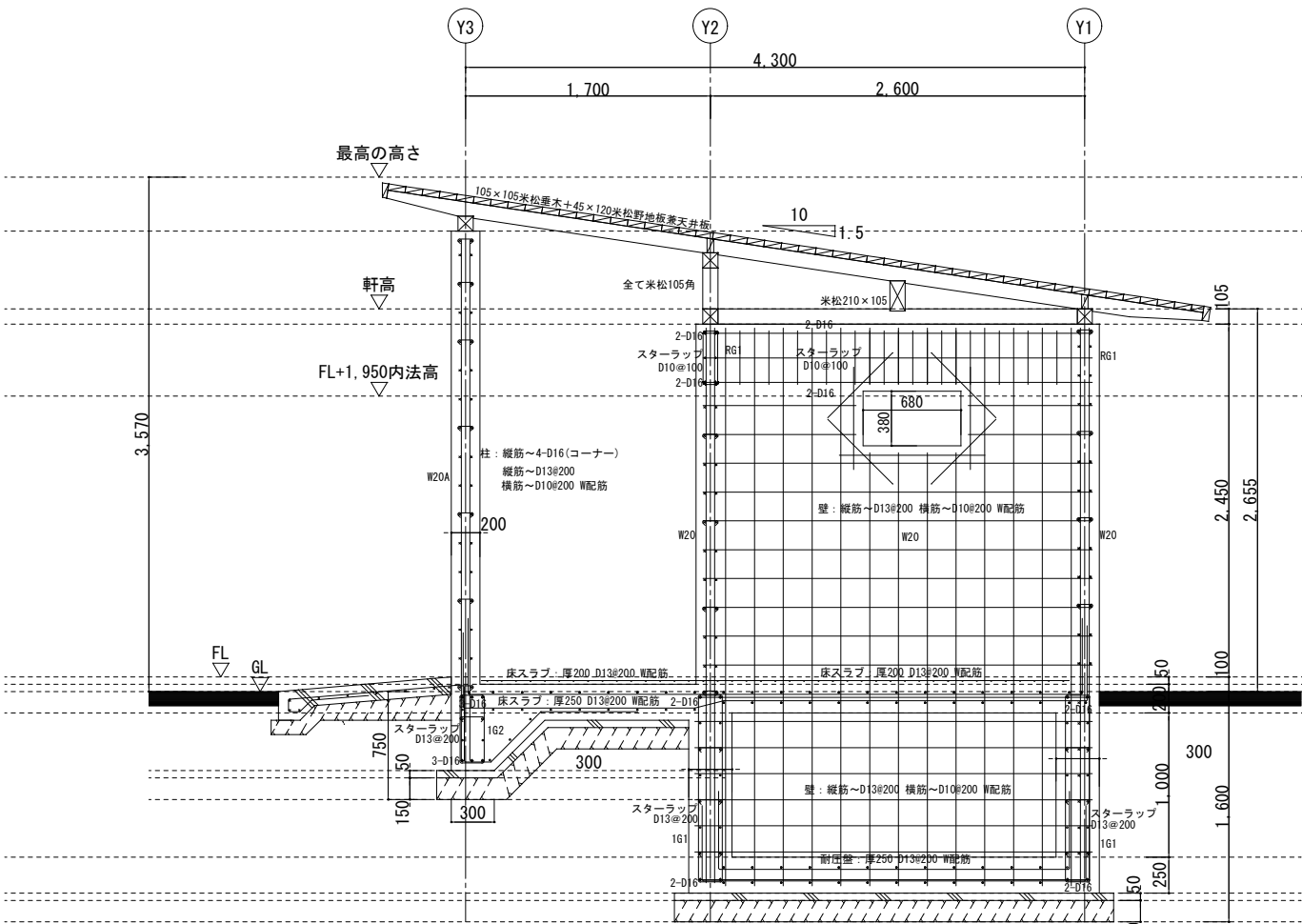


トイレ①Y1通り 軸組、RC配筋図

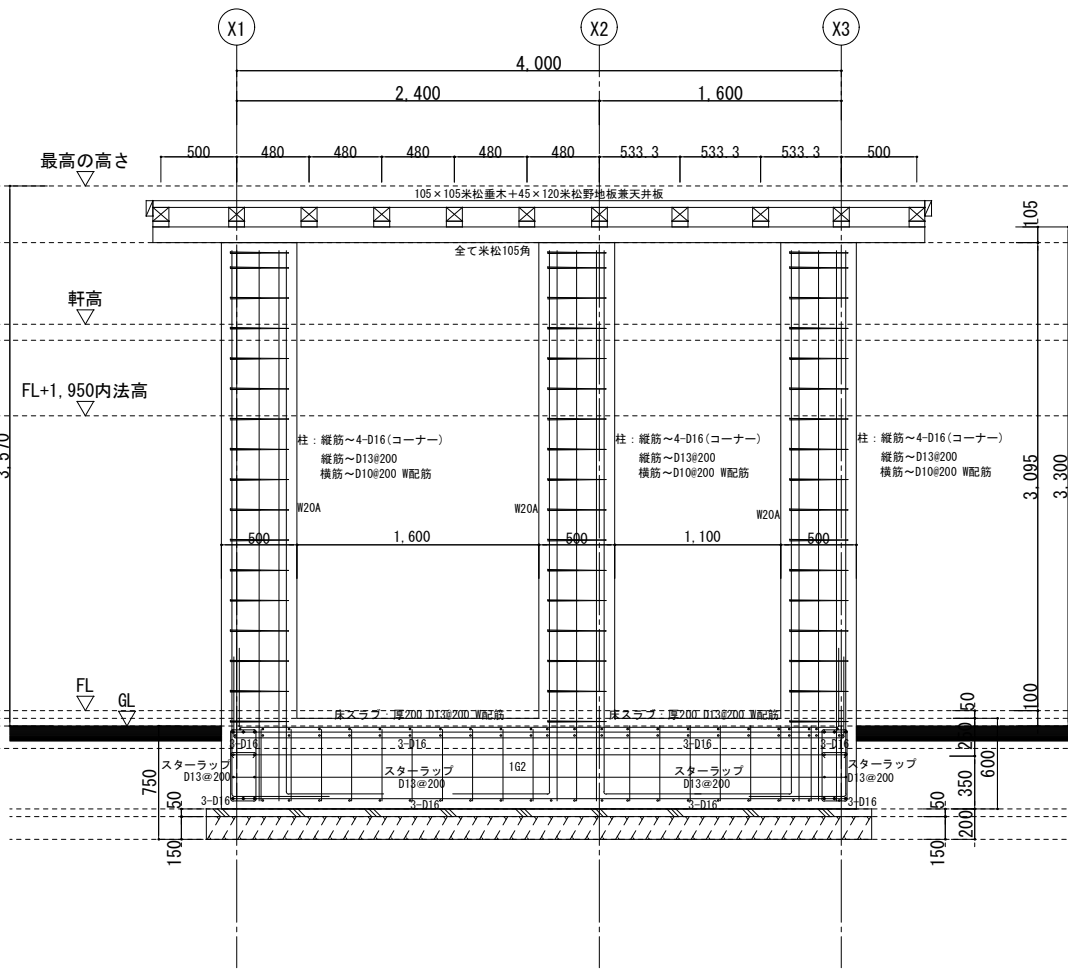


トイレ②X2通り 軸組、RC配筋図

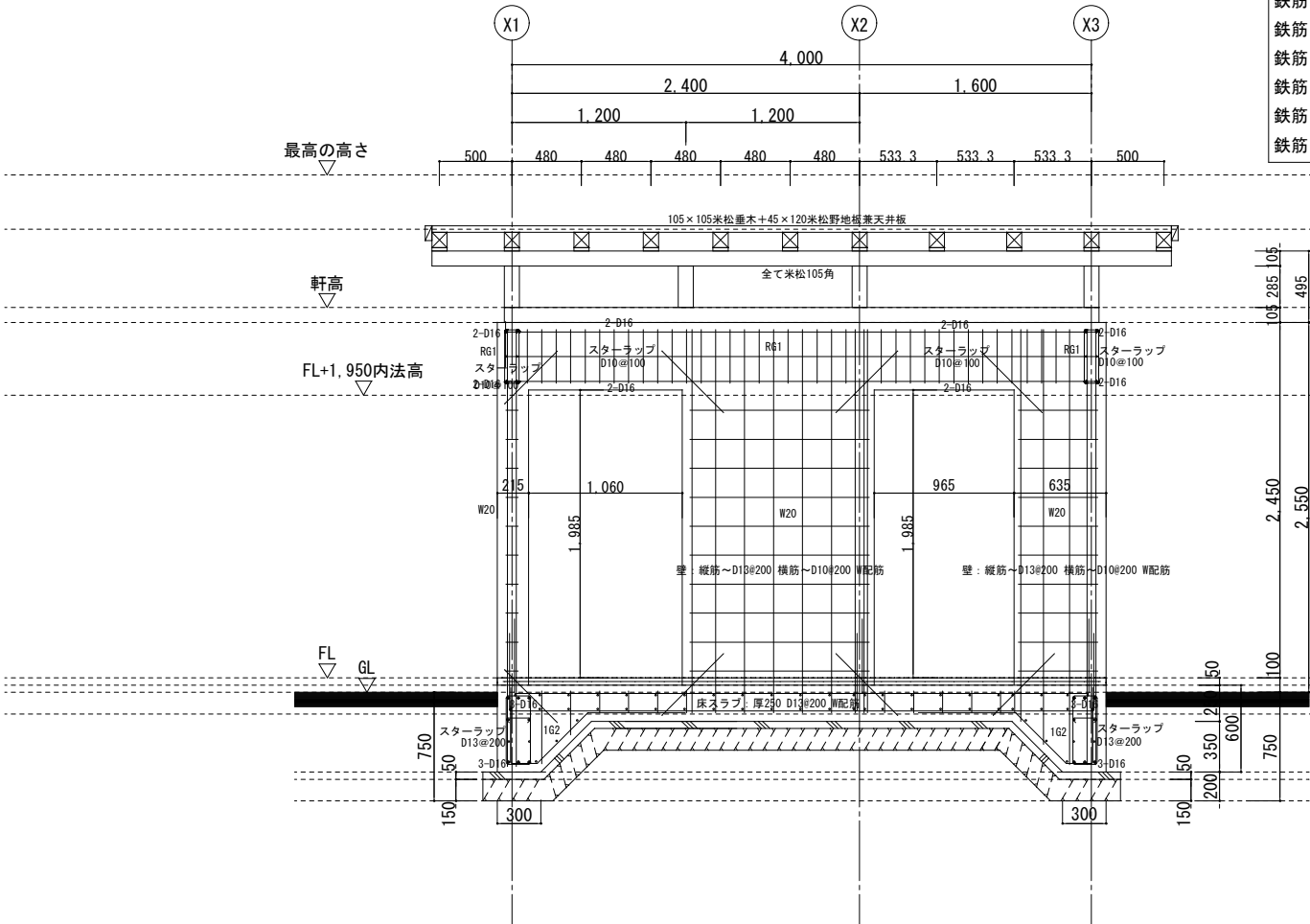
工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	トイレ①(クラブハウス)、トイレ②(北側) 軸組、RC配筋図	S : 1/25 (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL, FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6)第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	S-10



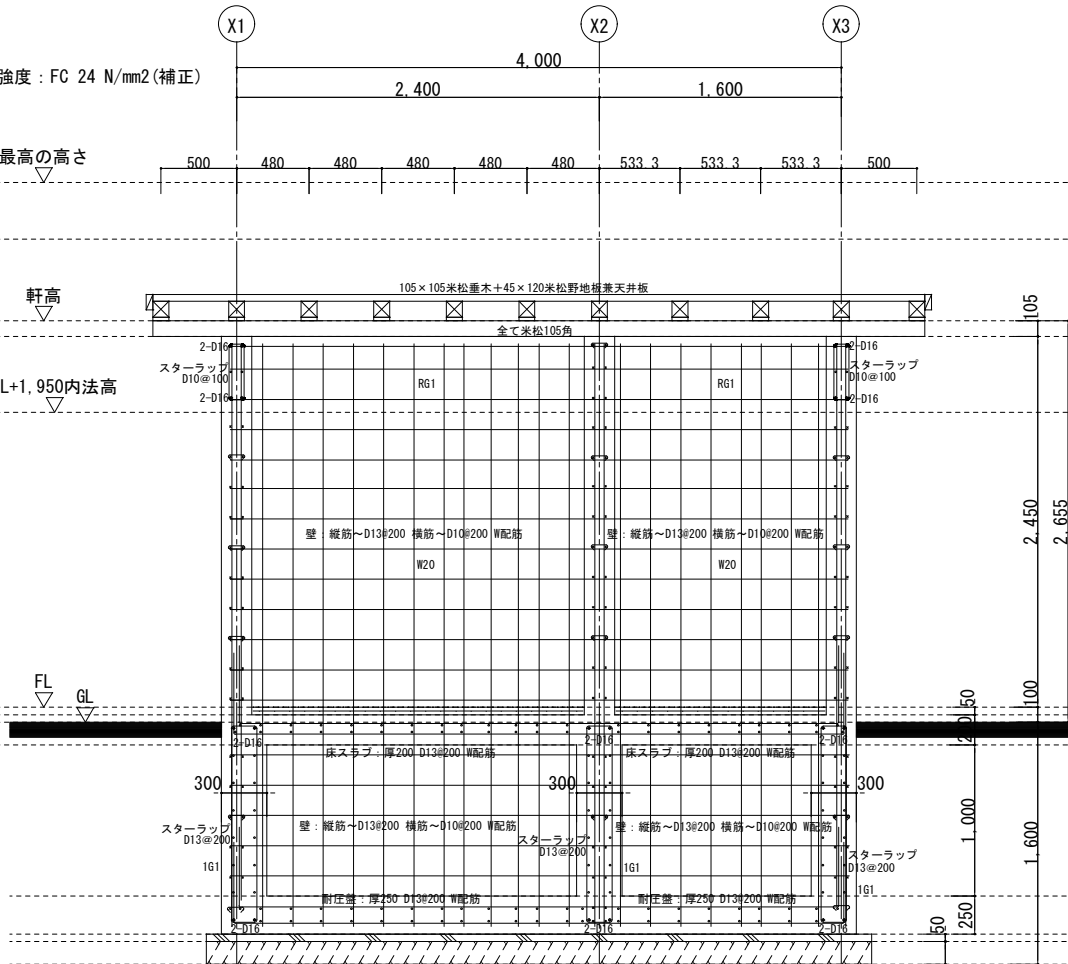
トイレ②X1通り 軸組、RC配筋図



トイレ②Y3通り 軸組、RC配筋図



トイレ②Y2通り 軸組、RC配筋図



トイレ②Y1通り 軸組、RC配筋図

工事名称	図名	縮尺	日付	設計事務所名	登録番号	図面番号
狭山台中央公園トイレ新築工事	トイレ②(北側) 軸組、RC配筋図	S : 1/25 (A1) 50%縮小 (A3)	2025年 3月 14日 狭山市提出図面	Ms建築設計事務所 管理建築士 村上嘉康 〒350-1302 埼玉県狭山市東三ツ木140-32 TEL, FAX 04-2968-0834	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6)第7174号 村上嘉康 国土交通大臣一級建築士登録 260358号	S-11